第5期土浦市障害福祉計画・
土浦市障害児福祉計画

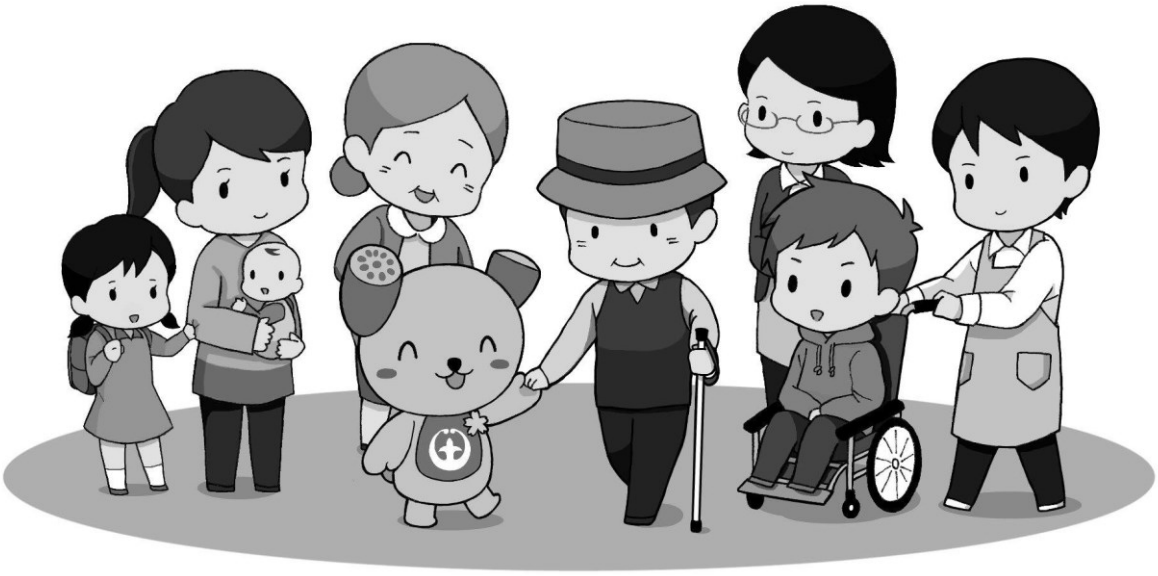

平成 30 年３月

土 浦 市

はじめに

本市では，平成２７年３月に策定した「土浦市障害者計画・第４期土浦市障害福祉計画」に基づき，『ともに生きる うるおいのある まちをめざして』の基本理念のもと，関係団体・事業者をはじめとする多くの皆様と協力して，障害福祉施策を計画的に進めてまいりました。

この間，国においては，平成２８年４月に「障害者差別解消法」が施行され，障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められたことにより，全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが示されました。また，平成２８年５月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正され，平成３０年４月に施行されることにより，障害者が自らの望む地域生活を営むことが出来るよう，高齢障害者や障害児支援の多様なニーズに対応するための法整備が行われています。

このような中，本市では，社会情勢の変化などに的確に対応し，障害者福祉施策の一層の推進を図るため，新たに「障害児福祉計画」を含めた「第５期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創り高めあう地域共生社会の実現に向け，これまでの基本理念を継承し，必要な各種サービスが計画的に提供されるよう障害者サービスの目標と見込み量を定め，本市における障害福祉サービスの利用の実情に基づいた障害福祉施策の方向性を示しております。

今後も引き続き，市民の皆様との協働を基本に，本計画に基づく諸施策の推進に取り組み，障害のある方もない方も，一人ひとりを大切に，ともに支え合って，「誰もが安心・安全でいきいきと希望を持って暮らせるまち」の実現を目指してまいりますので，より一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに，本計画の策定に際しまして，貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ，熱意をもってご審議をいただきました土浦市障害者計画策定委員の皆様や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成３０年３月

土浦市長　中川　清

目次

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の背景と趣旨 2
　２　計画の性格と位置づけ 4
　３　計画期間 4
　４　計画の対象 5
　５　計画の策定体制と市民意見の反映 5
第２章　本市の現状 7
　１　障害者の現状 8
　２　アンケート調査結果概要 13
　３　ヒアリング調査結果概要 32
　４　第４期障害福祉計画の進捗状況 40
　５　計画策定に向けた課題 46
第３章　計画の基本的な考え方 49
　１　計画の基本理念 50
　２　計画の基本的視点 51
　３　計画の基本目標 53
　４　計画の体系 55
第４章　障害福祉サービス等の見込（障害者） 57
　１　障害者数の推計 58
　２　サービス確保の方針 60
　３　成果目標 62
　４　障害福祉サービス量等の見込（活動指標） 65
第５章　障害児福祉サービス等の見込 77
　１　成果目標 78
　２　障害児福祉サービス量等の見込（活動指標） 80
第６章　計画の推進 83
　１　計画の推進体制 84
　２　計画の進行管理 85
資料編 87

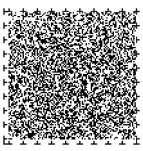

第1章

計画策定にあたって

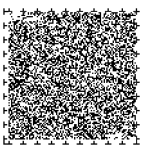

1　計画策定の背景と趣旨

土浦市では，平成 27 年に「土浦市障害者計画（後期計画）」（６ヶ年計画）及び「第４期土浦市障害福祉計画」（３ヶ年計画）を策定し，『ともに生きる　うるおいのある　まちをめざして』とする基本理念のもと，障害のある人も障害のない人もともに生活し，楽しくいきいきと暮らしていける社会の構築をめざし，障害者施策に取り組んできました。

一方で少子高齢化や核家族化はさらに進展し，障害福祉におけるニーズが一層多様化，複雑化するなかで，全ての国民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる「共生社会*」の実現に向けた更なる理解の促進，及び「高齢者」「障害者」といった制度や分野を越えて，地域の様々な資源を活用しながら一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会*」の構築が求められています。

このような現状の変化をふまえ，国の障害者施策においては，「障害者差別解消法*」の施行や，「障害者雇用促進法*」，「障害者総合支援法*」，「児童福祉法*」，「発達障害者支援法*」の改正に加え，第５期障害福祉計画の策定に向けた基本指針*では，障害児支援の一層の充実を図るため，市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられるなど，障害福祉行政を取り巻く状況は大きく変化しております。

また，県では，『ノーマライゼーション*』と『完全参加』を基本理念とする「新いばらき障害者プラン」や「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を制定するなど，県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。

本市においても，社会情勢の変化などに的確に対応し，障害福祉施策の一層の推進を図るため，障害福祉サービス等の目標と見込み量を定め，地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるよう，新たに「障害児福祉計画」を含めた「第５期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」を策定します。

（注）本文中で文字の右肩に＊印のある用語の意味は，P.109 からの「用語解説」で解説しています。
＊印は，はじめて出てきた場合にのみ付けています。

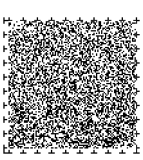

■最近の主な関連法制度・計画の動き

時期	法律･計画名等	主な内容
平成 24 年３月	**土浦市障害福祉計画**（第３期）の策定【計画期間：平成 24 年度～26 年度】※障害者自立支援法に基づく計画	土浦市障害者計画の基本理念に基づき，在宅障害者へのサービスの充実，日中活動系サービスの充実，地域生活移行の促進，地域生活支援の充実の４つの基本目標を設定。
平成 24 年４月	**児童福祉法**の改正	障害児支援の強化として児童福祉法を基本とした身近な地域での支援の充実，放課後等デイサービス等の障害児通所支援の創設など。
平成 24 年 10 月	**障害者虐待防止法***（障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行	障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護，養護者に対する支援の措置など。
平成 25 年４月	**障害者総合支援法**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行【一部平成 26 年４月施行】 ※障害者自立支援法からの移行	「法に基づく日常生活･社会生活の支援が，共生社会を実現するため，社会参加の機会の確保及び地域社会における共生，社会的障壁*の除去に資するよう，総合的かつ計画的に行われること」を基本理念に，障害者の範囲の拡大，障害支援区分*の創設，地域移行支援の対象拡大，地域生活支援事業の追加など。
平成 25 年４月	**障害者優先調達推進法***（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行	国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し，障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め，障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るなど。
平成 25 年９月	国の**障害者基本計画**の策定【対象期間：平成 25 年度～29 年度】	すべての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし，地域社会における共生，差別の禁止，国際的協調を基本原則に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。
平成 26 年１月	障害者権利条約批准*	障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく，「合理的配慮*の否定」なども含むあらゆる差別を禁止し，障害者が他の人と平等に，自立した生活を送れるための地域社会への包容について定める。
平成 27 年３月	**土浦市障害者計画**の策定【計画期間：平成 27 年度～32 年度】 ※障害者基本法*に基づく計画	「ともに生きる うるおいのある まちをめざして」を基本理念に，４つの基本的視点から，４つの基本目標を設定。
	土浦市障害福祉計画（第４期）の策定【計画期間：平成 27 年度～29 年度】 ※障害者総合支援法に基づく計画	障害者数の推計とサービス確保の方針をもとに，成果目標とサービス量等の見込（活動指標）を設定。
平成 28 年４月	**障害者差別解消法**（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項，行政機関，民間事業者等における措置等を定め，障害を理由とする差別の解消を推進するなど。
平成 28 年４月	**改正障害者雇用促進法**（障害者の雇用の促進等に関する法律）の施行【一部平成 30 年４月施行】	雇用分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定め，精神障害者を法定雇用率*の算定基礎に加えるなど。
平成 28 年５月	**成年後見制度利用促進法**の施行	判断能力が不十分な人に代わり，財産管理や契約行為を行える成年後見制度*の利用促進を図る。
平成 28 年５月	**障害者総合支援法，児童福祉法**の改正【平成 30 年４月施行】	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用の促進，障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や障害児福祉計画の策定など。
平成 28 年８月	**改正発達障害者支援法**の施行	一人一人の特性に応じ，学校での個別計画の作成や事業主への雇用の確保を求めるなど，教育・就労の支援充実が柱。

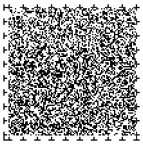

2　計画の性格と位置づけ

本計画は，障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と，児童福祉法第 33 条に基づく「市町村障害児福祉計画」を，一体的に策定するものです。

策定に当たっては，本市の「第８次土浦市総合計画」を基本とし，国や県の計画に則したものとするとともに，「土浦市地域福祉計画」や「土浦市障害者計画」など，本市の関連計画との整合を図ります。

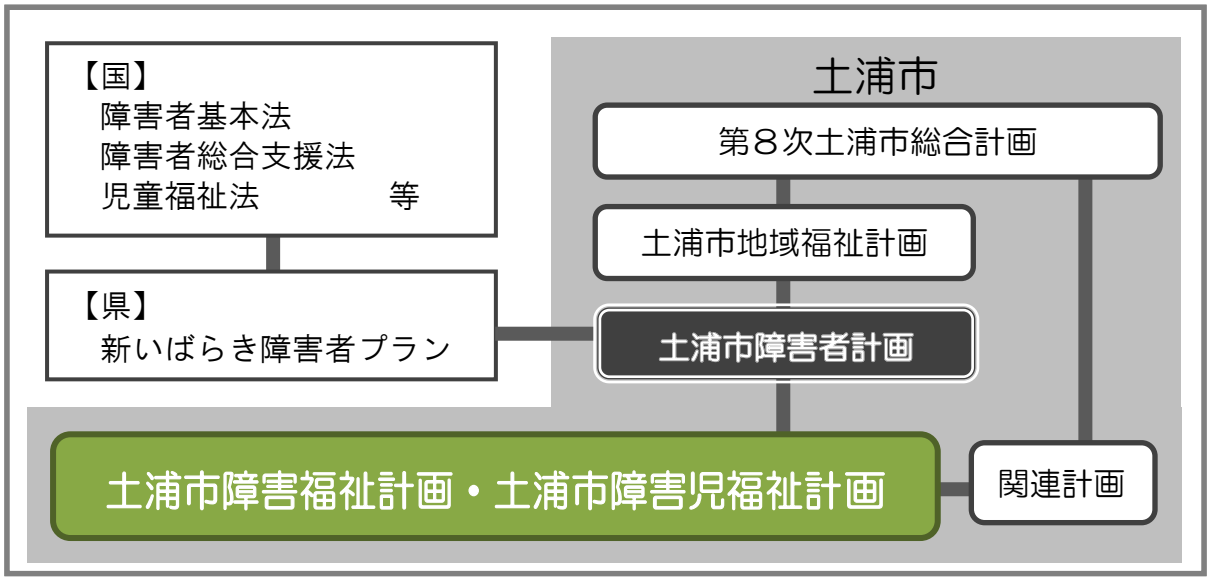

3　計画期間

「土浦市障害福祉計画（第５期）」及び「土浦市障害児福祉計画」の期間は平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間とします。

なお，「土浦市障害者計画（後期計画）」の期間は，平成 27 年度から平成 32 年度までの６年間となっています。

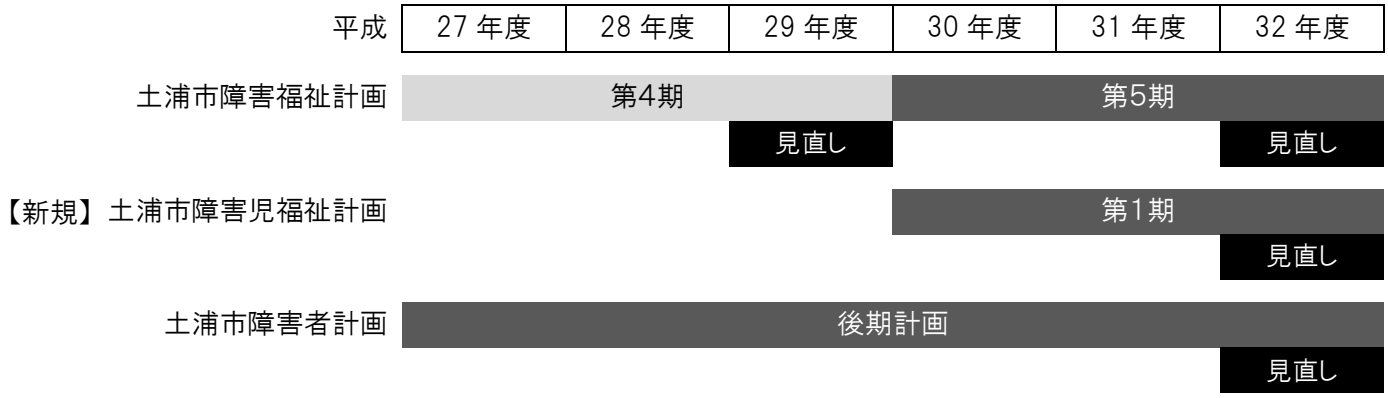

4　計画の対象

この計画における「障害者」とは，障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者，「知的障害者福祉法」に規定する知的障害者のうち 18 歳以上である者，「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害*者を含み知的障害者を除く）のうち 18 歳以上である者，治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上である者をいいます。また，「障害児」とは，「児童福祉法第４条第２項」に規定する障害児をいいます。

5　計画の策定体制と市民意見の反映

計画の策定にあたっては，公募市民，障害者団体及び関係機関等の役職員，学識経験者，民生委員児童委員等により構成する「土浦市障害者計画策定委員会」において，計画内容などについて検討・審議を行いました。

平成 29 年７～８月にはアンケート調査（障害者・障害児・事業所・事業所職員）と，障害者団体ヒアリング調査を実施し，計画策定の基礎資料としています。その他，「土浦市地域自立支援協議会*」へ意見を求めたほか，市民の意見を広く募って計画に反映させるため，パブリック・コメント*を実施しました。

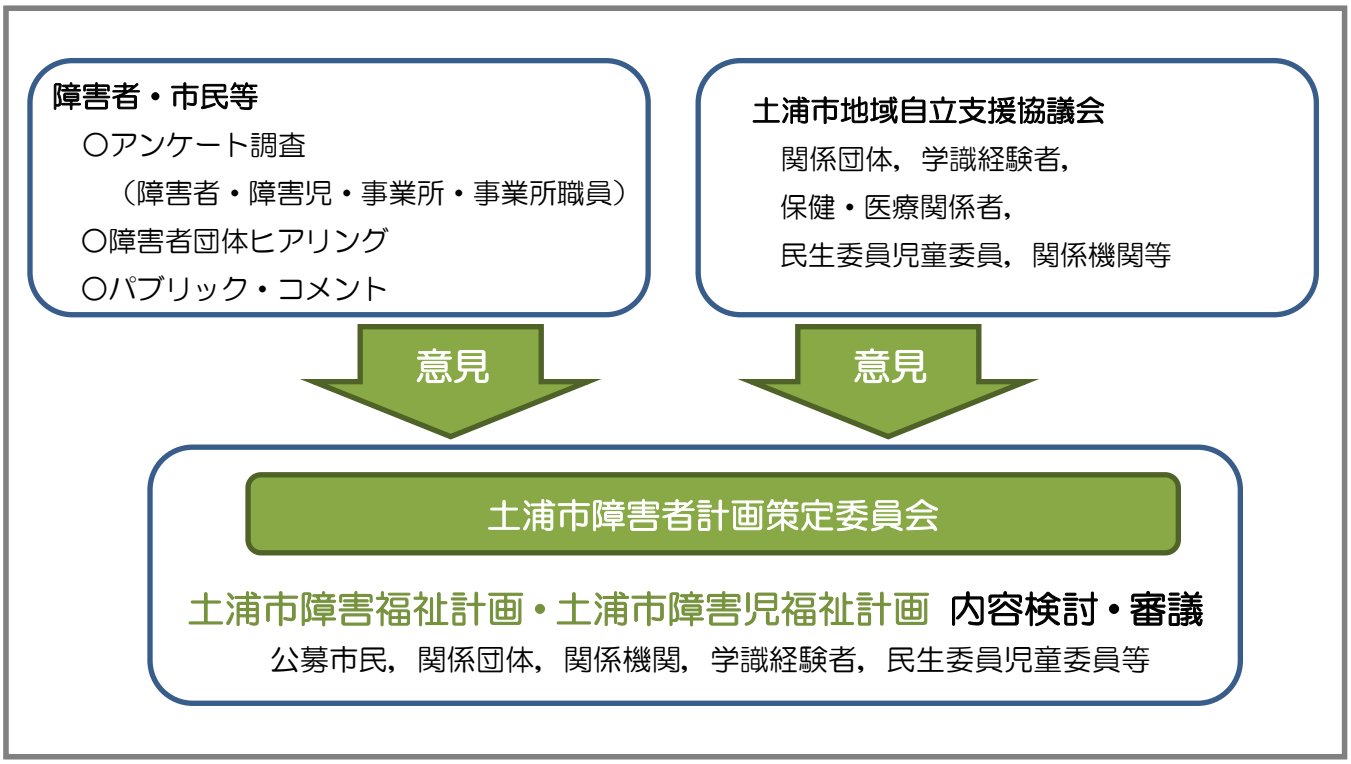

第2章

本市の現状

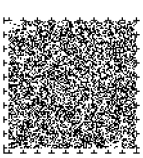

1　障害者の現状

（1）土浦市の人口等の推移と見通し

○本市の総人口は，なだらかに増加を続けてきましたが，少子高齢化の進行とともに今後は人口が減少していく見通しにあります。

○世帯数の増加に伴って１世帯当たりの平均人員数の減少が進んでいます。人口の高齢化と相まって，家庭や地域を支える力が減退していくことが危惧されます。

■人口等の推移

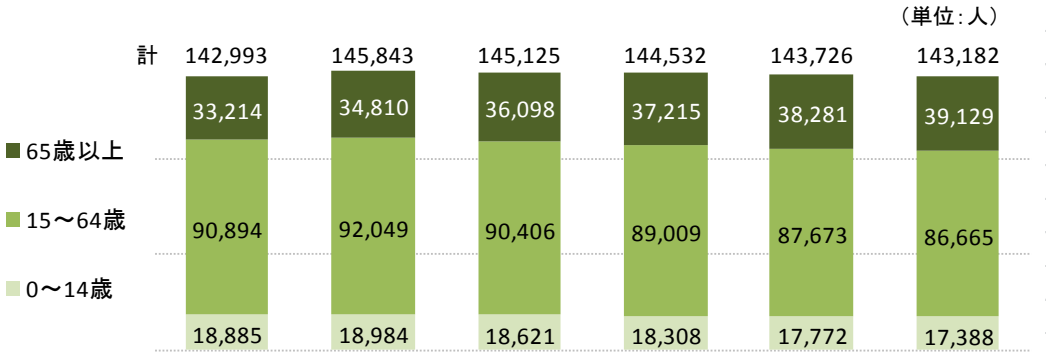

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～14歳	13.2%	13.0%	12.8%	12.7%	12.4%	12.1%
15～64歳	63.6%	63.1%	62.3%	61.6%	61.0%	60.5%
65歳以上	23.2%	23.9%	24.9%	25.7%	26.6%	27.3%
世帯数数（世帯）	60,494	62,512	62,904	63,491	63,937	64,552
1世帯当平均人員数	2.36	2.33	2.31	2.28	2.25	2.22

（注）構成比は，小数点以下２位を四捨五入しているため,和が 100.0%になりません（以下同様）。

資料:住民基本台帳（各年４月１日）

■将来人口の推計

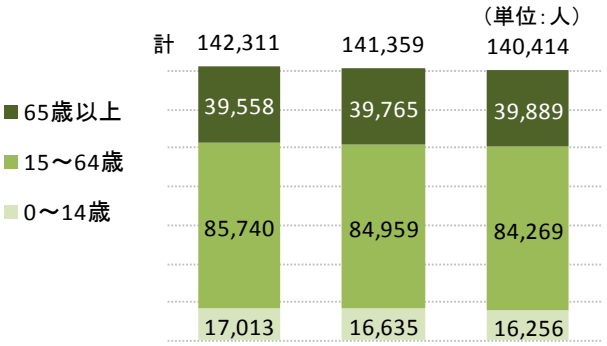

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
0～14歳	12.0%	11.8%	11.6%
15～64歳	60.2%	60.1%	60.0%
65歳以上	27.8%	28.1%	28.4%

資料：「土浦市障害者計画・第４期土浦市障害福祉計画」の推計を平成 29 年度までの実績値で補正して算出

（2）土浦市の障害者の状況

○本市で障害者手帳を持っている人の数は，平成 29 年 4 月 1 日現在 5,965 人で，市の総人口の 4.3%となっています。

○各障害者手帳所持者数は年々増加してきています。特に 65 歳以上の人が全体の半数以上，身体障害者では 68.6%を占めており，高齢者人口の増加とともに今後とも増加していくことが見通されます。

○障害別には，自立支援医療*（精神通院）受給者（手帳所持者との重複あり）も含め，特に精神障害のある人の増加が目立ちます。

■障害者手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）　（単位：人）

区分	単位	総数	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	総人口比(%)
身体障害	人数(人)	4,264	86	1,253	2,925	3.1
	比率(%)	100.0	2.0	29.4	68.6	
知的障害	人数(人)	889	211	626	52	0.6
	比率(%)	100.0	23.7	70.4	5.8	
精神障害	人数(人)	812	9	685	118	0.6
	比率(%)	100.0	1.1	84.4	14.5	
合計	人数(人)	5,965	306	2,564	3,095	4.3
	比率(%)	100.0	5.1	43.0	51.9	

資料：土浦市（総人口は市内常住人口：139,709 人）

■障害者手帳所持者数等の推移（各年 4 月 1 日）

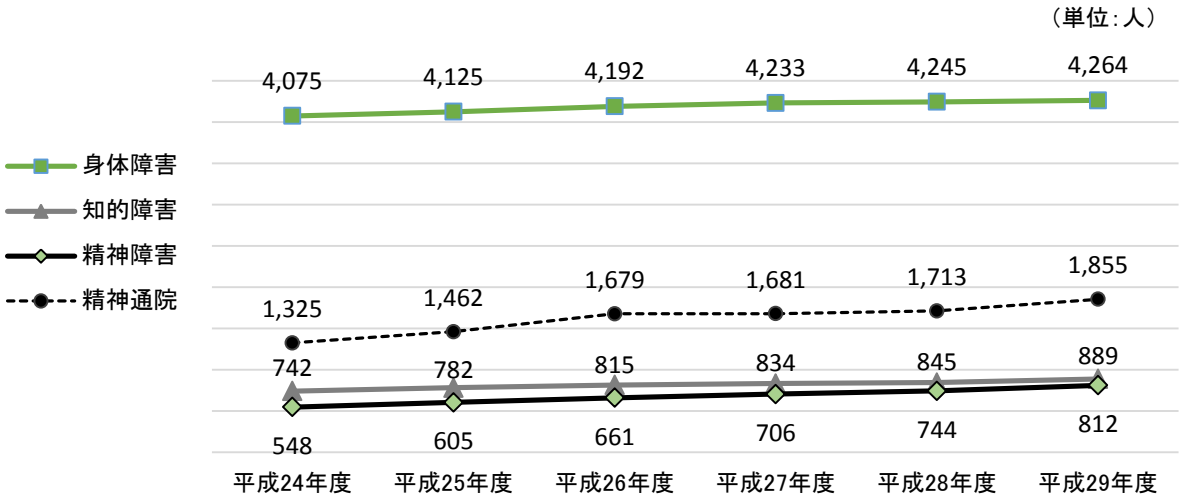

資料：土浦市（身体障害＝身体障害者手帳所持者，知的障害＝療育手帳所持者，精神障害＝精神障害者保健福祉手帳所持者，精神通院＝自立支援医療（精神通院）受給者）

①　身体障害者の状況

○身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は，平成 29 年４月１日現在，4,264 人となっており，平成 24 年度の 4,075 人から約５％増加しています。

○種類別には，肢体不自由，内部障害の順で多く，等級別には，１・２級の重度障害者が 2,334 人と半数以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・各年４月１日）

（単位：人）

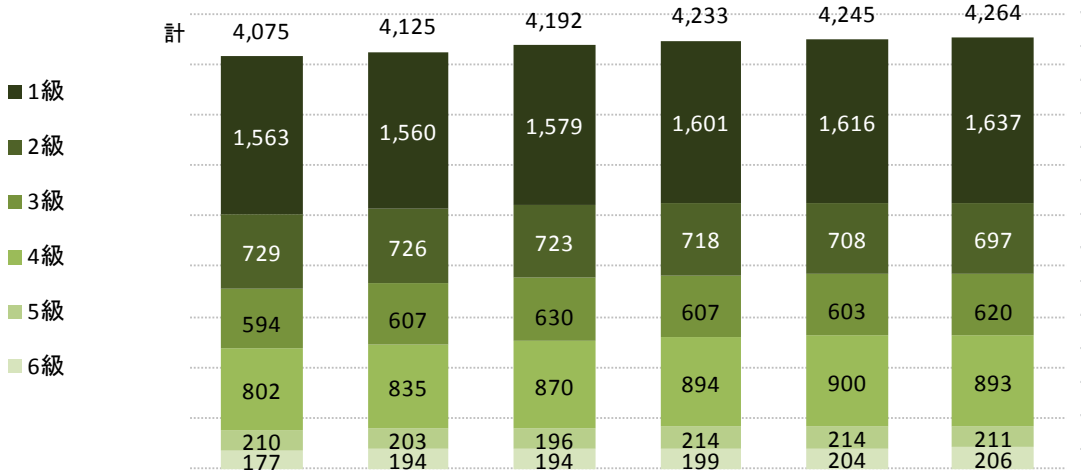

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	38.4%	37.8%	37.7%	37.8%	38.1%	38.4%
2級	17.9%	17.6%	17.2%	17.0%	16.7%	16.3%
3級	14.6%	14.7%	15.0%	14.3%	14.2%	14.5%
4級	19.7%	20.2%	20.8%	21.1%	21.2%	20.9%
5級	5.2%	4.9%	4.7%	5.1%	5.0%	4.9%
6級	4.3%	4.7%	4.6%	4.7%	4.8%	4.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■身体障害者手帳所持者数（種類・等級別・平成 29 年４月１日）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	119	92	20	11	30	20	292
聴覚障害	5	89	37	88	1	102	322
音声言語障害	0	6	33	11	0	0	50
肢体不自由	433	499	376	478	180	84	2,050
内部障害	1,080	11	154	305	0	0	1,550
合計	1,637	697	620	893	211	206	4,264

② 知的障害者の状況

○知的障害者（療育手帳所持者）数は，平成 29 年４月１日現在，889 人となっており，平成 24 年度の 742 人から約 20%増加しています。

○程度別には，最重度から軽度の４段階とも 20%台の分布となっています。年齢別には，18 歳以上が 678 人と全体の 76.3%（平成 24 年度は 73.7%）となっています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別・各年４月１日）

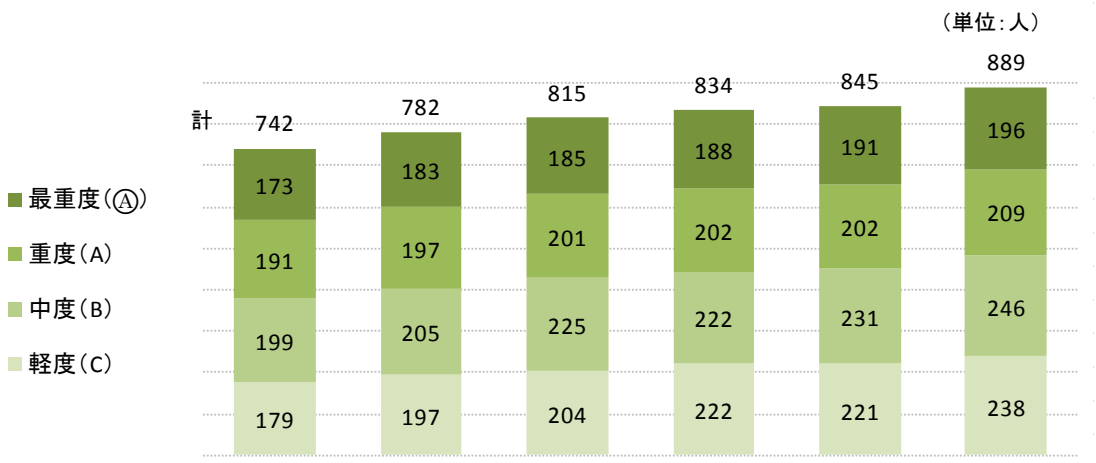

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
最重度（Ⓐ）	23.3%	23.4%	22.7%	22.5%	22.6%	22.0%
重度（A）	25.7%	25.2%	24.7%	24.2%	23.9%	23.5%
中度（B）	26.8%	26.2%	27.6%	26.6%	27.3%	27.7%
軽度（C）	24.1%	25.2%	25.0%	26.6%	26.2%	26.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■療育手帳所持者数の推移（年齢別・各年４月１日）

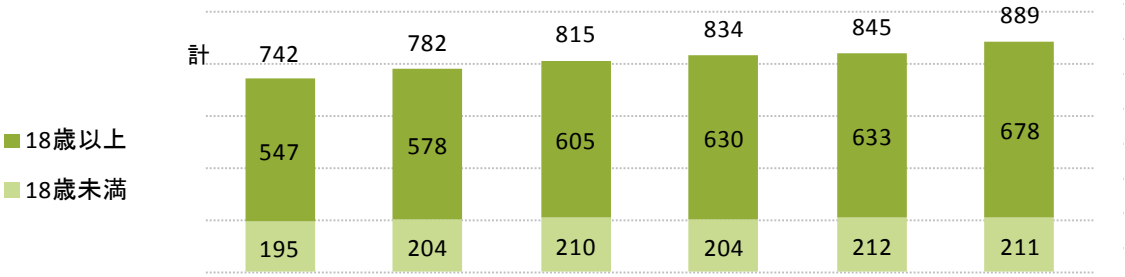

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	195	204	210	204	212	211
18歳以上	547	578	605	630	633	678
合計	742	782	815	834	845	889

③　精神障害者の状況

○精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は，平成 29 年 4 月 1 日現在，812 人となっており，平成 24 年度の 548 人から約 48%増加しています。

○自立支援医療（精神通院）受給者は，1,855 人と，平成 24 年度の 1,325 人から 40%増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別・各年 4 月 1 日）

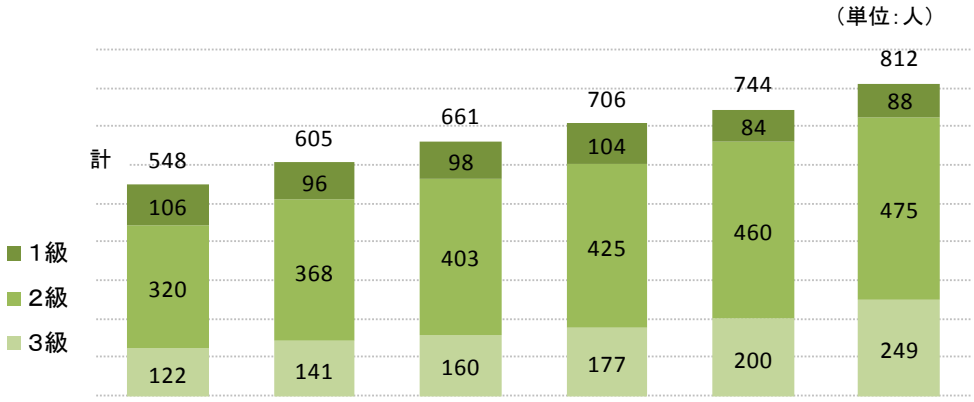

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	19.3%	15.9%	14.8%	14.7%	11.3%	10.8%
2級	58.4%	60.8%	61.0%	60.2%	61.8%	58.5%
3級	22.3%	23.3%	24.2%	25.1%	26.9%	30.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年 4 月 1 日）

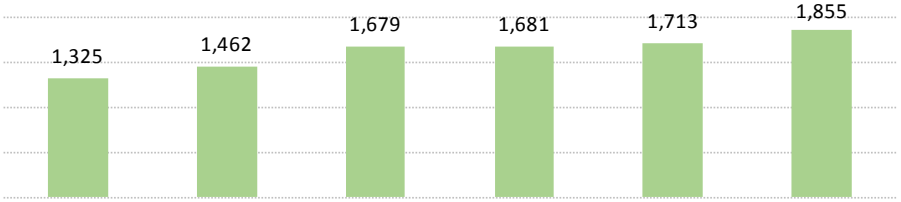

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	1,325	1,462	1,679	1,681	1,713	1,855

2　アンケート調査結果概要

■調査の概要（平成 29 年 7 月 24 日～8 月 15 日，配付・回収ともに郵送法で実施）

区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	2,593 票	1,156 票	44.6%
障害児調査	415 票	166 票	40.0%
事業所調査	40 票	14 票	35.0%
事業所職員調査	120 票	32 票	26.7%
計	3,168 票	1,368 票	43.2%

（1）アンケート調査への回答者

○障害者調査の回答者は，66.2%が本人，22.4%は家族となっています※1。障害の種類別では，身体障害や精神障害，また手帳を持っていない場合は本人の割合が高くなっていますが，知的障害のある人は，59.9%が本人以外の人が回答しています。

■障害者調査のアンケートへの回答者（SA）※2・※3

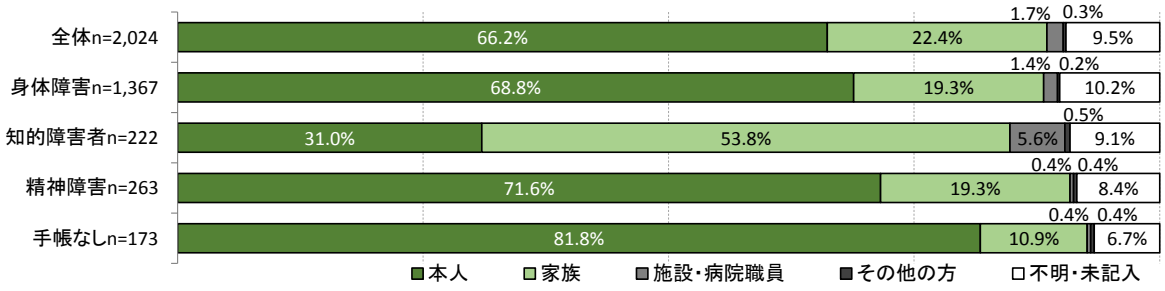

○全体 2,024 人のうち，1,851 人が手帳を持っており，173 人は手帳を持っていません。

○障害児の調査では，精神障害以外の，身体障害や知的障害，また手帳を持っていない子どもの場合，ほとんどが，家族が回答しており，精神障害のある子どもは，７人中３人が本人，４人が，家族が回答しています。

■障害児調査のアンケートへの回答者（SA）

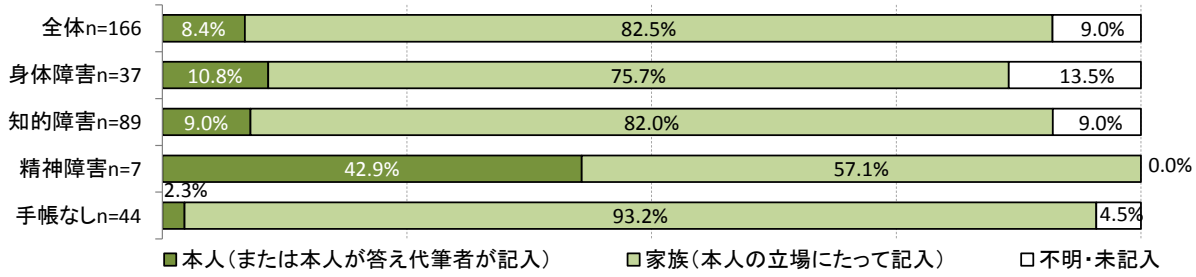

※1 本調査の前提としては，できるかぎり本人が答えることにし，本人が回答できない場合は，家族や援助（介助や手助け）をしている人が，本人の立場に立って回答することにしています。よって，調査で得られたデータは基本的に障害のある人本人のニーズや現状として扱います。
※2　図表のタイトルにおいて，「SA」は単数回答，「MA」は複数回答の設問であることを示しています。
※3 アンケートの集計は，全体の結果の他に，障害者手帳の取得状況により 4 つのグループに分けた結果を掲載しています。図中の「身体障害」は身体障害者手帳を，「知的障害」は療育手帳を，「精神障害」は精神障害者保健福祉手帳を取得している回答者の回答であり，「手帳なし」はいずれも取得していない回答者の回答となります。

（2）本人について

○障害者調査における障害別の年齢構成については，身体障害のある人は，65 歳以上が 70.0％と最も多く，知的障害のある人は，18～39 歳が 62.4％と最も多くなっています。また，精神障害のある人は，40～64 歳が 58.2％と最も多くなっています。

○手帳を持っていない人は，40～64 歳が 41.0％と最も多くなっています。

■障害のある人の障害別年齢構成（SA）

	18-39 歳	40-64 歳	65 歳以上
身体障害 N=1,367	70	340	957
	5.1%	24.9%	70.0%
知的障害 N=222	138	72	11
	62.4%	32.5%	5.1%
精神障害 N=263	74	153	36
	28.1%	58.2%	13.7%
手帳なし N=173	53	117	72
	18.5%	41.0%	40.5%

備考	
回答者計	2,024
手帳所持者（内訳は左欄）	1,851
手帳未所持者	173

○障害児調査では，全体の 166 人のうち，115 人の子どもが手帳を持っており，44 人の子どもは手帳を持っていません。

○障害別年齢構成では，身体障害や知的障害，精神障害すべての障害の種類において，12～17 歳がそれぞれ 51.4％，40.4％，71.4％と最も多くなっています。

■障害のある子どもの障害別年齢構成（SA）　（単位：人）

	0-5 歳	6-11 歳	12-17 歳	無回答
身体障害 N=37	9	8	19	1
	24.3%	21.6%	51.4%	2.7%
知的障害 N=89	18	34	36	1
	20.2%	38.2%	40.4%	1.1%
精神障害 N=7	0	2	5	0
	0.0%	28.6%	71.4%	0.0%
手帳なし N=44	27	16	1	0
	61.4%	36.4%	2.3%	0.0%

備考	
回答者計	166
手帳所持者	115
所持者延（内訳は左欄）	133
重複所持者	19
手帳未所持者	44
不明・未記入	7

○事業所調査において，運営主体は，社会福祉法人が５事業所，特定非営利活動法人（NPO 法人）が５事業所，営利法人（株式会社，有限会社など）が３事業所となっています。

■事業所＜上位項目＞（SA）

順位	事業所	回答数
1位	社会福祉法人	5
2位	特定非営利活動法人(NPO 法人)	5
3位	営利法人(株式会社，有限会社など)	3

（3）障害のある人の生活

①　暮らし方

【障害のある人】

○回答者の 72.7%が家族・親族と一緒に暮らしており，次いでひとり暮らしが 12.8%となっています。一緒に暮らしている家族・親族の内訳では，身体障害のある人及び手帳を持っていない人は配偶者，知的障害のある人及び精神障害のある人は父母の割合が最も高くなっています。今後の希望する暮らし方としては，各障害者において「家族と暮らしたい」割合が最も高くなっていますが，精神障害のある人の場合，「ひとりで暮らしたい」割合が他の障害のある人に比べ高くなっています。知的障害のある人の場合，障害者支援施設やグループホームを希望する割合が他の障害のある人より高くなっています。

■今後希望する暮らし方＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	家族と一緒に暮らしたい	67.9%	家族と一緒に暮らしたい	53.8%	家族と一緒に暮らしたい	50.5%	家族と一緒に暮らしたい	78.6%
2位	ひとりで暮らしたい	14.0%	仲間と共同生活したい（グループホームなど）	13.7%	ひとりで暮らしたい	26.7%	ひとりで暮らしたい	11.6%
3位	高齢者支援施設で暮らしたい	7.7%	障害者支援施設で暮らしたい	13.2%	その他	7.4%	仲間と共同生活したい（グループホームなど）	2.5%
4位	障害者支援施設で暮らしたい	3.0%	ひとりで暮らしたい	10.2%	障害者支援施設で暮らしたい	4.9%	高齢者支援施設で暮らしたい	1.4%
5位	その他	1.5%	その他	3.6%	仲間と共同生活したい（グループホームなど）	3.9%	その他	1.1%

※上位５位以内（以下同様）

○現在の収入は，「年金・特別障害者手当」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の順で多くなっています。知的障害のある人の場合，これに次いで「通所施設・作業所などの工賃」の割合も高くなっています。

■現在の収入＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	年金･特別障害者手当など	74.9%	年金･特別障害者手当など	68.0%	年金･特別障害者手当など	62.1%	年金･特別障害者手当など	43.2%
2位	同居家族の給与･援助	23.5%	同居家族の給与･援助	46.7%	同居家族の給与･援助	40.0%	勤め先の給与･賃金	37.2%
3位	勤め先の給与･賃金	13.0%	勤め先の給与･賃金	26.4%	勤め先の給与･賃金	21.8	同居家族の給与･援助	35.8%
4位	事業収入（自営業など）	4.0%	通所施設･作業所などの工賃	22.3%	生活保護	10.5%	事業収入（自営業など）	5.3%
5位	財産収入（家賃収入など）	3.6%	生活保護	6.1%	通所施設･作業所などの工賃	9.5%	その他	4.6%

○各障害者において地域で生活するために必要なこととして，「相談支援体制の充実」「経済的支援」「福祉に関する情報提供」「緊急時，災害時等の支援体制」などが求められています。また，18～39 歳は「就労支援の充実」，65 歳以上は「外出手段の確保」の割合が特に高くなっているなど，障害の種別や年齢によりニーズが異なっています。

■地域で生活するために必要なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	緊急時，災害時等の支援体制	25.4%	相談窓口など支援体制の充実	41.1%	経済的支援	49.1%	経済的支援	29.8%
2位	福祉に関する情報提供	24.7%	緊急時，災害時等の支援体制	38.6%	相談窓口など支援体制の充実	41.8%	相談窓口など支援体制の充実	29.1%
3位	相談窓口など支援体制の充実	24.1%	経済的支援	35.5%	福祉に関する情報提供	29.8%	福祉に関する情報提供	25.3%
4位	経済的支援	20.6%	地域の理解	34.5%	就労支援の充実	28.4%	身近な医療機関の確保	22.8%
5位	外出手段の確保 身近な医療機関の確保	19.9%	グループホームの整備	30.5%	地域の理解	25.6%	特に必要なことはない	20.0%

○60.5%が週に３～４日以上外出しています。外出の目的については，「買い物」「病院」などの割合が高くなっています。外出のとき困難に感じることは，障害の種類によって異なり，知的障害のある人は「人とのコミュニケーションが難しい」，精神障害のある人は「人目が気になる」の割合が特に高くなっています。

■外出時の困難なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	特にない	25.7%	人とのコミュニケーションが難しい	33.0%	人目が気になる	26.7%	特にない	49.8%
2位	道路に段差が多い	17.6%	特にない	24.9%	経費がかかる	24.6%	道路に段差が多い	11.6%
3位	交通機関がない	16.8%	交通機関がない	17.3%	人とのコミュニケーションが難しい	22.8%	経費がかかる	11.2%
4位	経費がかかる 障害者用駐車場がない(少ない)	13.7%	支援者がいない	14.7%	特にない	21.8%	交通機関がない	10.5%
5位			経費がかかる	14.2%	交通機関がない	18.2%	障害者用駐車場がない（少ない）	6.3%

【障害のある子ども】

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけは，身体障害のある子どもは，「生まれてまもなく知らされた」が，その他は「保護者自身が気づいた」が最も高い割合となっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけ＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7		手帳なし N=44	
1位	生まれてまもなく知らされた	45.9%	保護者自身が気付いた	49.4%	保護者自身が気付いた	71.4%	保護者自身が気付いた	63.6%
2位	病院･医療機関での受診	37.8%	病院･医療機関での受診	37.1%	育児相談など 病院･医療機関での受診	28.6%	健康診断(乳幼児健診など) 保育園や幼稚園などの教職員から	27.3%
3位	保護者自身が気付いた	16.2%	健康診断(乳幼児健診など)	28.1%				
4位	健康診断(乳幼児健診など)	10.8%	生まれてまもなく知らされた	22.5%	家族や周りの人から 健康診断(乳幼児健診など) 保育園や幼稚園などの教職員から	14.3%	家族や周りの人から	13.6%
5位	保育園や幼稚園などの教職員から その他	5.4%	保育園や幼稚園などの教職員から	10.1%			育児相談など	11.4%

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先については，身体障害や知的障害のある子どもは「病院・医療機関」の割合が最も高く，精神障害のある子どもは「児童相談所」，手帳を持っていない子どもは「療育支援センター」の割合が最も高くなっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7		手帳なし N=44	
1位	病院･医療機関	73.0%	病院･医療機関	51.7%	児童相談所	57.1%	療育支援センター	61.4%
2位	家族	59.5%	家族	49.4%	小学校や中学校などの教職員 土浦市健康増進課(保健センターの保健師) 病院･医療機関	42.9%	家族	47.7%
3位	療育支援センター	16.2%	療育支援センター	42.7%			保育園や幼稚園などの教職員 土浦市健康増進課(保健センターの保健師)	31.8%
4位	どこにも相談しなかった	13.5%	土浦市健康増進課(保健センターの保健師)	21.3%				
5位	市役所 土浦市健康増進課(保健センターの保健師) 社会福祉協議会	10.8%	児童相談所	18.0%	家族 福祉関係の団体･施設	28.6%	病院･医療機関	22.7%

○同居している人は，父親，母親が多くなっていますが，母親の割合が最も高くなっています。今後の暮らし方として，手帳を持っていない子どもは約 90.9%が今後家族と過ごすことを希望していますが，手帳を持っている子どもは，家族と暮らしたい割合は比較的低く，「仲間と共同生活したい」「一人で暮らしたい」の割合が高くなっています。

■今後希望する暮らし方＜上位項目＞（SA）

順位	身体障害 N=37※		知的障害 N=89※		精神障害 N=7※		手帳なし N=44※	
1位	家族と一緒に暮らしたい	62.2%	家族と一緒に暮らしたい	59.6%	家族と一緒に暮らしたい	57.1%	家族と一緒に暮らしたい	90.9%
2位	仲間と共同生活したい(グループホームなど)	10.8%	仲間と共同生活したい(グループホームなど)	15.7%	ひとりで暮らしたい 仲間と共同生活したい(グループホームなど)	14.3%	ひとりで暮らしたい	2.3%
3位	ひとりで暮らしたい	8.1%	ひとりで暮らしたい	6.7%				
4位	福祉施設(障害者支援施設)で暮らしたい	5.4%	福祉施設(障害者支援施設)で暮らしたい	5.6%				

※表に掲載している項目以外は 0.0%となっています。

○地域で生活するために必要なこととして，各障害において「相談窓口など支援体制の充実」が見られます。またそれ以外では，障害の種類別にニーズの違いがみられ，精神障害のある子どもは「経済的支援」，知的障害のある子どもは「地域の理解」，手帳未所持児は「学校内・園内でのサポート」や「放課後等デイサービス・放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。必要とする手助けは，外出関連の手助けの割合が高く，トイレ，入浴等も高くなっています。

■地域で生活するために必要なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7		手帳なし N=44	
1位	相談窓口など支援体制の充実	56.8%	地域の理解	61.8%	経済的支援	85.7%	学校内･園内でのサポート	72.7%
2位	福祉に関する情報提供 就労支援の充実	43.2%	相談窓口など支援体制の充実	57.3%	相談窓口など支援体制の充実 地域の理解	57.1%	放課後等デイサービス･放課後児童クラブ	63.6%
3位			就労支援の充実	53.9%			相談窓口など支援体制の充実	43.2%
4位	経済的支援	40.5%	放課後等デイサービス･放課後児童クラブ	51.7%	グループホームの整備 就労支援の整備 緊急時，災害時等の支援体制 学校内･園内でのサポート 放課後等デイサービス･放課後児童クラブ	42.9%	地域の理解	38.6%
5位	緊急時，災害時等の支援体制	37.8%	学校内･園内でのサポート	49.4%			福祉に関する情報提供 就労支援の充実	25.0%

○全体として 92.1%が週に３～４日以上外出しています。通園通学先以外の外出先としては，「買い物に行く」が最も多く，知的障害のある子どもは「友人・知人に会う」が，身体障害のある子どもは「趣味やスポーツをする」が特に低い割合となっています。

○外出するとき困難に感じることは，精神障害や知的障害のある子どもは「人とのコミュニケーションが難しい」を特に多くあげており，身体障害のある子どもは「車などが多く危険を感じる」や，障害者用のトイレや駐車場がない，または少ないことを多くあげています。

■外出時の困難なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7		手帳なし N=44	
1位	車などが多く危険を感じる 障害者用の駐車場がない（少ない）	31.4%	人とのコミュニケーションが難しい	41.2%	人とのコミュニケーションが難しい	57.1%	特にない	56.8%
2位			車などが多く危険を感じる	31.8%	車などが多く危険を感じる 特にない	42.9%	車などが多く危険を感じる	27.3%
3位	障害者用のトイレがない（少ない） 特にない	25.7%	特にない	27.1%			人とのコミュニケーションが難しい	22.7%
4位			人目が気になる	22.4%	支援者がいない 人目が気になる	28.6%	交通機関がない	6.8%
5位	人とのコミュニケーションが難しい 道路に段差が多い	17.1%	支援者がいない	18.8%			経費がかかる 人目が気になる 案内板が分かりにくい	4.5%

②　相談・情報入手について

【障害のある人】

○日常生活で特に困ったり，不安に思っていることとして，「将来の生活や老後のこと」の割合が最も高く，次いで「お金のこと」「障害や病気（薬）のこと」などの割合が高くなっており，特に知的障害のある人の場合，全体的に他の障害のある人より高い割合となっています。精神障害のある人の場合は，他の障害のある人より，「家族のこと」「家族以外の人間関係のこと」の割合が高くなっています。また，本人の回答では「お金のこと」「就職や仕事のこと」が家族の回答より特に高い割合となっています。

○悩み事の相談先としては，「家族・親戚」に次いで，「友人・知人」「医療機関」の順となっています。知的障害のある人の場合，「相談支援専門員*・ケアマネジャー」「福祉施設・サービス事業所」「市役所の福祉関係課」を利用する割合が，他の障害のある人より高くなっています。介護者の相談相手においても同様の傾向が見られます。

■相談先＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	家族･親戚	79.5%	家族･親戚	76.1%	家族･親戚	67.7%	家族･親戚	78.9%
2位	相談支援専門員･ケアマネジャー	20.0%	福祉施設･サービス事業所	33.5%	医療機関	36.5%	友人･知人	36.1%
3位	友人･知人	19.6%	相談支援専門員･ケアマネジャー	29.9%	友人･知人	24.6%	医療機関	25.3%
4位	医療機関	14.9%	市役所の福祉関係課	22.3%	市役所の福祉関係課	13.7%	相談支援専門員･ケアマネジャー	7.4%
5位	市役所の福祉関係課	12.0%	医療機関	18.8%	相談支援専門員･ケアマネジャー	11.2%	市役所の福祉関係課	6.3%

○福祉関連情報の入手手段は，「市の広報など」「新聞・テレビ・ラジオなど」の割合が高くなっていますが，知的障害や精神障害のある人は，これらの割合が比較的低く，知的障害のある人の場合は「学校や施設など」「障害者団体」が他の障害のある人より高くなっています。精神障害のある人の場合は「特にない」の割合が高くなっています。本人の回答では，「新聞・テレビ・ラジオなど」「インターネット・スマートフォン」「市の広報など」の割合が家族の回答より高くなっており，家族の回答では「サービス事業者」「学校や施設など」「障害者相談員」「障害者団体」の割合が本人の回答より高くなっています。

■情報の入手手段＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	市の広報など	45.3%	市の広報など	26.4%	市の広報など	28.8%	市の広報など	49.1%
2位	新聞･テレビ･ラジオなど	29.0%	市役所など行政の窓口	23.9%	特にない	26.0%	新聞･テレビ･ラジオなど	26.7%
3位	市役所など行政の窓口	19.3%	特にない	22.8%	市役所など行政の窓口	24.9%	インターネット･スマートフォン	26.0%
4位	特にない	15.9%	学校や施設など	20.8%	新聞･テレビ･ラジオなど	19.6%	特にない	23.5%
5位	サービス事業者	14.5%	サービス事業者 障害者相談員	13.7%	インターネット･スマートフォン	16.8%	市役所など行政の窓口	11.2%

【障害のある子ども】

○日常生活で特に困ったり，不安に思っていることとして，身体障害や知的障害のある子どもの場合は「将来の生活や老後のこと」の割合が特に高く，精神障害のある子どもの場合は「お金のこと」，手帳を持っていない子どもは「進学や勉強のこと」の割合が特に高くなっています。

○悩み事の相談先としては，共通して，「家族・親戚」の割合が高くなっていますが，身体障害，知的障害のある人は，「学校・職場」「医療機関」の割合が高くなっています。精神障害のある子どもの場合は「医療機関」の割合は低く，「市役所の福祉関係課」の割合が高くなっています。介護者の相談相手においても，「家族・親戚」の割合が最も高く，「学校・職場」「医療機関」の順となっています。

■相談先＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7		手帳なし N=44	
1位	家族･親戚	78.4%	家族･親戚	79.8%	家族･親戚	85.7%	家族･親戚	79.5%
2位	学校･職場	43.2%	学校･職場	50.6%	学校･職場	42.9%	学校･職場	29.5%
3位	医療機関	37.8%	医療機関	28.1%	友人･知人 市役所の福祉関係課	28.6%	医療機関	27.3%
4位	友人･知人	29.7%	友人･知人	24.7%			福祉施設･サービス事業所	15.9%
5位	福祉施設･サービス事業所	18.9%	福祉施設･サービス事業所	21.3%	相談支援専門員･ケアマネジャー 福祉施設･サービス事業所 土浦市健康増進課 医療機関	14.3%	相談支援事業所 土浦市健康増進課	11.4%

○福祉関連情報の入手手段は，「学校や施設など」の割合が高く，精神障害のある子どもは「特にない」の割合が高くなっています。

■情報の入手手段＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7※		手帳なし N=44	
1位	学校や施設など	51.4%	学校や施設など	60.7%	特にない	57.1%	学校や施設など 特にない	29.5%
2位	インターネット･スマートフォン	29.7%	市の広報など	29.2%	学校や施設など	42.9%		
3位	市役所など行政の窓口	24.3%	市役所など行政の窓口	27.0%	市役所など行政の窓口	28.6%	インターネット･スマートフォン	25.0%
4位	市の広報など	21.6%	インターネット･スマートフォン	24.7%	障がい者相談員	14.3%	市の広報など	18.2%
5位	新聞･テレビ･ラジオなど	18.9%	障がい者相談員	14.6%			市役所など行政の窓口	15.9%

※表に掲載している項目以外は 0.0%となっています。

（4）就学と就労

①　教育・就学について【障害のある子ども】

○通い先としては，０～５歳の子どもは「幼稚園」「療育支援センター」の順で高い割合となっています。６～11 歳の子どもは「特別支援学校*」「小学校の特別支援学級*」の順で高い割合となっています。12～17 歳の子どもは，「特別支援学校」の割合が特に高くなっています。

■通園・通学先＜上位項目＞（SA）

順位	0～5 歳 N=52		6～11 歳 N=57		12～17 歳 N=54	
1位	幼稚園	25.0%	特別支援学校	43.9%	特別支援学校	59.3%
2位	療育支援センター	17.3%	小学校の特別支援学級	35.1%	高等学校	14.8%
3位	保育園 認定こども園	13.5%	小学校の通常学級	12.3%	中学校の 特別支援学級	11.1%
4位	通園･通学していない	7.7%	保育園 認定子ども園	3.5%	小学校の特別支援学級 中学校の通常学級	3.7%
5位	療育支援センター以外の療育施設	2.7%				

○保育園や幼稚園，学校などで困っていることや心配していることについて，全体として「今後の進学先・進路」「子どもの将来の生活」の割合が高くなっています。その他に，精神障害のある子どもの場合は，「費用などの経済的な負担」，手帳を持っていない子どもの場合は，「周囲の友達との関係」の割合も高くなっています。

■保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していること＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=89		精神障害 N=7		手帳なし N=44	
1位	今後の進学先･進路	62.5%	今後の進学先･進路	58.8%	今後の進学先･進路 費用などの経済的な負担 子どもの将来の生活	50.0%	周囲の友達との関係	45.0%
2位	子どもの将来の生活	37.5%	子どもの将来の生活	57.5%			今後の進学先･進路	40.0%
3位	送迎や付き添いなどの家族の負担 費用などの経済的な負担	25.0% 25.0%	周囲の友達との関係	22.5%			子どもの将来の生活	37.5%
4位			送迎や付き添いなどの家族の負担	21.3%	教職員の指導の仕方 送迎や付き添いなどの家族の負担 特に困っていることや心配はない	33.3%	教職員の指導の仕方 費用などの経済的な負担 特に困っていることや心配はない	20.0%
5位	周囲の友達との関係	21.9%	特に困っていることや心配はない	15.0%				

②　雇用・就労について【障害のある人】

○現在働いている割合は回答者全体で 26.1%で，働いている割合を障害の種別でみると，身体障害のある人が最も低く，知的障害のある人が最も高くなっています。年齢別では，64 歳以下は，約半数以上が働いているか，休職中または職業訓練中となっています。

○「会社などの正社員・正職員」の割合は回答者全体で 19.8%，「会社などのアルバイトやパート等」は 33.4%，「施設・事業所などで働いている」は 23.7%となっています。知的障害のある人の場合，他の障害の種別に比べ「会社などの正社員・正職員」の割合が最も低く，「施設・事業所などで働いている」の割合が特に高くなっています。精神障害のある人の場合，他の障害の種別に比べ「会社などのアルバイト・パート等」の割合が高くなっています。

○仕事に就くきっかけは，知的障害のある人は「学校での進路指導・実習」の割合が特に高く，精神障害のある人は「ハローワーク*の紹介」，手帳を持っていない人は「自分で探した」の割合が高くなっています。

○回答者全体で今後働きたいと思う割合は，39 歳以下は 46.6%，40～64 歳は 33.8%となっております。今後働きたいと思わない理由としては，「働く自信がないから」の割合が高くなっています。

○就労支援として必要なこととして，各障害者において「雇用者の障害・疾病への理解」，「職場の同僚等の障害・疾病への理解」の割合が高くなっています。

■就労支援として必要なこと（MA）

順位	身体障害 N=1,367		知的障害 N=222		精神障害 N=263		手帳なし N=173	
1位	雇用者の障害･疾病への理解	33.8%	仕事のていねいな指導や訓練	49.7%	雇用者の障害･疾病への理解	55.4%	雇用者の障害･疾病への理解	58.2%
2位	通勤手段の確保	26.6%	雇用者の障害･疾病への理解 職場の同僚等の障害･疾病への理解	47.7%	短時間勤務や勤務日数などの配慮	49.1%	職場の同僚等の障害･疾病への理解	54.4%
3位	職場の同僚等の障害･疾病への理解	26.4%			職場の同僚等の障害･疾病への理解	47.7%	短時間勤務や勤務日数などの配慮	50.5%
4位	短時間勤務や勤務日数などの配慮	25.7%	通勤手段の確保	44.7%	通勤手段の確保	45.6%	通勤手段の確保	42.8%
5位	職業相談･就職先のあっせん	20.8%	就職後のフォローなど職場の支援機関の連携	37.1%	仕事のていねいな指導や訓練	43.2%	就職後のフォローなど職場の支援機関の連携	34.7%

（5）障害福祉サービスの利用

①　障害福祉サービス等について【障害のある人】

【訪問系サービス】

○障害福祉サービス全体で訪問系サービスを利用している割合は低くなっているものの，今後サービスを利用したいと回答した割合は高くなっており，サービス量の増加が見込まれます。

■訪問系サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

N=2,024	a.経験	満足	b.希望	備考
居宅介護(ホームヘルプ)	83	76	353	
	4.1%	91.6%	17.4%	
重度訪問介護	20	17	222	
	1.0%	86.2%	11.0%	
同行援護	22	16	166	
	1.1%	71.7%	8.2%	
行動援護	35	23	270	
	1.7%	64.3%	13.4%	
重度障害者包括支援	17	8	208	利用者の満足度は比較的低く，「不満」と回答した割合が 33.9%と高いことから，サービスの質の向上が求められます。
	0.8%	48.5%	10.3%	

（表中の「満足」はアンケートの「満足」と「やや満足」の合計。以下同様）

【日中活動系サービス】

○全てのサービスにおいて満足度が高く，今後の利用希望率も高いことから，サービス量の増加が見込まれます。年齢別の今後の利用希望率については，生活介護，自立訓練，療養介護，短期入所は，65 歳以上の割合が最も高く，就労移行支援，就労継続支援は 40 歳未満の割合が高くなっています。

○サービス利用の動向等から，ニーズの増加と，障害者の「親亡き後」を見据えた短期入所（ショートステイ）先の確保など，継続的な自立した生活の支援に対応するため，地域で様々な支援を切れ目なしに提供できる支援体制整備を進める必要があると考えられます。

■日中活動系サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

N=2,024	a.経験	満足	b.希望	備考
生活介護	219	185	377	
	10.8%	84.6%	18.6%	
自立訓練（機能訓練）	146	92	319	
	7.2%	63.2%	15.8%	
自立訓練（生活訓練）	108	79	304	
	5.4%	73.1%	15.0%	
就労移行支援	60	38	187	必要な就労支援としては，障害の種類に関係なく「雇用者や職場の同僚の理解」が最も高くなっており，その他の支援については，精神障害のある人や手帳を持っていない人は「短時間勤務や勤務日数などの配慮」，知的障害のある人は「仕事のていねいな指導や訓練」が高くなっています。
	3.0%	62.4%	9.2%	
就労継続支援（A型，雇用型）	51	34	189	
	2.5%	67.2%	9.3%	
就労継続支援（B型，非雇用型）	73	60	193	
	3.6%	83.0%	9.6%	
療養介護	80	68	288	
	3.9%	85.6%	14.2%	
短期入所（ショートステイ）	68	60	338	
	3.4%	88.4%	16.7%	

【居住系サービス】

○現在の利用率は回答者全体で低くなっている反面，満足度や今後の利用希望率は高くなっており，サービス量の増加が見込まれます。障害者別では知的障害のある人の利用希望率が高くなっていますが，回答者の属性における本人の割合が低いことから，介護者の希望がより反映された結果と考えられます。

■居住系サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

N=2,024	a.経験	満足	b.希望	備考
共同生活援助（グループホーム）	35	25	211	年齢別の今後の利用希望率については，40 歳未満が最も高くなっています。
	1.7%	72.4%	11.1%	
施設入所支援	76	65	264	年齢別の今後の利用希望率については，65 歳以上が最も高くなっています。回答者属性別では，本人より家族の方の利用希望率が高くなっています。
	3.8%	84.9%	12.3%	

【相談支援】

○満足度は高く，今後の利用希望率は，知的障害のある人，精神障害のある人，身体障害のある人の順に割合が高くなっています。

■相談支援の利用経験（MA）・利用希望（SA）

N=2,024	a.経験	満足	b.希望	備考
計画相談支援	338	296	427	知的障害のある人の場合，現在の利用率に比べ今後の利用希望率は減少しており，他の障害のある人の場合も，増加はしているものの，その幅は他のサービスに比べさほど大きくありません。年齢別に見ると，今後の利用希望率は 40 歳未満が最も高くなっていますが，現在の利用率を勘案すると，サービス利用の増加幅は 40～64 歳が最も大きくなっています。
	16.7%	87.6%	21.1%	
地域移行支援	36	28	221	
	1.8%	78.2%	10.9%	

【地域生活支援事業】

○現在の利用率は全体として低くなっていますが，今後の利用希望率は高く，サービス量の増加が見込まれます。今後の利用希望率について，障害別でみると，身体障害のある人は補装具費給付事業の希望率が高く，知的障害のある人は日中一時支援事業の希望率が高くなっています。精神障害のある人は地域定着支援事業の希望率が高く，手帳を持っていない人は補装具費給付事業の希望率が高くなっています。

■地域生活支援事業の利用経験（MA）・利用希望（SA）

N=2,024	a.経験	満足	備考
地域定着支援	10	9	特に知的障害のある人の利用希望率が高くなっています。
	0.5%	91.1%	
スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	45	34	特に知的障害のある人の利用希望率が高くなっています。
	2.2%	75.6%	
手話通訳者派遣事業	2	1	手帳を持っていない人の今後の利用希望率は 4.2%（現在の利用率は 0.0%）と，増加幅が最も大きくなっています。
	0.1%	52.0%	
要約筆記*者派遣事業	2	1	手帳を持っていない人の今後の利用希望率は 5.3%（現在の利用率は 0.0%）と，増加幅が最も大きくなっています。
	0.1%	52.0%	
手話通訳設置事業	2	1	手帳を持っていない人の今後の利用希望率は 4.2%（現在の利用率は 0.0%）と，増加幅が最も大きくなっています。
	0.1%	52.0%	
移動支援事業（個別支援）	40	32	特に知的障害のある人の利用希望率が高くなっています。外出時の困難な点として，全体として「交通機関がない」「経費がかかる」が高く，外出において経済的な負担を抱えていることがうかがえます。障害の種類別では，精神障害のある人は「人目が気になる」，身体障害のある人は「道路に段差が多い」など，設備に関連する項目の割合が高く，知的障害のある人は「人とのコミュニケーションが難しい」や「支援者がいない」が高い割合となっているなど，障害別のニーズを反映したサービスの充実化を図る必要があります。
	2.0%	80.9%	
訪問入浴サービス事業	18	14	精神障害のある人の希望率は比較的低くなっています。
	0.9%	78.4%	
日中一時支援事業	86	78	利用率は，知的障害のある人は 24.4%と高くなっています。今後の利用希望率は，全体として 10.8%と高くなっていることから（知的障害のある人においては 28.9%），サービス量の増加が見込まれます。知的障害のある人の場合，回答者として「介護者」の割合が高く，また，主な介護者としては「父･母」の割合が最も高くなっていることを考慮し，今後のサービスの充実化を図る必要があります。
	4.3%	90.3%	
在宅障害者一時介護事業	10	9	特に知的障害のある人の利用希望率が高くなっています。
	0.5%	90.7%	
日常生活用具給付等事業	131	111	特に手帳を持っていない人や，身体障害のある人において，現在の利用率から利用希望率への増加幅が大きくなっています。
	6.5%	85.0%	
補装具費給付事業	149	122	特に手帳を持っていない人や，身体障害のある人において，現在の利用率から利用希望率への増加幅が大きくなっています。
	7.4%	81.5%	

②　障害福祉サービス等について【障害のある子ども】

○児童発達支援や放課後等デイサービス，障害児相談支援の利用率は高くなっています。

○今後の利用希望率が現在の利用率より低くなっているサービスがみられますが，子どもの成長によりサービスが移行されるため，今後の見込み量の予測には，子どもの人口や障害のある子どもの割合の変化なども総合的に考慮する必要があります。

■福祉サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

N=166	a.経験	満足	b.希望	備考
児童発達支援	77	73	48	手帳を持っていない子ども，知的障害のある子ども，身体障害のある子ども，精神障害のある子どもの順に高くなっています。
	46.4%	94.8%	28.9%	
医療型児童発達支援	9	7	9	現在の利用においては「12～17 歳」が 11.1%と最も高くなっている一方で，今後の利用希望は「6～11 歳」が 8.8%と最も高くなっています。
	5.4%	77.8%	5.4%	
放課後等デイサービス	68	59	86	手帳を持っていない子どもの場合，現在の利用が 31.8%で，今後の利用希望率が 65.9%となっており，今後サービスの利用が大幅に増加すると考えられます。
	41.0%	86.8%	51.8%	
居宅訪問型児童発達支援	1	1	11	利用率と今後の利用希望率の増加幅は，年齢別では「12～17 歳」，障害別では，身体障害のある子どもが大きくなっています。
	0.6%	100.0%	6.6%	
障害児相談支援	85	82	74	年齢別では，「0～5 歳」，障害別では，精神障害のある子どもや手帳を持っていない子どもが，今後の利用希望率が増加しています。
	51.2%	96.5%	44.6%	
居宅介護（ホームヘルプ）	3	3	13	精神障害のある子どもと手帳をもっていない子どもの利用はありません。
	1.8%	100.0%	7.8%	
移動援護	2	2	44	今後の利用希望は，知的障害のある子どもが最も多くなっています。
	1.2%	100.0%	26.5%	
重度障害児等包括支援	1	1	13	
	0.6%	100.0%	7.8%	
短期入所（福祉型・医療型）	8	5	40	
	4.8%	62.5%	24.1%	

（6）サービス提供主体の現状

①　現状

【事業所の回答】（N=14）

○全サービスの数の累計は 55 件であり，新規受け入れが可能なサービスは 44 件となっています。新規利用の受け入れが不可能な理由として，「人員配置が難しい」が５件と最も多くなっています。

○現在提供しているサービスとして，「生活介護」が５事業所と最も多くの事業所で提供しており，次いで，「就労移行支援」「就労継続支援（B 型）」「特定相談支援（計画相談）」がそれぞれ４事業所で提供しています。

○サービスの利用者や家族からの意見や苦情については，「特にない」が半数となっており，意見や苦情を受けたケースにおいては，「サービスの質や内容」「サービス利用等の手続き」が多くなっています。

○今後のサービス提供の予定については，「予定なし」と「無回答」が多く，「共同生活援助（グループホーム）」について２事業所が新規に予定しており，１事業所は拡大を予定しています。

「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」「放課後等デイサービス」はそれぞれ１事業所が新規に予定しております。

「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」「就労継続支援（A 型）」はそれぞれ１事業所が拡大を予定しています。一方，「就労移行支援」「共同生活援助（グループホーム）」「移動支援」はそれぞれ１事業所が縮小を予定しています。

○雇用形態別職員数においては，正社員 10 人以下が 12 事業所で，そのうち６事業所は５人以下となっています。パート（常勤）は，５人以下が 11 施設となっています。パート（非常勤）は 13 事業所が５人以下となっています。

○有資格者の従事状況は，「介護福祉士」「ホームヘルパー」「社会福祉士・看護師」の順に多くなっています。

【事業所職員の回答】（N=32）

○年齢は，40～44 歳が９人と最も多く，次いで，60 歳以上が８人となっています。

○在籍年数は，３年以下が 10 人と最も多く，次いで，10～14 年が７人となっています。

②　課題について

【事業所の回答】（N=14）

○課題として，「職員の確保が難しい」が 10 事業所と最も多くなっています。新規サービスへの参入における課題や問題でも，「人員体制の確保」が 12 事業所と最も多くなっています。現在の業務量に対する職員の充足状況においては，６事業所は「適当である」と回答し，８事業所は不足していると答え，そのうち２事業所は「非常に不足している」と回答しています。

■課題や問題について＜上位項目＞（MA）

順位	事業を展開する上での課題やサービスを提供する上での課題	回答数	新規サービスへの参入における課題や問題	回答数
1位	職員の確保が難しい	10	人員体制の確保	12
2位	利用者の確保が難しい	5	職員の能力の育成	9
3位	運営･運転資金の確保が難しい	5	その他	9

【事業所職員の回答】（N=32）

○利用者のニーズを踏まえた市内のサービスの充足状況について，不足と感じているサービスとして，「共同生活援助（グループホーム）」が 16 人と最も多く，次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」と「短期入所（ショートステイ）」が 13 人となっています。一方，過剰と感じているサービスとしては，「放課後等デイサービス」が４人と，最も多くなっています。

③　サービスの改善等のための取組

【事業所の回答】（N=14）

○職員定着・人材育成のために取り組んでいることとして，「資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援」が 12 事業所と最も多くなっています。

■職員定着・人材育成のために取り組んでいること＜上位項目＞（MA）

順位	職員定着･人材育成のために取り組んでいること	回答数
1位	資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援	12
2位	外部研修参加のための休暇取得の支援や金銭的な支援	10
3位	事業所内での研修の実施	9

○サービスの質の向上のために取り組んでいることとして，「利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫」が 12 事業所と最も多くなっています。

■サービスの質の向上のために取り組んでいること＜上位項目＞（MA）

順位	サービスの質の向上のために取り組んでいること	回答数
1位	利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫	12
2位	困難事例のケース検討会などの開催	7
3位	サービスの質に関する事業者独自の評価	5

○サービス提供における工夫としては，「法人グループ内で情報を提供している」は６事業所，「イベントに参加し，事業所を PR している」と「同種のサービス事業所で情報を提供している」はそれぞれ５事業所となっています。

○事業所において現在取り組んでいることや力を入れている内容として，「市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保」と「事業所間における情報交換や意見交換の場の充実」がそれぞれ６事業所と，最も多くなっています。一方，「地域の福祉ボランティアとの協力の強化」は，現在は３事業所となっていますが，今後の予定としては，６事業所と増加しています。「地域の行事などへの参加や協力」は，現在は５事業所となっていますが，今後の予定は３事業所と減少しています。

■事業所において現在取り組んでいることや力を入れている内容＜上位項目＞（MA）

順位	現在	回答数	予定	回答数
1位	市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保	6	事業所間における情報交換や意見交換の場の充実	6
2位	事業所間における情報交換や意見交換の場の充実	6	地域の福祉ボランティアとの協力の強化	6
3位	地域の行事などへの参加や協力	5	市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保	5

3　ヒアリング調査結果概要

■調査の対象と実施時期

分野	団体名	実施日
◆身体障害	土浦視覚障害者福祉協会	平成 29 年 7 月 23 日(日)
	土浦市重症心身障害児(者)を守る会 土浦市肢体不自由児(者)父母の会 土浦市身体障害者友の会	平成 29 年 7 月 29 日(土)
	土浦市聴覚障害者協会	平成 29 年 7 月 29 日(土)
●知的障害	つくしの家父母の会 つくし作業所保護者会 土浦市手をつなぐ育成会 土浦市自閉症児(者)親の会	平成 29 年 8 月 4 日(金)
★精神障害	ほびき園家族会	平成 29 年 12 月 2 日(土)

■ご意見の要旨

（注）次ページ以降，◆印は身体障害，●印は知的障害，★印は精神障害の関係団体の方のご発言です。

■ヒアリング項目

（１）団体の現状や今後の取り組み
（２）運営上の課題
（３）会員から寄せられる相談・障害のある方をめぐる現状
（４）福祉サービスや医療的ケアのあり方
（５）障害のある方や支える家族の将来
（６）地域社会の中における支援体制

（1）団体の現状や今後の取り組み

＜課題・要望＞

○会員の減少・高齢化が進み，特に若い会員がなかなか増えない

○イベント等は行っているが，参加状況はよいとは言えない

○障害者手帳所持者への情報提供と勧誘が求められる

＜主な意見＞

◆会員数は減少している。転居や高齢を理由に会員を辞める人が多い。

◆これまで，亡くなった方も多く，90 歳代の方や認知症の方もいる。会員のお子さんも会員の対象ではあるが，障害のあるお子さんに引き継ぐということはない。

◆以前は県内の 20 市町村に会があったが，市町村合併や脱退等で減少し，現在は 15 市町村に会がある。

◆障害児・者の確認の情報は得にくい。会員名簿もかなり古く，今は個人情報保護の縛りもあって情報が得られないため，新しい名簿が作れない。会員の中には学校を卒業した人や，住居が変わってしまって連絡が途絶えた人もいて，どんどん会員が減っているのが現実である。

◆高齢化が進んで，移動も困難になってきている。

◆会員の減少が進んでいる。個人情報の問題で誰が手帳を持っているかわからない現状がある。会員の増加に向け，市からの情報提供や PR 等，障害者手帳所持者に対しての情報提供と勧誘を行っていただきたい。

●イベントとしては，バス旅行や親子交流会でどこかへ行ったり，映画鑑賞会やレクリエーションで出掛けたり，クリスマスやボーリング大会，親子での会食会，作業所との交流会などを行っている。

●会員の平均年齢が 60 歳になった。会として，レクリエーションやコミュニケーションを図る活動となっている。

●ここ数年は，同じ会員数で推移している。会員も熱心な方が多い。会員の意見を聞いて，保護者が何を求めているのかなど，良い方向に考えていきたい。

★会員の高齢化が進み，役員のなり手も少なくなってきている。若い方にはなかなか会員になってもらえない。手続きが市役所で行えるようになり，情報を入手するための手段も多様になったことが，会員減少の一因となっているように思われる。

★会員数の増加もそうだが，現在の会員の困りごとを解決することが第一だと考えている。

★研修会やイベントは行っているが，参加者は高齢の方が多く集まりもよくない。若い方にも参加いただけるよう，土浦市でも PR など行っていただけるとありがたい。

（2）運営上の課題

＜課題・要望＞

○会員とその親の高齢化が進んでおり，新たな会員の加入が課題

○会に加入しても，年齢差などによりコミュニケーションがうまく取れず長続きしない

○行事での人集め・会場手配がうまくできていない

○活動経費にかかる負担が大きい

＜主な意見＞

◆会員とその親が高齢化している現実がある。子どもも大きくなる中で，事業への参加率が低迷している。若年層の会員を募る必要がある。今のままでは，何かの会を開いても参加者の顔ぶれはいつも同じようになってしまう。

◆会員は全体的に減っているか，横ばいである。会員の減少と高齢化に対する対応や解決策が見出せていない。今後は特に若い会員を募ることに取り組んでいきたい。

◆若い会員が少なく，会だけで会員を増やすことには限界がある。個人情報保護の規制から情報もなかなか入ってこない。行政も一緒になって協会の情報を届けてもらえる仕組みがあるとよい。協会の存在や活動の様子を届けてもらうところで協力してもらえるとありがたい。

◆１年に１回，障害者への通知の中に，チラシを入れていただけないか。連絡先まで載せて，詳しくは問い合わせということでもよい。PR のためのチラシ作成やコピーは枚数も多く大変で，費用の負担も大きい。

◆会独自の行事も考えているが，人集めができない。他の団体と協働*してやっていかないと難しいと思っている。

◆活動には経費が掛かり，社協からの助成や赤い羽根募金はあるが，金額がここ 30～40 年変わっていない。増額してほしいという意見がある。

●特別支援学校を卒業した保護者や，小さなお子さんの保護者も入って来たが，年齢差がありコミュニケーションがなかなか取れず，自然消滅してしまう。ある程度の年齢層の人達でコミュニケーションが取れないと，会員になっても続かない。新たに団体を作るなどしないと，続かないのではないか。入ってもメリットがそれほどないために会をやめてしまう。

★行事を行う際，バリアフリー*対応の会場を見つけるのが困難である。社会福祉協議会*の施設も利用しているが，予約が多く都合よくは使用できない。

★会員への総会の通知の送付など，郵送費の負担は非常に大きい。土浦市内の団体でないため，社会福祉協議会の補助金対象にならず補助が受けられない。

（3）会員から寄せられる相談・障害のある方をめぐる現状

＜課題・要望＞

○親亡き後が心配である

○高齢での独居者が増えている

○施設を利用してもコミュニケーションがうまく取れない

○人付き合いや地域付き合いができない

○学校を出てからの行き先がない

○通勤や交通のサポートが必要である

○障害者の就労には親への負担が大きい

○障害に対する理解がまだまだ進んでいない

＜主な意見＞

◆施設は増えているが，悩みとして多いのは，高齢になったときの独居者が増えていることである。

◆施設を利用しても，そこでコミュニケーションを取れる相手がいないとの声が聞かれる。大切なのはコミュニケーションである。

◆人付き合いができず，地域での付き合いができないのが心配ということはある。

◆学校を出てから行くところがないというのは，親がもっとも悩みとして思っているところである。

◆職場への朝，夕の送り迎えが大変である。今は送迎をすべて親がやっている。福祉タクシーはあるが，週３回では足りない。就労支援といっても，実際は親に負担があることは否めない。

◆子どもは親がいないと何もできない。子どもも仕事は休みたがらないので，結局，親は何もできなくなる。障害者の就労には親への負担が大きい。

◆団体活動をするにあたっては移動の問題が一番大きい。デマンドタクシーは利用しにくいため，改善していただきたい。

◆移動に関するガイド支援について，ハードとソフトの両面のバリアフリー化を希望する。特に，同行援護事業者の減少と，事業の縮小によりその利用が困難になっているため，必要に応じた事業者の増加と適正な制度を確立してほしい。

●本人の保護者も高齢化し，親亡き後が心配である。

●地域に理解してもらおうと努力しているが，地域の理解はまだまだ進んでいないのが実情である。

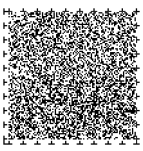

★障害に対する理解がまだまだ世間一般には浸透していないと感じる。近所にも気を遣いながら，ひっそりと生活しているのが精神障害者の現状である。

★障害者が事件を起こした際，メディアでの報道なども極端なものが多い。それにより世間での印象が出来上がってしまい，障害者がますます公の場に出づらくなっているという現状がある。

（4）福祉サービスや医療的ケアのあり方

＜課題・要望＞

○作業所に通っている仲間が入所できる施設があるとよい

○送迎を使いたい時に使えるサービスがあるとありがたい

○移動手段の確保や手助けが必要である

○福祉タクシーの利用を幅広くしてほしい

○タクシー券の選択制を検討してほしい

○レスパイトケア*の充実が求められる

○手話が通じる病院の予約システムや施設，交流スペースがあるとよい

○サービスを利用予定だったのに，突然利用できなかったことがある

○入院時のホームヘルパー派遣を検討してほしい

○日常生活用具の支給規定緩和と必要品目拡大に努めてほしい

○新規事業所の情報を会へ知らせてほしい

○専門的な知識を持った市役所職員が不足している

＜主な意見＞

◆働きたくても，通勤手段がないために働けない人が多い。バスに乗るにしても車椅子だと現実的には難しい。ノンステップバスも，実際には乗降が難しく，介助してくれる方がいないと乗れない。

◆将来，高齢になって車の運転が苦手になった時のことを考えると，福祉タクシーを使えるとよい。買い物にも通院にも福祉タクシーが使えるとメリットが大きい。幅広く対応してもらえるとありがたい。

◆タクシー券は，希望を取って，その方にあったものを配ってもらえるとよい。

◆大きな病院で予約が必要な場合，ファックスが使えず，直接行って予約しなければならない。簡単に予約できるシステムがあるとよい。手話通訳者がテレビ電話などの画面を通じて，リレーでサービスを予約できる制度がある。手話が通じる施設や手話ができる交流スペースがあるとよい。

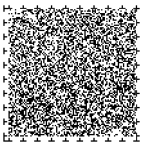

◆施設を減らすということは，施設から出て在宅介護の充実も求められるが，そうするためには日中一時支援やレスパイトケアの充実が必須である。

◆サービスを突然利用できなくなったとされたことがある。毎月利用していたものがなくなり非常に困った。

◆入院時の病院内でのホームヘルパーの派遣ができるようになり，土浦市でもできるのであればよろしくお願いしたい。

◆日常生活用具の制度において，支給規定の緩和と必要品目の拡大に努めてほしい。

◆新しい事業所ができるなど，良い情報があれば，会の方に知らせてほしい。

●作業所に通っている仲間が入所できるところがあると良い。知らない人がいると，保護者も心配である。知っている仲間がいると宿泊（短期入所）に行けるが，知らない人がいると行けない。

●親が送迎できなくなった時や親の体調不良の時などを考えると，送迎を使いたい時に使えるサービスがあるとありがたい。

★市役所内に専門的な知識を持った方（ヘルパー）を早期に増やしていただきたい。

★市役所へ行くよりも相談しやすく，障害者には慣れた相手でないと心を閉ざしてしまう人も多いことから，施設職員の方の負担が非常に大きくなっている。

（5）障害のある方や支える家族の将来

＜課題・要望＞

○施設入所を考えている人が多い

○親がケアできなくなった場合は施設に入れるしかない

○地域生活への移行が難しい人もいる

○生活しやすい社会と施設があればよい

○親が動けなくなると考えると，子どものことが心配である

○同居の家族について，個々人の事情に考慮して柔軟に対応してほしい

○親亡き後が喫緊の大きな問題

＜主な意見＞

◆自分がケアできなくなった場合，民間にお願いするしかないと考えている。施設に入れるしかない。

◆周りとコミュニケーションが取れず，一人暮らしの場合だと将来が心配だという。日常生活では，聞こえないために限界があり，簡単に答えることができず，高齢のろう者が生活しやすい社会で，施設が充分にあればという話になってしまう。

◆親も毎日，朝晩の送り迎えとなると，他に何もできなくなってしまう。親が動けなくなったら子どもの就業もだめになる。今後，自分が動けなくなったら，誰が送り迎えをしてくれるかとても心配である。

◆晴眼者との同居においての給付は，個々人の事情を十分に考慮し，必要性を重視して柔軟に対応してほしい。

●我が子をいつまでも家においておきたいが，それは現実的に難しいだろう。真壁に施設が出来た時はまとまって入所できたが，今は空きがない状況である。

●子どもが親なき後，地域で生活することを希望している親もいるだろう。健常者とあまり変わらない程度の人なら，一人で生きていけるだろうが，他人と会話ができない人や体がうまく動かせない人は難しいだろうし，地域での生活への移行は現実的にも難しいだろう。

★団体の会員には親が 90 歳を超える方も複数おり，親亡き後が喫緊の大きな問題となっている。

（6）地域社会の中における支援体制

＜課題・要望＞

○分からない情報がたくさんある

○消防署の手話通訳者登録名簿が活用されていない

○災害時などでは地域の協力が必要である

○通勤面で企業からの支援があるとよい

○家事援助や同行援護が必要な時に使えるようにしてほしい

○老人ホームなどへの入所を希望した際には積極的に対応してほしい

○避難場所として，福祉施設の利用を認めてほしい

○民生委員に支援が必要な方の存在を知ってもらいたい

○差別解消法は浸透していない

＜主な意見＞

◆聞こえない人には，わからない情報がたくさんある。情報が足りない。会員にはスマートフォンを利用している人もいるが，操作が苦手な人もいる。

◆以前，救急車を呼ぶ際，手話通訳者との連絡が取れず，救急車が同時に２台来た。通訳を頼んだのに消防署では対応してくれなかった。県内の消防署に通訳者の登録名簿を配付させてもらっている。名簿は毎年更新して，手話通訳者の連絡先や対応可能な曜日，時間帯を記載している。

◆一番の問題は災害時に協力してもらえるかで，近所に障害を持っている人がいることを認識してもらうことは大事である。

◆10 年前から地域でＮＰＯを作って取り組んできたが，実際は地域が助けてくれるわけではない。そういうときに入れる施設がないといけないが，現状は短期入所や生活介護，療養介護で預かってくれるところはないし，登録はしているが，空いていないと入れない。

◆子どもが会社勤めをしているので，会社の方から通勤等に関しての何らかの支援があると良い。

◆障害者も高齢化が進み，家事援助やガイドヘルパーの同行援護が必要になる。必要な時に必要な時間を使えるよう，人材育成や事業所の増加をお願いしたい。

◆高齢の視聴覚障害者が盲老人ホームなどへの入所を希望した場合は，本人の希望が認められるよう積極的に対応してほしい。

◆災害時の避難場所として，最寄りの福祉施設の利用を認めてほしい。

◆民生委員の方々には，日常の交流を密にしていただくとともに，情報提供を含め，災害時の支援体制の確立をしてほしい。

●障害を理由に手術を断られて，別の病院で手術してもらった。差別解消法は浸透していない。

4　第４期障害福祉計画の進捗状況

○各サービスについて，第４期障害福祉計画で設定した見込量と実績を比較し，達成状況を把握しました。（ただし，平成 29 年度の実績は見込み）

（１）障害福祉サービス

【訪問系サービス】

○市内の事業所８か所，市外の事業所８か所の利用実績があります。
◇居宅介護は，利用者は増加傾向にありますが，利用者の希望する時間にサービスを受けることが困難な状況にあります。
◇重度訪問介護は，利用者数が横ばいで推移しています。
◇同行援護は，利用者数が増加傾向にあります。
◇行動援護は，第４期においては利用要件の該当者がみられませんでした。
◇重度障害者等包括支援については，県内に提供体制がなく，利用が顕在化していません。

■訪問系サービス

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用人数	人	76	76	77	94	99	100	123.7	130.3	129.9
	延利用人数	人/月	1,368	1,444	1,540	1,033	1,027	1,037	75.5	71.1	67.3
重度訪問介護	実利用人数	人	4	5	5	5	4	4	125.0	80.0	80.0
	利用時間	時間/月	600	750	900	667	721	591	111.2	96.1	65.7
同行援護	実利用人数	人	11	12	13	17	19	20	154.5	158.3	153.8
	利用時間	時間/月	105	113	112	74	110	102	70.5	97.3	91.1
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	延利用人数	人/月	0	0	0	0	0	0	－	－	－
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	－	－	－	0	0	0	－	－	－
	延利用人数	人/月	－	－	－	0	0	0	－	－	－

【日中活動系サービス】

○全体的に増加傾向にあり，見込量を上回るサービスもあります。
◇短期入所の利用者数は増加傾向にあり，在宅介護が困難な状況により，利用日数も急増しています。
◇療養介護は，利用者数が横ばいで推移しています。
◇生活介護は，ほぼ見込量と同じ規模で推移しています。
◇自立訓練の機能訓練は，見込量通りとなっていますが，生活訓練は減少傾向にあります。
◇就労系サービスについては，就労ニーズの高まりを受け，利用者が増加しています。特に就労継続支援Ａ・Ｂ型の増加が著しく，就労移行支援は微増となっています。

■日中活動系サービス

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
生活介護	実利用者数	人	258	271	284	270	275	287	104.7	101.5	101.1
	延利用人数	人/月	5,125	5,441	5,757	3,100	3,139	3,265	60.5	57.7	56.7
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	1	1	2	1	1	1	100.0	100.0	50.0
	延利用人数	人/月	12	12	24	1	11	1	8.3	91.7	4.2
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	35	36	37	31	19	12	88.6	52.8	32.4
	延利用人数	人/月	671	690	709	204	146	91	30.4	21.2	12.8
就労移行支援	実利用者数	人	66	82	100	79	82	84	119.7	100.0	84.0
	延利用人数	人/月	1,188	1,517	1,900	571	471	482	48.1	31.0	25.4
就労継続支援A型	実利用者数	人	66	72	79	95	123	160	143.9	170.8	202.5
	延利用人数	人/月	1,320	1,440	1,580	883	1,098	1,427	66.9	76.3	90.3
就労継続支援B型	実利用者数	人	142	156	171	177	201	236	124.6	128.8	138.0
	延利用人数	人/月	2,692	2,967	3,243	1,763	1,948	2,279	65.5	65.7	70.3
療養介護	実利用者数	人	9	9	9	10	12	14	111.1	133.3	155.6
	延利用日数	日/月	279	279	279	258	353	434	92.5	126.5	155.6
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人	37	40	44	56	57	76	151.4	142.5	172.7
	延利用人数	人/月	296	320	352	377	404	525	127.4	126.3	149.1

【居住系サービス】

○共同生活援助（グループホーム），施設入所支援ともに増加傾向にあります。
◇共同生活援助は，概ね見込量通りで推移しています。
◇施設入所支援は，実績が見込量を上回る規模で推移しています。

■居住系サービス

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
共同生活援助（グループホーム）	実利用人数	人	70	75	82	81	81	90	115.7	108.0	109.8
施設入所支援	実利用人数	人	162	158	156	179	174	172	110.5	110.1	110.3

【相談支援】

○いずれのサービスも，見込量を下回る状況で推移しています。
◇計画相談支援は，達成率が横ばいで推移しています。
◇退院カンファレンス*により調整を行っているため，地域移行支援の利用者数が増えていません。
◇地域定着支援は，見込量が増加していたのに対し，実績は減少しました。

■相談支援の状況

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
計画相談支援	実利用人数	人/年	776	835	903	638	690	744	82.2	82.6	82.4
地域移行支援	実利用人数	人	6	6	6	0	0	0	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	実利用人数	人	3	4	4	2	1	1	66.7	25.0	25.0

【児童福祉法によるサービス】

○児童福祉法に位置づけられているサービスで，利用が増加する傾向にあります。
◇放課後等デイサービスは，親の就労に伴う介護困難な理由から利用する場合が多く，また，事業所の増加に伴い，利用が容易になってきています。
◇児童発達支援もニーズが拡大しており，見込量を上回る現状で推移しています。
◇医療型児童発達支援，保育所等訪問支援は，提供体制が未整備の状況にあります。
◇障害児相談支援は，概ね見込量通りに推移しています。

■障害児通所支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
児童発達支援	実利用人数	人	151	153	155	215	210	200	142.4	137.3	129.0
	延利用人数	人/月	1,519	1,534	1,549	1,465	1,588	1,509	96.4	103.5	97.4
放課後等デイサービス	実利用人数	人	122	149	182	121	145	190	99.2	97.3	104.4
	延利用人数	人/月	1,196	1,460	1,784	1,187	1,451	1,900	99.2	99.4	106.5
保育所等訪問支援	実利用者数	人	－	－	－	0	0	0	－	－	－
	延利用者数	人/月	－	－	－	0	0	0	－	－	－
医療型児童発達支援	実利用者数	人	－	－	－	0	0	0	－	－	－
	延利用者数	人/月	－	－	－	0	0	0	－	－	－

■障害児相談支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
障害児相談支援	実利用人数	人/年	273	302	337	280	321	370	102.6	106.3	109.8

（2）地域生活支援事業

【参加・交流促進】

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は，概ね見込量通りの実績がみられました。

■社会参加支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	選手派遣数	実人数	198	204	210	202	190	198	102.0	93.1	94.3

【意思疎通・移動支援】

○障害のある人の行動を支援する各種事業は，概ね見込量通りの利用がみられました。
◇手話通訳・要約筆記者派遣事業は，見込量を下回る実績でしたが，手話通訳設置事業は，概ね見込量通りでした。
◇手話・要約筆記奉仕員養成研修では，第４期の参加者は，概ね見込量通りでした。
◇移動支援事業は，概ね見込量通りの利用実績がみられました。

■意思疎通支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	153	181	208	100	66	76	65.4	36.5	36.5
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	35	44	52	16	15	10	45.7	34.1	19.2
手話通訳設置事業	設置件数	件/年	200	200	200	150	141	174	75.0	70.5	87.0
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0

■手話奉仕員等養成研修事業

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
手話・入門	実利用人数	人	19	20	20	15	20	20	78.9	100.0	100.0
手話・基礎	実利用人数	人	12	14	16	12	12	11	100.0	85.7	68.8
要約筆記	実利用人数	人	5	6	7	4	6	3	80.0	100.0	42.9

■移動支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
移動支援事業	実利用人数	人	28	32	38	23	26	22	82.1	81.3	57.9
	利用件数	件/年	672	768	912	627	578	601	93.3	75.3	65.9
自動車免許取得助成事業	実利用者数	人	2	2	2	0	3	1	0.0	150.0	50.0
自動車改造助成事業	利用件数	件/年	2	2	2	1	2	6	50.0	100.0	300.0

【日常生活支援】

○障害福祉サービスを補完・支援するその他の事業を，適切に確保することができました。

◇地域活動支援センター等のサービスは，いずれも見込量通りの実施となりました。

◇日中一時支援事業は，見込量を上回る利用がみられました。

◇補装具費給付事業は，おおむね見込量に近い利用がみられましたが，日常生活用具給付等事業は見込量を下回る利用となっています。

◇在宅障害者一時介護事業，訪問入浴サービス事業は，見込量をやや下回っていますが，一定の利用がみられました。

■地域活動支援センター等

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0	－	－	－
生活支援事業	実利用人数	人	2	2	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0

■各種日常生活支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人	4	5	6	2	2	1	50.0	40.0	16.7
	延べ回数	回/年	216	275	360	59	95	50	27.3	34.5	13.9
日中一時支援事業	実利用人数	人	87	94	102	170	215	253	195.4	228.7	248.0
	延利用件数	件/年	4,785	5,452	6,120	6,104	7,681	9,258	127.6	140.9	151.3
在宅障害者一時介護事業	実利用人数	実人数	45	46	48	35	20	19	77.8	43.5	39.6
	利用延時間	時間/年	1,620	1,656	1,728	868	549	511	53.6	33.2	29.6
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	3,520	3,908	4,295	2,978	3,194	3,402	84.6	81.7	79.2
補装具費給付事業	件数	件/年	277	278	279	230	280	261	83.0	100.7	93.5

【相談・権利擁護*】

○相談・権利擁護におけるサービスは，いずれも見込量の通り実施しました。
◇住宅入居等支援については，支援体制が未整備の状況にあります。

■相談・権利擁護

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成率（②/①）%		
			H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施施設数	か所	3	3	3	4	3	3	133.3	100.0	100.0
住宅入居等支援	実施施設数	か所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
障害者虐待防止対策支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	件/年	1	1	1	0	0	1	0.0	0.0	100.0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有・無	有	有	有	有	無	無			

5　計画策定に向けた課題

●障害者数の増加への対応が課題

◇障害者数及び総人口に占める障害者の割合は微増傾向にあります。市人口の高齢化，人口減少が進んでいく中で，どのように支えあっていくかが，市と市民との共通課題となってきています。

◇障害福祉サービスについては，相談支援や福祉に関する情報提供，緊急時支援などの地域で生活を続けるための包括的な支援や，将来を見据えた就労支援，外出支援などの地域社会に参加するための支援の充実が求められ，地域の中で助け合う関係づくりを進めていくことがますます重要となってきています。

●多様な障害への対応，障害のある人やその家族の高齢化への対応が課題

◇精神障害，発達障害，難病*など外からわかりにくい障害も含め，障害の多様化・重複化がみられ，様々な支援や配慮が必要となってきています。

◇身体障害は 65 歳以上，精神障害は 18～64 歳が多く，知的障害は 18 歳未満の割合が約 24%と他の障害より割合が高いことから，ライフステージ*に応じた的確な支援が必要です。すべての種類の障害のある人に共通で，相談支援や福祉の情報提供体制の充実が求められています。その他，身体障害のある人は緊急時の支援，精神障害のある人は経済的支援，知的障害のある人は緊急時や経済的支援，地域の理解を必要としています。

◇現在，障害のある人の多くが，家族と一緒に暮らしています。しかし，障害のある人とその家族の高齢化が進んできており，高齢の家族と障害のある人からなる世帯を包括的に支える仕組みが必要となってきているとともに，親亡き後の暮らしの安心を支えるための準備，障害のある人自身が高齢になってきた時の対応が大きな課題となってきています。グループホーム等の住まいの確保や成年後見の活用等地域内における支援ネットワークの充実は，本市の中でも求められています。

◇市では，重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする子どもに対応する施設やサービスの確保及びそれら支援機関のネットワーク化が課題となっています。医療と介護の連携による支援体制の充実を図り，訪問介護や日中の通い先（生活介護，自立訓練等）の確保などを進めていく必要があります。

◇高齢化への対応については，介護保険サービス・施設の利用に関して，制度利用の調整が課題となっています。障害の特性に配慮した施設利用のあり方が求められており，共生サービス等，今後の対応について検討していくことが課題です。

●ともに学び，働き，社会参加する社会づくりが課題

◇障害のある子どもについては，障害の早期発見・早期対応，療育*の充実とともに，子ども同士が学校や地域の中でともに学び，遊び，豊かな人間関係をつくっていくことが求められています。就学前から就学後，就労までの一貫した切れ目のない支援体制の確立が課題です。

◇児童発達支援，放課後等デイサービスといった障害のある子どもを対象とする子どもの発達段階に応じた療育支援の利用も増加傾向にありますが，障害特性に応じた居場所づくり，発達支援，障害のある子どもを育てる家族・家庭を支える体制のさらなる充実が必要です。

◇若い人を中心に就労意向を持つ人が多く，経済的自立と生きがいのある生活に対する強い希望がみられます。職業訓練や求職に対する支援が求められており，就労支援にあたっては，職場における障害等の理解や柔軟な勤務時間等の対応，仕事内容のていねいな指導などが求められており，障害者雇用の体制づくりが大きな課題となっています。社会的にも一般就労*への移行が方向づけられています。様々な企業が立地する本市においては，各企業や商工会議所，ハローワークをはじめとする就労支援機関と連携して，障害のある人の雇用を拡充していく必要があります。

◇障害のある人が安心して作業することができる福祉的就労*の環境の維持・充実も求められています。また，スポーツ・レクリエーション教室など，就労や余暇活動の機会が少しずつ広がってきているといえますが，障害のある人は増加しつつあり，一層の維持・充実が求められます。

◇社会参加については，その基礎となる交通環境の向上と移動支援の充実が極めて大きな課題となっています。

●情報提供・相談支援体制の充実が課題

◇健康と生きがい，経済的な自立，老後の生活の安心は，障害のある・なしに関わらずあらゆる市民が求めるものであり，特に障害のある人が，自らの障害や社会的な制約に対応しながら自己実現していく上では，様々な福祉関連制度・サービスなどを有効に取り入れていく必要があります。障害福祉サービスの利用には，本人の主体性（自己決定）を尊重したサービス等利用計画*の作成とケアマネジメント*が必要であり，そのためのライフステージに応じた相談支援体制や福祉関係の情報提供の充実が求められています。

◇障害のある人やその家族の高齢化への対応が求められる中，利用が進まない成年後見制度の利用促進が必要です。

●障害福祉サービス等の充実と総合的な支援ネットワークの構築が課題

◇市では，これまでも障害福祉サービスの確実な提供と，それを補完するサービスや支援活動の確保を進めてきましたが，制度改正によりそれらを地域の中で総合的に提供していく体制づくり（地域包括ケアシステム*の整備）が求められるようになりました。知的障害，精神障害，発達障害など外からはわかりにくい障害への配慮や対応への必要性が高まってきている中で，専門的なサポートと地域での支え合い体制をどう育み，つなげていけばよいかなど，検討課題も広がってきています。

◇知的障害のある人などの生活や意思決定の支援，親亡き後の生活設計及び生活の安心の確保，精神障害のある人の不安や急性期ケアなど，地域共生社会の実現に向けて，密度の濃いサービス体制をつくっていく必要性が高まっています。

◇障害のある人の地域生活を支えていくためには，医療・教育・福祉・就労等の各分野の連携による総合的な支援体制が必要であり，この認識は障害のある人や福祉関係者のみならず市民の理解が必要です。サービス事業者の健全な育成と確保，市民参加型の支援活動，地域での見守りや交流の促進などを進めるためにも，総合的な支援ネットワークの構築が課題といえます。

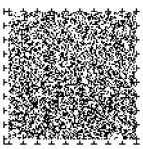

第3章

計画の基本的な考え方

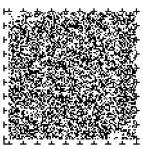

1　計画の基本理念

本市は，平成 27 年に策定した「土浦市障害者計画・第４期土浦市障害福祉計画」の「ともに生きる　うるおいのある　まちをめざして」を基本理念に各施策を進めてきました。

障害のある人の生活や就労・社会参加を支える環境づくりが進められている中で，障害者の増加や障害の多様化など，少子高齢社会の進展に伴う新たな対応課題の広がりも見られます。

また，発達や医療の面で特別な支援を必要とする児童への支援体制の充実や，障害のある人，ない人双方の多様なニーズに応じた暮らしを実現するために，人格と個性を尊重し合いながらともに生きる地域づくりが求められていることから，「ともに生きる　うるおいのある　まちをめざして」を基本理念として継承し，施策の推進を図ります。

ともに生きる　うるおいのある　まちをめざして

（１）ともに生きるまちづくり

「ともに生きるまち」とは，「ノーマライゼーションの理念」のもと，障害のある人も障害のない人もともに生活し，活動できる地域社会のことです。

障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」には，すべての市民がかけがえのない個人として尊重し合える社会，障害のある・なしによって分け隔てられることのない環境を築くとともに，障害のある人の自立と積極的な社会参画が必要であり，その能力を最大限発揮できる環境づくりが求められています。そのために，保健，医療，福祉，教育や就労など各分野を一体的につなぎ，障害のある人への支援策を総合的・計画的に確保していきます。

（２）うるおいのあるまちづくり

「うるおいのあるまち」とは，障害のある人も障害のない人も楽しく，いきいきと生活できるまちのことです。

障害のある人のニーズに応じた，質の高い十分な日常生活支援や緊急時の対策等を行い，生活の安定・安心を支援するとともに，一人ひとりが生きがいをもって自分らしい生活を実現していくことができるよう，子どもがのびのびと育ち，若い人がいきいきと活躍できる参加・活動環境をつくっていくことが求められています。そのため，学校，職場，地域における交流の促進，スポーツ・文化等の余暇活動や団体活動等の交流活動を支援して，障害のある人にとっても，障害のない人にとっても「うるおいのあるまち」の実現をめざしていきます。

2　計画の基本的視点

本計画の基本理念を実現するため，社会経済情勢の変化や障害のある人のニーズ，法制度の変化を踏まえ，次の４つの基本的視点に基づき，施策を体系化します。

（1）障害により添うまちづくり

◇ともに生きるまちの基礎として，ソフト，ハード両面にわたるバリアフリー化を推進するとともに，すべての市民が障害について理解し，自然に交流し，手をさしのべ合えるまちとなるよう，そのために必要な機会づくりや情報提供を重視します。

◇学校や企業，家庭，地域の中で，心身の状況に不安を持つ機会が増えています。互いに気遣い，相談し合えるような学校，職場，地域づくりを重視します。

（2）権利擁護と安心・安全の確保

◇障害者権利条約の理念を市民と共有し，障害を理由とする差別のない社会を積極的にめざす中で，成年後見なども含め，人権，財産などを守る仕組みづくりを重視します。また，虐待や犯罪などから守り合うまちづくりを進めます。

◇災害時の支援についても，地域の中で具体的な支援体制づくりを進め，地域での日頃の参加・交流へと発展していけるよう図っていきます。

（3）一人ひとりの主体性の尊重

◇生活設計やサービスの利用，障害のある人本人の意思に基づくことを基本に，相談支援等がこれを引き出すものとなるようにします。本人や地域の人々が生活課題を解決する主体として力を発揮していけるような環境づくりを重視します。

◇同時に，性別，年齢，障害の特性，生活の実態等に応じ，一人ひとりに必要な支援を組み立てていけるような体制づくりを重視します。特に，精神障害，発達障害，難病など外からはわかりにくい障害への配慮を進めます。

◇一人ひとりが主体的に仕事や社会貢献活動に取り組み，活力とうるおいのあるまちの一員として活躍していけるよう，可能性を拓いていくことを重視します。

（4）切れ目のない総合的な支援

◇ライフステージの全段階を通して，障害のある人がその人らしく自立した生活を送れるよう，保健・医療，福祉，教育や就労支援等の連続的・有機的な連携の下，自立と社会参加の支援という観点に立ち，切れ目のない支援が行われるようにします。

◇そのため，公的な機関や福祉事業者の切れ目のない連絡ネットワーク，地域との協働によるきめ細かな支え合いのネットワークづくりを重視します。

◇障害や発達に支援が必要な子どもへの対応，若年層の自立，障害のある人や家族の高齢化への対応を進める中で，保健・医療，子ども・子育て，教育，就労支援，高齢者介護などの施策との整合・調整を図っていきます。

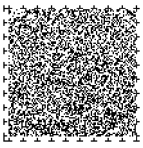

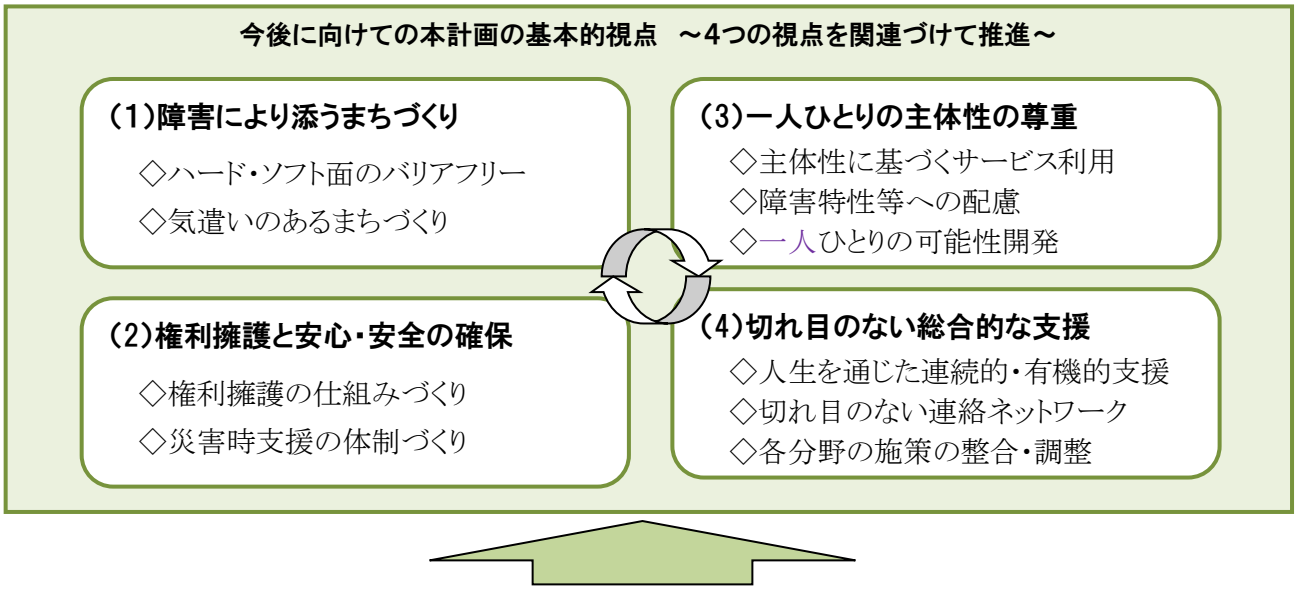

これまでの本市の障害者計画の視点

（１）地域との協働

地域の人々との協働体制によって一人ひとりの障害のある人の支援を行い，障害のある人が社会に積極的に参加し，住み慣れた地域で快適に暮らしていけるようにする。

（２）総合的な福祉サービスの提供

各事業の充実と総合的な調整により，質の高い多様なサービスの提供を図り，各種の支援内容についての情報の提供・相談体制の充実などを図り，障害のある人が必要とするサービスを適正に受けられるようにする。

（３）自立生活の支援

保健，医療，福祉，教育や就労の関係機関等との連携と，それぞれの部門の支援策の充実を図り，ライフステージの全段階を通して，障害のある人がその人らしく自立した生活を送れるようにする。

国の障害者計画の視点

（１）自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施策の客体ではなく，必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえ，政策決定過程への参画機会と必要な情報保障等を確保する。

（２）当事者本位の総合的な支援

人生の全段階を通じて適切な支援を受けられるよう，教育，福祉，医療，雇用等の各分野の有機的な連携の下，自立と社会参加の支援という観点に立ち，切れ目のない支援を行う。

（３）障害特性に応じた支援

性別，年齢，障害の状況，生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえる。

（４）アクセシビリティ*の向上

障害のある人の活動を制限し，社会への参加を制約している事物，制度，慣行，観念等の社会的障壁の除去に努め，ソフト，ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する。

（５）総合的かつ計画的な取組の推進

高齢者施策，医療関係施策，子ども・子育て関係施策，男女共同参画施策等，関係する施策・計画等との整合性を確保し，総合的な施策の展開を図る。

（注）土浦市障害者計画（平成 22 年 3 月策定），国の障害者計画（平成 25 年 9 月策定）から抜粋・要約しています。

3　計画の基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき，本計画では，次の４つの基本目標を掲げます。

基本目標１　あたたかな安心できるまちづくり

●助け合いのあるまちづくり

住み慣れた地域でともに生きるノーマライゼーション社会の実現では，一人ひとりの意識が最も重要な推進力となります。お互いが理解しあう「こころ」を養い，支え合いの活動を育み，あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

●活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化，情報アクセシビリティの向上に努め，誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め，居住環境の整備，行動範囲の拡大を支援します。

また，緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

●権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し，一人ひとりの尊厳を守ります。

基本目標２　どの子もいきいきと育つまちづくり

●障害への早期対応

市民の心身の健康づくり支援，母子保健の充実などにより，障害の早期発見・早期対応に努めます。

●療育・教育の充実

療育体制の充実を図り，障害のある子どもや発達に特別な支援を必要とする子ども，その家族への支援を強化します。

障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを推進します。

また，障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど，子育て支援の充実を図ります。

障害のある子どものライフステージに沿って，保健，医療，障害福祉，保育，教育，就労支援等の関係機関が連携し，切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。

障害の有無に関わらず，全てのこどもが共に成長できるよう，地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

基本目標３　就労や多様な社会参加の促進

●就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう，ハローワークや就労支援事業所，経済団体や市内企業などとの連携を強化し，一般就労の促進，福祉的就労の場の充実により，働く場の確保と仕事の創出，雇用・就労の促進を図ります。

また，障害の状況に応じた多様な作業訓練，職業訓練等の日中活動の場，地域生活支援の場を確保します。

●生きがいのある生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させる上で重要であり，スポーツや生涯学習，文化活動等への多面的な支援を行うことで，障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本目標４　総合的な福祉サービスの提供

●サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し，自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう，情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また，福祉サービス等を支える人材の確保・育成に努めます。

●福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるため，福祉サービスの計画的な提供に努めます。

地域での自立した生活の実現に向け，在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに，生活安定のための施策推進に取り組みます。

●一体的な支援ネットワークの強化

土浦市地域自立支援協議会をベースに，切れ目のない総合的な支援ネットワークづくり，参加と協働の体制づくりを進めます。

4　計画の体系

〈基本理念〉

ともに生きる　うるおいのある　まちをめざして

〈基本視点〉

●障害により添うまちづくり　●一人ひとりの主体性の尊重
●権利擁護と安心・安全の確保　●切れ目のない総合的な支援

〈基本目標〉	〈施策の方向〉	〈基本施策〉
基本目標１ あたたかな安心できるまちづくり	助け合いのあるまちづくり	①地域福祉の推進 ②福祉教育の推進 ③理解と交流の促進
	活動しやすい安心・安全なまちづくり	①バリアフリーのまちづくりの推進 ②行動範囲の拡大支援 ③情報アクセシビリティの向上 ④緊急時援護・災害時支援の体制づくり
	権利擁護の推進	①差別解消への取組の促進 ②権利擁護・成年後見の体制づくり ③虐待の防止
基本目標２ どの子もいきいきと育つまちづくり	障害への早期対応	①健康づくり支援施策の推進 ②母子保健の推進
	療育・教育の充実	①療育体制の充実 **（保育所等訪問支援体制の構築）** **（居宅訪問型児童発達支援）** ②学校生活の充実 ③子育て支援の充実
基本目標３ 就労や多様な社会参加の促進	就労支援と働く場づくり	①一般就労の支援 ②福祉的就労の場の提供
	生きがいのある生活支援	①スポーツ・レクリエーション活動の支援 ②生涯学習活動の支援 ③社会参加の促進
基本目標４ 総合的な福祉サービスの提供	サービス提供の基盤整備	①情報提供の充実 ②相談支援体制の充実 ③人材の確保と育成 **（重症心身障害児に対する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保）**
	福祉サービスの提供	①計画的なサービス提供の推進 ②在宅生活の支援 ③生活安定のための施策推進
	一体的な支援ネットワークの強化	①地域生活支援体制の充実 ②参加と協動の体制確保 **（精神障害地域生活支援広域調整会議等事業）** **（医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置）**

第４章

障害福祉サービス等の見込（障害者）

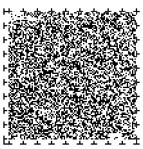

1　障害者数の推計

○市の障害者数について，障害者手帳所持者等の総人口に対する割合の増減等から推計すると，３年間で障害者手帳所持者が平成 30 年度の 6,060 人から平成 32 年度の 6,258 人へと 3.3%増加することが予測されます。自立支援医療の精神通院受給者を含むと 8,007 人から 8,399 人へと 4.9%増加することが予測されます。

○手帳の種類別に推計すると，身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は，平成 32 年度には全体で 4,288 人（0.3%増）になると見通されます。知的障害者（療育手帳所持者）数は，18～64 歳を中心に各年齢層で増加し，974 人（6.2%増）になると推計されます。精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）数は，18～64 歳を中心に各年齢層で増加し，997 人（14.6%増）になると予測されます。

■障害者数の見通し（手帳種類別）

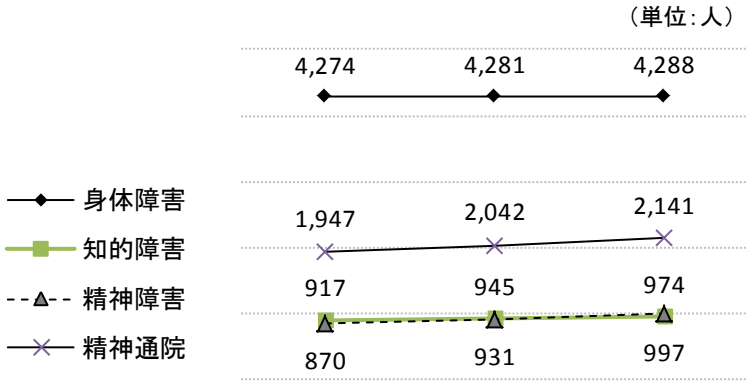

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手帳所持者数	6,060	6,156	6,258
精神通院も含む計	8,007	8,198	8,399

■身体障害者手帳所持者の見通し

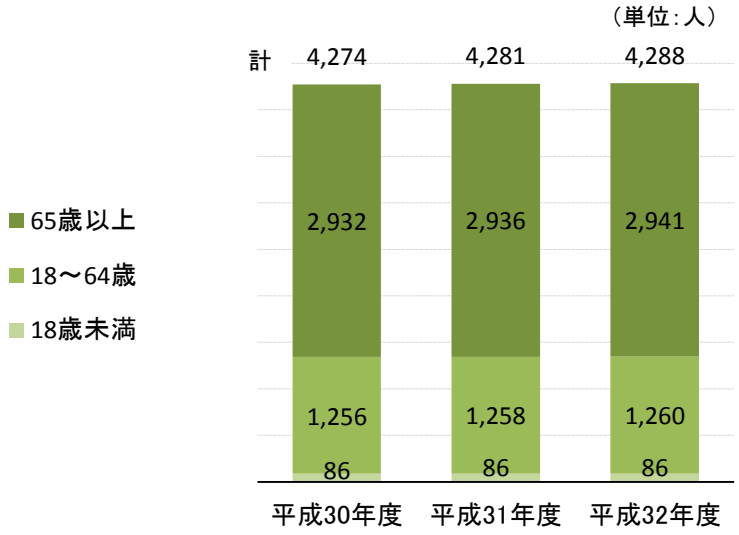

■療育手帳所持者の見通し

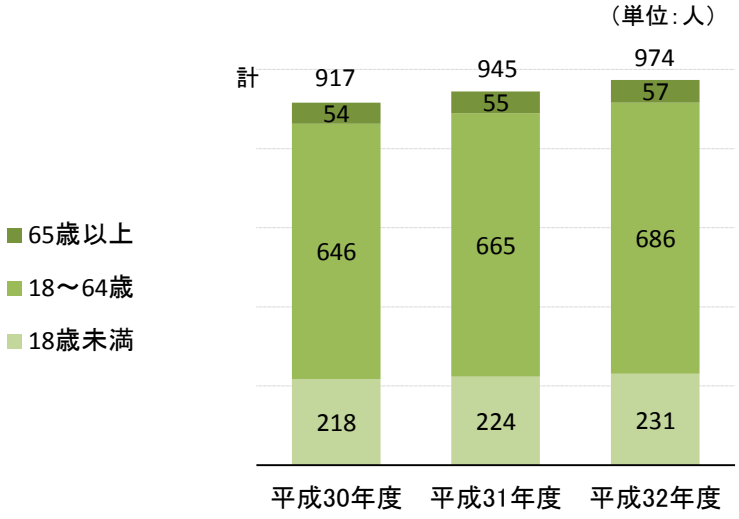

■精神障害者保健福祉手帳所持者の見通し

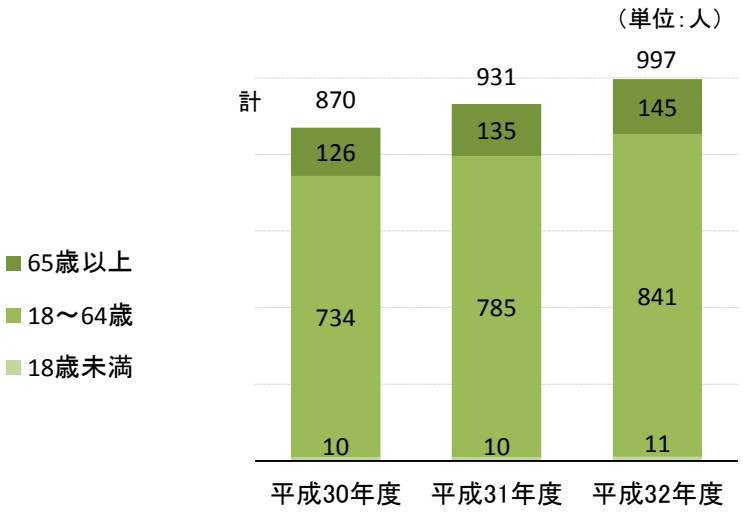

2　サービス確保の方針

【国の指針】

国は，「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で，市町村及び都道府県は，障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ，次に掲げる点に配慮して総合的な「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を作成することとしています。

●障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
●市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
●入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
●地域共生社会の実現に向けた取組
●障害児の健やかな育成のための発達支援

＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方＞

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては,「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ，下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに，そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み，計画的な整備を行うこととしています。

●障害福祉サービス等の提供体制の確保
　◇全国で必要とされる訪問系サービスの保障
　◇希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障
　◇グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
　◇福祉施設から一般就労への移行等の推進
●相談支援の提供体制の確保
　◇相談支援体制の構築
　◇地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
　◇発達障害者等に対する支援
　◇協議会の設置等
●障害児支援の提供体制の確保
　◇地域支援体制の構築
　◇保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援
　◇地域社会への参加・包容の推進
　◇特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

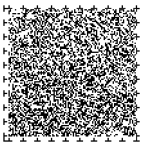

【市の方針】

これまでの実績と今後のニーズの見込みを踏まえ，一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心で健やかな生活を継続していくことができるよう，障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り，有効なサービスの提供を図ります。

●地域共生社会の実現
◇地域生活基盤の整備や，施設等から地域生活への移行支援
◇障害特性に応じた支援
◇障害者雇用・就労の促進

●適正なサービス利用の推進
◇自己決定と自己選択によるサービス利用の推進（相談支援の充実）
◇支援区分の適切な判定とケアマネジメント
◇ＰＤＣＡサイクル*の導入

●多様化するニーズへの対応
◇知的障害，精神障害，発達障害，難病など外からわかりにくい障害への対応
（相談支援，就労支援，外出支援，意思決定支援等の充実）
◇障害のある人の高齢化・重度化，高齢化する家族への支援も含む支援
（医療と福祉の連携，介護保険サービスとの調整等を検討）

●各種サービスの連携強化
◇市の運営する施設と民間施設の連携（相談支援，サービス提供）
◇社会福祉協議会との連携（ふれあいネットワーク※，各種サービス，人材育成等）
◇学校や企業との連携（療育から教育，就労に至る一体的支援体制）

※ 高齢者や障害者，子どもなど生活上の困難を抱えるすべての住民を対象として，中学校区ごとの地域において，行政，社会福祉協議会，保健・医療機関，福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援するシステムです。

3　成果目標

障害のある人の地域生活への移行，地域生活の継続の支援及び就労支援等を計画的に進めるため，平成 32 年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する国の考え方】

国は，第５期障害福祉計画（平成 30 年度～32 年度）の策定にあたって，必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について具体的な指針を示すとともに，これを「成果目標」とし，サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

【市の考え方】

本市も，国が示す指針に準拠して成果目標を設定し，障害のある人の状況と意向，地域の受入体制等の状況を踏まえた上で，サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら，地域移行や一般就労への移行等の取り組みを進めます。

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針】平成 28 年度末時点の施設入所者の９％以上が地域生活へ移行すること，施設入所者数の２％以上削減することを基本とする。

【市方針】地域の実情をふまえ目標値を設定し，入所施設及び市内のサービス事業所と連携し，入所している人の状況を見ながら達成をめざします。

項目			数値	備考
施設入所者数	①平成 28 年度末	【実績】	174 人	
	②平成 32 年度末	【目標値】	190 人	①から 16 人（9.2%）増
増減見込み	③新たな入所者	【見込】	32 人	
	④地域生活への移行者	【目標値】	16 人	①の 9.2%

②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新設）

市町村が中心となり，当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築する。

【国指針】平成 32 年度末までに，保健，医療，福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠し，現在の自立支援協議会の取組を踏まえて，協議の場の設置を目指します。

項目	目標	備考
精神障害に対応した保健，医療，福祉関係者の協議の場の設置	平成 32 年度末 設置	

③　地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能（相談，体験の機会・場，緊急時の受入・対応，専門性，地域の体制づくり等）の集約を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）を整備する。

【国指針】平成 32 年度末までに，少なくとも一つを整備することを基本とする。
【市方針】国の指針に準拠し，障害の重度化，高齢化や親亡き後を見すえて障害福祉施設や関係機関との有機的な連携により，相談，体験の機会，緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点を整備します。

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末整備	

④　一般就労への移行

【国指針】平成 32 年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者が，平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し，ハローワーク土浦，障害者就業・生活支援センター，市内のサービス事業所や一般の事業主と連携して，一般就労への意向のある福祉施設利用者の就労（雇用）を促進していきます。

項目	数値	備考
①平成 28 年度の一般就労移行者　【実績】	26 人	
②平成 32 年度の一般就労移行者　【目標値】	39 人	①の 150%

⑤　就労移行支援事業の利用者数

【国指針】平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者が，平成 28 年度末の実績の２割以上増加すること。
【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し，市内の就労移行支援事業所（８か所：定員 99 人），特別支援学校等と連携して，就労移行支援事業の有効な展開をめざします。

項目	数値	備考
①平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数【実績】	82 人	
②平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数【目標値】	99 人	①の 120.7%

⑥　就労移行支援の事業者ごとの移行率

【国指針】平成 32 年度末の就労移行率３割以上の事業所を全体の５割以上とすること。
【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し，市内の就労移行支援事業所８か所のうち４か所以上が就労移行率３割以上となるよう，就労移行事業所及び市内事業者の取り組みを支援していきます。

項目	数値	備考
①平成 28 年度末の就労移行率 30%以上の事業所数【実績】	２か所	
②平成 32 年度末の就労移行率 30%以上の事業所数【目標値】	４か所	市内就労移行支援事業所の５割

⑦　就労定着支援１年後の就労定着率（新設）

障害者の一般就労への定着も重要であることから，就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率に係る目標値を設定する。

【国指針】平成 32 年度末において，就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを基本とする。
【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し，市内の事業者による就労定着支援事業について，就労定着支援１年後の就労定着率が 80%以上となるようはたらきかけます。

項目	数値	備考
平成 32 年度末の就労定着支援１年後の就労定着率【目標値】	80%以上	

⑧　障害福祉サービスごとの見込量の算定について

サービスごとの見込量については，現に利用している人の数，今後のニーズ量の変化，施設入所等から地域生活に移行する人のうち当該サービスの利用が見込まれる人の数，平均的な一人当たり利用量等を勘案して算定します。

4　障害福祉サービス量等の見込（活動指標）

障害のある人への福祉サービスは，「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の３類型から成る「指定障害福祉サービス」と，「相談支援」「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は，利用料等具体的な内容を市町村が主体的に，地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり，土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】

地域生活支援事業について，★印は必須事業，印のないものは任意事業，うち(　)がついていないものが，現在市が地域生活支援事業として実施している事業です。

＜区分＞		＜サービス＞
指定障害福祉サービス	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系	生活介護
		自立訓練（機能訓練）
		自立訓練（生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援Ａ型
		就労継続支援Ｂ型
		就労定着支援 【新規】
		療養介護
		短期入所（ショートステイ）
	居住系	共同生活援助（グループホーム）
		施設入所支援
		自立生活援助 【新規】
相談支援		計画相談支援
		地域移行支援
		地域定着支援
補装具給付事業		

＜区分＞		＜サービス＞
地域生活支援事業	参加・交流促進	（★理解促進研修・啓発事業）
		（★自発的活動支援事業）
		スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
		（文化芸術活動振興）
		（就業・就労支援）
	意思疎通・移動支援	★意思疎通支援事業
		★手話奉仕員養成研修事業
		奉仕員養成研修
		点字・声の広報等発行事業
		★移動支援事業
	日常生活支援	★地域活動支援センター
		訪問入浴サービス事業
		生活訓練等
		日中一時支援事業
		（相談支援事業所等における通院支援体制確保）
		（地域移行のための安心生活支援）
		★日常生活用具給付等事業
	相談・権利擁護	★相談支援事業
		★基幹相談支援センター等機能強化事業
		（★住宅入居等支援）
		障害者虐待防止対策支援
		★成年後見制度利用支援事業
		★成年後見制度法人後見支援事業
		（成年後見制度普及事業）
		（地域生活支援拠点事業【新規】）
★障害支援区分認定等事務		

（1）障害福祉サービスの充実

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年４月１日施行）に伴い，自立生活援助と就労定着支援の創設，高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用，障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定），医療的ケアを要する障害児に対する支援などが求められることになります。

○市では，サービス事業所等と連携して，障害のある人及びその家族が安心して自分らしい日常生活や社会参加を実現していけるよう，サービスの量と質の確保を図るとともに，サービスの有効な利用（提供）を進めていきます。

【訪問系サービス】

○障害のある人の在宅生活を支える介護給付サービスで，本市では，居宅介護，同行援護，重度訪問介護が利用されています。障害のある人の増加，介護する家族の高齢化などとともに，各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
◇居宅介護及び重度訪問介護は，利用者の微増と利用時間の増加を見込みます。
◇同行援護も，利用者及び１人当たりの利用時間ともに増加していくことを見込みます。行動援護は，これまで利用要件に合致する人が見られませんでしたが，今後もサービスを確保していきます。

事業名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で，入浴，排せつ，食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人が外出時に，代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出時における移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に，居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。※県内でこのサービスを提供している事業所はありません。

■訪問系サービス

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用人数	人	94	99	100	107	115	125
	延利用人数	人/月	1,033	1,027	1,037	1,099	1,164	1,234
重度訪問介護	実利用人数	人	5	4	4	4	4	4
	利用時間	時間/月	667	721	591	630	630	630
同行援護	実利用人数	人	17	19	20	22	24	26
	利用時間	時間/月	74	110	102	112	123	135
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	－	－	－	－	－	－
	延利用人数	人/月	－	－	－	－	－	－

【日中活動系サービス】

○施設に通って受けるサービスで，介護給付（生活介護・療養介護，短期入所），訓練等給付（自立訓練，就労移行支援・就労継続支援）からなります。本市では，障害のある人の増加に伴い，各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。

◇生活介護，短期入所は，利用者数及び 1 人当たり利用日数ともに増加していくことを見込みます。療養介護，機能訓練は，利用者数は横ばいながら１人当たり利用日数が漸増していくことを見込みます。一方生活訓練は，実利用者数が減少していくことを見込みます。

◇就労移行支援は，一般就労への移行を積極的に進めることで今後も利用が増加することを見込みます。就労継続支援Ａ型・Ｂ型についても利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型（A型）と非雇用型（B型）があります。
就労定着支援【新規】	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について，一定の期間にわたり，就労に伴う生活面の課題に対応できるよう，事業所・家族との連絡調整等支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の介助・介護を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。

■日中活動系サービス

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	実利用者数	人	270	275	287	298	312	326
	延利用人数	人/月	3,100	3,139	3,265	3,395	3,564	3,706
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	1	1	1	1	1	1
	延利用人数	人/月	1	11	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	31	19	12	15	14	13
	延利用人数	人/月	204	146	91	114	114	114
就労移行支援	実利用者数	人	79	82	84	90	96	99
	延利用人数	人/月	571	471	482	515	545	577
就労継続支援Ａ型	実利用者数	人	95	123	160	204	246	293
	延利用人数	人/月	883	1,098	1,427	1,826	2,200	2,618
就労継続支援Ｂ型	実利用者数	人	177	201	236	272	310	350
	延利用人数	人/月	1,763	1,948	2,279	2,620	2,986	3,371
就労定着支援【新規】	実利用者数	人	－	－	－	11	12	13
	延利用日数	日/月	－	－	－	198	216	234
療養介護	実利用者数	人	10	12	14	16	18	20
	延利用日数	日/月	258	353	434	496	558	620
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人	56	57	76	96	121	153
	延利用人数	人/月	377	404	525	661	833	1,049

【居住系サービス】

○共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援からなります。
◇施設入所支援は，地域の実情をふまえ，実人数の増加を見込みます。
◇共同生活援助は，自立生活を目指す人の増加及び施設入所者等の地域移行に伴い，利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に，住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所し，入浴や排せつ，食事の介護等が受けられます。
自立生活援助【新規】	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について，定期的な巡回訪問や随時通報により，障害者からの相談に応じ必要な情報提供，助言，援助を行います。

■居住系サービス

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
共同生活援助（グループホーム）	実利用人数	人	81	81	90	96	105	113
施設入所支援	実利用人数	人	179	174	172	178	184	190
自立生活援助【新規】	実利用人数	人	－	－	－	0	1	1

【相談支援】

○サービス等利用計画の作成等を支援する計画相談支援，施設入所者等の地域移行支援，地域定着支援からなります。

◇計画相談支援は，サービス利用者の増加に伴って増加することを見込みます。

◇地域移行支援は，施設入所者等が平成 27 年度から平成 32 年度にかけて２人地域移行する目標の達成に向けて，平成 31 年以降，年１人を目安とする利用を見込み，これに伴って地域定着支援の利用が進むことを見込みます。

事業名	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するには，予めサービス等利用計画を作成する必要があります。計画の作成・運用により，利用者とともに課題解決について考え，適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。
地域移行支援	入所や入院している障害のある人に，地域における生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人に，常時の連絡体制を確保し，緊急事態等に必要な支援を行います（支援期間は6か月を目安とします）。

■相談支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	実利用人数	人/年	638	690	744	796	848	900
地域移行支援	実利用人数	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	実利用人数	人	2	1	1	1	2	2

【補装具費給付事業】

○補装具費給付事業は，日常生活の自立と自己実現を支える支援として，障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。

事業名	内容
補装具費給付事業	身体機能を代替する補装具の購入又は修理が必要な場合，その費用を支給する事業です。

■補装具費給付事業

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
補装具費給付事業	件数	件/年	230	280	261	280	285	290

（2）地域生活支援事業の充実

○障害者総合支援法により，地域生活支援事業については，従来の日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援に加え，障害のある人への理解を深めるための支援，障害のある人やその家族，地域住民等が自発的に行う活動に対する支援，成年後見*の体制整備を含む相談支援事業等が強化されました。

○市では，これまでの事業を充実させるとともに，第５期計画の期間の中で新たな事業の整備を進めていくこととします。

【参加・交流促進】

○障害のある人の社会参加，障害のある人とない人の交流を促進する事業です。

◇新たに地域生活支援事業に位置づけられた理解促進研修・啓発事業，自発的活動支援事業については，これまで市及び社会福祉協議会，各団体等が実施してきた研修・啓発事業，社会参加活動支援事業等を第５期計画期間中に充実させるとともに，新たな取り組みも検討していきます。

◇スポーツ・レクリエーション教室開催等事業と関連する事業として，市では，かすみがうらマラソン大会を毎年開催し，盲人マラソン等を実施しています。また，障害のある人が「完全参加と平等」のもと，スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに，地域社会と障害のある人との交流を促進し，理解と関心を高めることを目的に，スポーツ大会等を開催しています。今後とも，これらの事業を実施していきます。

事業名	内容
★理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため，地域の住民に対して，障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催，啓発活動などを行います。
★自発的活動支援事業	障害のある人，その家族，地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策，ボランティア活動など）を支援します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の余暇活動，生涯スポーツへの参加機会として，スポーツ・レクリエーション教室等を開催していきます。

■社会参加支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	選手派遣数	実人数	202	190	198	200	200	200

【意思疎通支援】

○視覚障害及び聴覚障害のある人の行政情報の入手や行政手続きの円滑化，参加・活動の機会拡大を支える事業です。

◇手話通訳者・要約筆記者を設置する講演会や会議の増加，障害のある人の社会活動の活発化により，派遣件数が増加していくことを見込みます。これに伴い，手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修受講者も漸増していくことを見込みます。

◇市役所の窓口への手話通訳者の設置は，当面，週２回の配置を確保していくこととします。

◇点字・声の広報は，これまでどおり月２回発行していきます。

事業名	内容
★手話通訳者･要約筆記者派遣事業	意思疎通支援のため，手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
★手話通訳設置事業	市では，市役所で手続きを円滑にするため，窓口に手話通訳者を設置しています(毎週月･木曜日)。
点字･声の広報等発行事業	市では，点字広報と声の広報を月2回発行しています。また，ホームページは，音声読み上げ等が可能になっています。
手話奉仕員･要約筆記奉仕員養成研修	市の行事や会議等への聴覚障害のある人の参加･参画，市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員，要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。

■意思疎通支援

区　分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	100	66	76	81	93	107
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	16	15	10	14	14	14
手話通訳設置事業	設置件数	件/年	150	141	174	200	200	200
点字･声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24

■手話奉仕員等養成研修事業

区　分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話･入門	実利用人数	人	15	20	20	18	21	24
手話･基礎	実利用人数	人	12	12	11	12	13	14
要約筆記	実利用人数	人	4	6	3	－	9	－

【移動支援】

○障害のある人の行動範囲，社会参加の拡大を支える事業です。
◇障害のある人の増加，介助する家族の高齢化などに伴い，移動支援事業の利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
★移動支援事業（個別支援）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■移動支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	実利用人数	人	23	26	22	20	19	18
	利用件数	件/年	627	578	601	625	650	676

【日常生活支援】

○障害福祉サービスを補完し，居宅での生活を支えるサービスです。
◇地域活動支援センターは，市内の居住者が利用する地域に密着した活動の場です。市では，２事業者に委託してそれぞれ基礎的事業，機能強化事業を実施しています。また，精神障害のある人を対象に生活支援事業を実施しています。今後もこの体制を確保することとします。

事業名	内容
★地域活動支援センター事業	障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり，社会との交流の促進等を行い，社会復帰に向けた支援を行います。 ＜基礎的事業＞ 創作的活動又は生産的活動の機会の提供，社会との交流促進等の支援を行います。 ＜機能強化事業＞ 基礎的事業に加え，地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います（Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施，Ⅱ型は機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを実施します。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等で，現在市内にはありません）。
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行い，生活の質的向上と社会復帰の促進を行います。

■地域活動支援センター等

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0
生活支援事業	実利用人数	人	2	2	2	2	2	2

◇日常生活用具給付等事業は，日常生活の自立と自己実現を支える支援として，障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。
◇日中一時支援事業，在宅障害者一時介護事業の利用の増加も見込みます。訪問入浴サービス事業は，少人数ながら定期的な利用があり，今後もサービス量を確保していきます。これらのサービスは，介護者の高齢化などにより利用が増えることも見込みます。

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴車派遣により，入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により，一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かります。
在宅障害者一時介護事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により，一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かり１対１で介護します。
★日常生活用具給付等事業	日常生活がより円滑に行われるために，障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。

■各種日常生活支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人	2	2	1	1	2	3
	延べ回数	回/年	59	95	50	156	156	156
日中一時支援事業	実利用人数	人	170	215	253	291	329	367
	延利用件数	件/年	6,104	7,681	9,258	10,835	12,412	13,989
在宅障害者一時介護事業	実利用人数	実人数	35	20	19	18	17	16
	利用延時間	時間/年	868	549	511	504	504	504
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	2,978	3,194	3,402	3,653	3,923	4,213

【相談・権利擁護】

○相談支援は，障害福祉サービスの利用のみならず，様々な面で障害のある人やその家族により添う重要な役割があります。

◇障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため，平成 30 年度から地域生活支援拠点事業を実施します。

◇市では，市役所及び３か所の相談支援事業所（基幹相談支援センター１か所を含む）の体制を確保しています。今後とも，市と基幹相談支援センターの連携を基軸に，各相談支援事業所の機能強化を支援するとともに，相互に連携して相談への対応力を高めていくこととします。

◇住宅入居等支援については，自立生活をめざす人，施設入所者の地域移行の増加に伴い，サービスの実施を検討していきます。

◇障害者虐待防止対策事業は，障害者虐待防止センターを設置し，虐待防止体制の充実を図っていきます。

◇権利を擁護するため，社会福祉協議会に設置した「成年後見センターつちうら」と連携し，市長申立などの成年後見制度利用支援事業を実施しています。

事業名	内容
地域生活支援拠点事業【新規】	障害者の高齢化，重度化や「親亡き後」を見据え，障害児・者の地域生活支援を推進する観点から，障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため，地域生活支援のための拠点の整備や，地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進します。
★相談支援事業	障害のある人（身体，知的，精神）や障害のある子どものさまざまな相談に応じ，必要な情報の提供や助言を行います。 ※窓口：市役所・社会福祉協議会・尚恵学園・ほびき園
★基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため，一般的な相談支援事業に加え，特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するものです。
★住宅入居等支援	賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある人への虐待を防止するため，土浦市障害者虐待防止センターを設置し，24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理，虐待をうけた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともに普及啓発に努め，障害者虐待防止体制の充実を図ります。
★成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援します。
★成年後見制度法人後見支援事業	障害のある人の権利を擁護するため，成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け，必要な研修の実施，法人後見*活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。

■相談・権利擁護

区　分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域生活支援拠点事業【新規】	実施施設数	か所	－	－	－	－	－	1
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施施設数	か所	4	3	3	3	3	3
住宅入居等支援	実施施設数	か所	－	－	－	－	－	－
障害者虐待防止対策支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	件/年	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有・無	無	無	無	無	無	無

【障害支援区分認定等事務】

○障害福祉サービスのうち，介護給付に関するサービスを利用するためには，障害支援区分の認定を受ける必要があります。認定にあたっては，申請に基づき，市が調査を行い，調査結果と主治医意見書をもとに専門家等で構成される障害者介護認定審査会を開催します。今後とも，認定が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

第5章

障害児福祉サービス等の見込

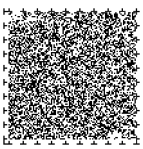

1　成果目標

障害児に対するライフステージに応じた重層的な地域支援体制を構築し，さらに医療的ニーズへの対応を図るため，平成 32 年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する国の考え方】

国は，第 1 期障害児福祉計画（平成 30 年度～32 年度）の策定にあたって，必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標について具体的な指針を示すとともに，これを「成果目標」とし，サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

【市の考え方】

本市も，国が示す指針に準拠して成果目標を設定し，障害児の状況と意向，地域の受入体制等の状況を踏まえた上で，サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら，障害児への支援等の取組みを進めます。

①　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実（新設）

【国指針】平成 32 年度末までに，児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより，平成 32 年度末までに，全ての市町村において，保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し，つくし学園，つくし療育ホーム，幼児ことばの教室及び早期療育相談の分散する児童発達支援の機能を統合し，総合的な児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目		数値	備考
児童発達支援センターの設置	①平成 29 年度末【実績】	1 か所	
	②平成 32 年度末【目標値】	1 か所	
保育所等訪問支援の実施	①平成 29 年度末【実績】	0 か所	
	②平成 32 年度末【目標値】	1 か所	

②　重症心身障害児に対する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（新設）

【国指針】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し，市内の事業者による障害児通所支援の実施を支援します。

項目		数値	備考
児童発達支援事業所	①平成 29 年度末【実績】 ②平成 32 年度末【目標値】	０か所 １か所	
放課後等デイサービス事業所	①平成 29 年度末【実績】 ②平成 32 年度末【目標値】	１か所 ２か所	

③　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（新設）

【国指針】平成 30 年度末までに，保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠し，医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置するとともに，医療的ケア児が適切な支援を受けられるように体制を構築します。

項目	目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成 30 年度末 設置	

2　障害児福祉サービス量等の見込（活動指標）

障害児への福祉サービスは，「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」から成る「指定障害福祉サービス」と「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は，利用料等具体的な内容を市町村が主体的に，地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり，土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】

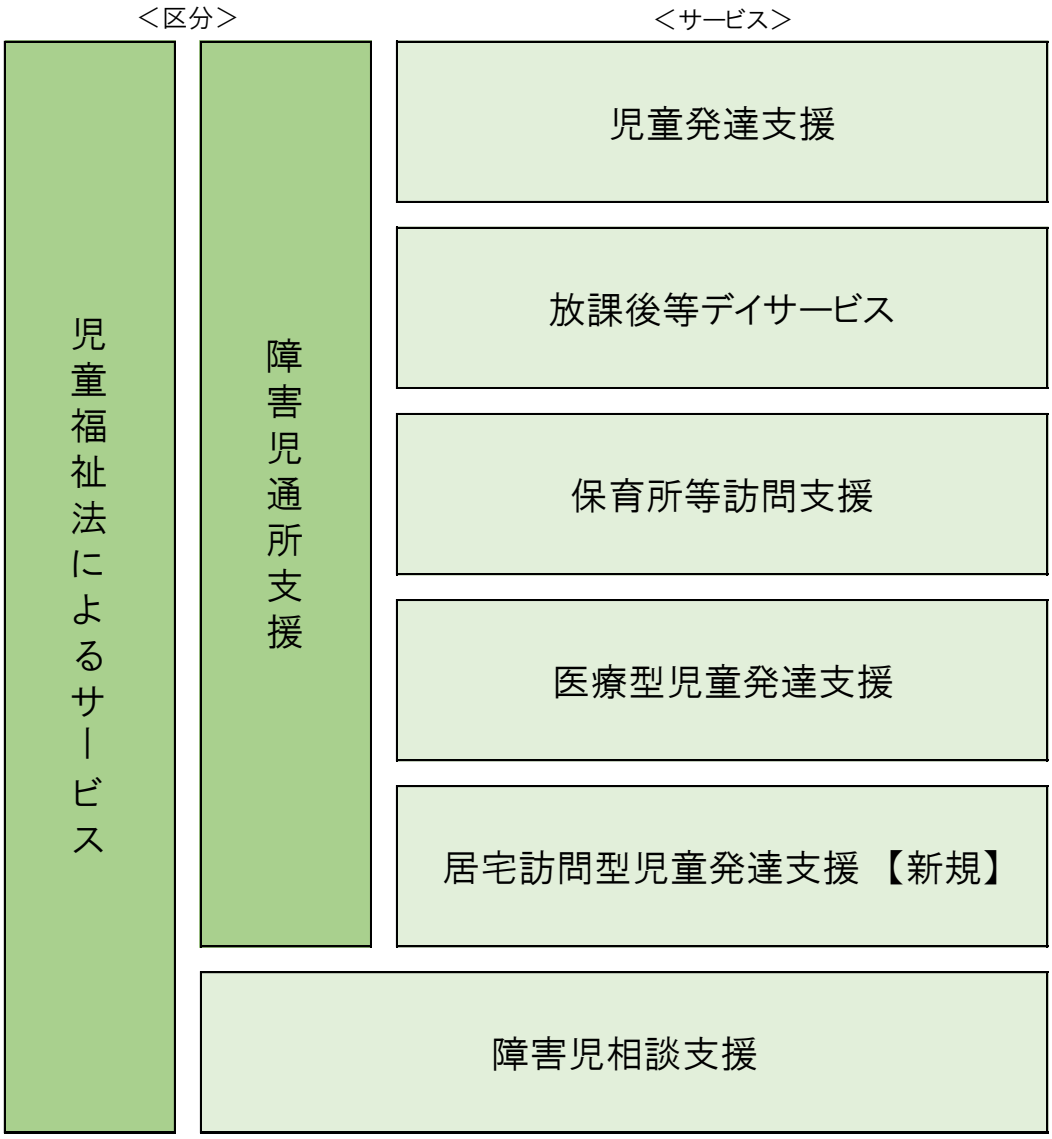

（1）障害福祉サービスの充実

【児童福祉法によるサービス】

○障害児通所支援は，従来の障害福祉サービス体系から区分され，一人ひとりの成長，発達に即した支援への体制が強化されています。

◇障害のある子どもの増加とともに，未就学児を対象とする児童発達支援，学童を対象とする放課後等デイサービスともに利用が増加していくことを見込みます。これに伴い，障害児相談支援の利用の増加も見込みます。

◇保育所等訪問支援は未実施ですが，今後の実施に向けて体制づくりを進めていきます。

事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進等を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	上肢，下肢又は体幹機能に障害がある児童に医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ，児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障害があり，外出することが著しく困難な子どもに対し，居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画*を作成し（障害児支援利用援助），通所支援開始後，一定期間ごとにモニタリング*を行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児通所支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	実利用人数	人	215	210	200	205	210	215
	延利用人数	人/月	1,465	1,588	1,509	1,547	1,584	1,620
放課後等デイサービス	実利用人数	人	121	145	190	234	288	354
	延利用人数	人/月	1,187	1,451	1,900	2,337	2,874	3,535
保育所等訪問支援	実利用者数	人	―	―	―	―	―	85
	延利用者数	人/月	―	―	―	―	―	44
医療型児童発達支援	実利用者数	人	―	―	―	―	―	1
	延利用者数	人/月	―	―	―	―	―	5
居宅訪問型児童発達支援【新規】	実利用者数	人	―	―	―	―	―	10
	延利用者数	人/月	―	―	―	―	―	200

■障害児相談支援

区　分	単位		実績			見込		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害児相談支援	実利用人数	人/年	280	321	370	422	481	548

（2）地域生活支援事業の充実

○地域生活支援事業については，日中一時支援事業，在宅障害者一時介護事業等，障害児やその家族等に対する日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援を進めてきました。

○今後も，これまでの事業を充実させるとともに，医療，障害福祉，教育等の関係機関との連携を図りながら，支援体制及び新たな事業の整備を進めていきます。

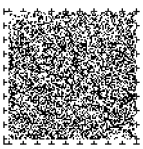

第６章

計画の推進

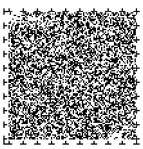

1　計画の推進体制

障害のある人に関わる施策分野は，福祉だけでなく，保健，医療，教育，就労等多岐にわたるため，計画の実施は，土浦市地域自立支援協議会を中心に，基幹相談支援センター，療育支援センター，当事者，障害者団体，サービス事業者，社会福祉協議会等との連携はもちろん，障害福祉圏域における広域連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。医療や就労，介護保険制度等との連携・調整をはじめ，国の制度や県の対応が必要な事項については，国，県の関係各機関との情報交換や必要な要請を行っていきます。

庁内においても，各事業を総合的・効率的・効果的に実施していくため，障害福祉課が中心となって担当部署と緊密に連携していくこととします。

①　土浦市地域自立支援協議会の運営

「土浦市地域自立支援協議会」を定期的に開催し，障害者団体，学識経験者，障害福祉サービス事業所やボランティア団体など多様な主体のネットワーク化を図り，保健・医療・福祉・教育・労働・その他多様な分野が連携しながら計画を推進していく体制を確保します。

※「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねています。

②　全庁的な施策の推進

本計画を効果的・効率的に推進していくため，福祉・保健・医療分野を中心に関係部署の連携を図り，全庁的に各種施策を展開することにより，障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

③　市民意見の反映

本計画を，障害のある人及びその他の市民，地域等との協働により推進していくため，様々な機会をとらえて障害のある人やその家族，障害者団体等との協議・意見交換を行い，市民の意見や提言等を積極的に取り入れ，計画の策定・見直しに反映させていきます。

④　必要財源の確保

本計画を確実に推進していくには，必要な財源を確保する必要があります。国及び県に対して，障害のある人のニーズに応えられるだけの十分な負担金や補助金による財政的支援を求めるとともに，市においては，本計画に位置づけた事業に対する予算の確保に努めます。

2　計画の進行管理

本計画は，障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり，関係者が目標等を共有し，その達成に向けて連携するとともに，計画を実施する上で把握された課題等を共有し，更なる工夫・改善を積み重ねていくことが重要です。

本計画の進行管理については，土浦市地域自立支援協議会を中心に，市内の主要な団体，関係の深い広域機関等と進行状況を確認し，これらを通じて保健，医療，教育，就労等の切れ目のない連携の強化につないでいくこととします。

庁内においては，障害福祉課を事務局に，保健福祉部内（障害福祉課，社会福祉課，高齢福祉課，健康増進課，こども福祉課）で検討会議を開催し，必要に応じて関連部局及び社会福祉協議会との協議を行います。

【土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画の管理】

第５期計画は，「成果目標」を設定し，その達成に向けて「活動指標」を定め，ＰＤＣＡサイクルにより達成状況を毎年評価していくこととします。

評価にあたっては，障害福祉課を中心に庁内各課等による評価を行った後，土浦市地域自立支援協議会を中心とする協働体制の中で確認・評価を行っていきます。

なお，評価にあたっては，実施状況や利用状況の量的な確認のほか，事業実施（利用）に際しての問題点や効果など質的な事項も取り上げ，効果や課題を総合的にとらえるよう努め，事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。

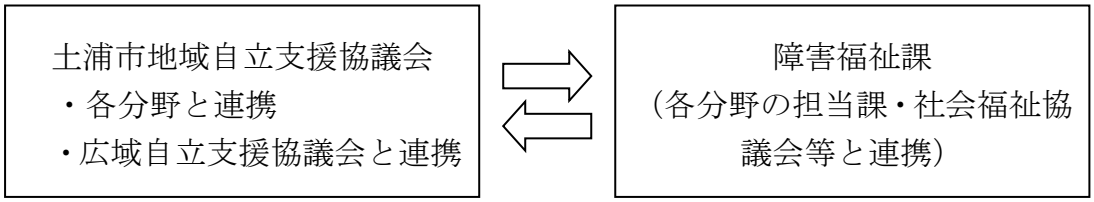

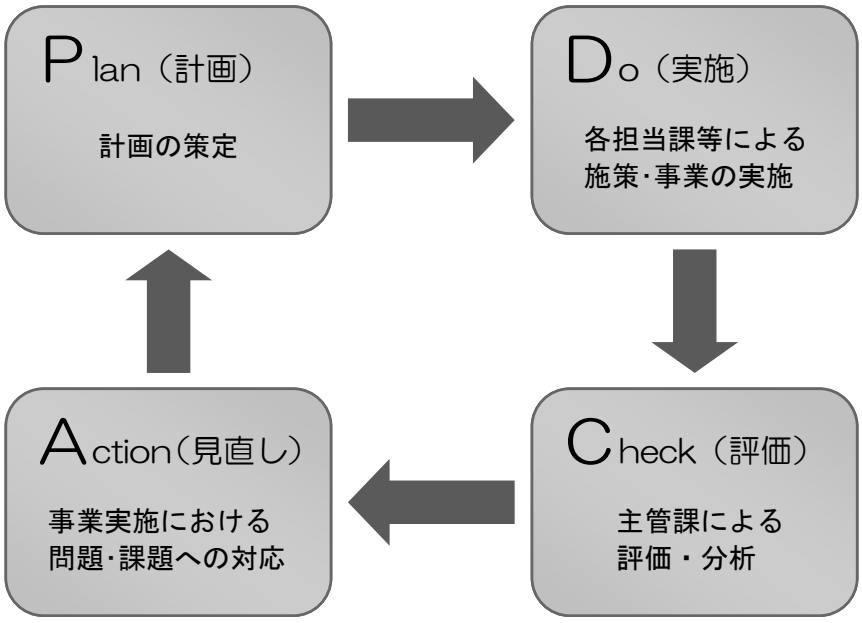

資料編

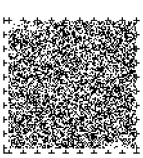

1　アンケート調査結果等

（1）調査の概要

①　調査の目的

「第５期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」の策定や施策の推進に向けた基礎資料として，次のことを把握するために実施しました。

○障害のある人の日頃の生活状況や様々なサービスの利用についての現状と希望（主に施策やサービスへのニーズ把握）

○障害福祉サービスを提供している市内の事業所のサービス提供状況や運営状況

○障害のある人及び事業所（職員含む）の市施策への意見等

②　調査の時期と方法

○実施時期　：平成 29 年７月 24 日～８月 15 日

○調査基準日：平成 29 年６月１日

○実施方法　：郵送法（郵送による調査票の配付・回収）

③　調査対象

○障害者調査：平成 29 年６月１日現在，本市に在住する障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者（身体障害者は年齢３区分ごとに抽出，計 2,655 人）

※内訳：身体障害者手帳所持者 794 人[※4]，療育手帳所持者 464 人（全数），精神障害者手帳所持者 815 人（全数），難病受給者 487 人（全数），それ以外の障害福祉サービス受給者 33 人（全数）を対象に，重複等を避けて配布

○障害児調査：平成 29 年６月１日現在，本市に住民票を置く 18 歳未満の障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者全員（計 415 人）

※内訳：身体障害者手帳所持者 80 人，療育手帳所持者 183 人，精神障害者手帳所持者９人，それ以外の障害福祉サービス受給者 143 人を対象に，重複等を避けて配布

○事業所（職員）調査：市内障害福祉サービス事業所（40 か所）および職員 120 人

④　回収結果

区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	2,593 票	1,156 票	44.6%
障害児調査	415 票	166 票	40.0%
事業所調査	40 票	14 票	35.0%
事業所職員調査	120 票	32 票	26.7%
計	3,168 票	1,368 票	43.2%

※4 身体障害者の全数に対し，年齢３区分ごとに回答数 100 通確保を目途に配布数を調整した数値です。

【結果の読み方】

○「身体障害」は身体障害者手帳所持者，「知的障害」は療育手帳所持者，「精神障害」は精神障害者保健福祉手帳所持者のことをいいます。

○「ｎ」は集計の対象となっている回答者数，「SA」は単数回答，「MA」は複数回答を示しています。「無回答」は，回答が記入されていない又は読み取りが困難なものです。

○比率は，小数点以下第２位を四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

○複数回答の場合，通常，回答者数（N）に対する選択肢ごとの回答数の和が回答者数（N）を超えるため，比率の合計も 100%を上回ります。

○本文やグラフでは，質問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。

（２）調査の結果

調査結果の概要は，本編の 2 章 P.13～31 に掲載しています。ここでは，主要な結果を抽出して掲載します。

①　暮らし方

【障害のある人】

○身体障害と手帳なしでは「配偶者」が最も多く，知的障害と精神障害では「父母」が最も多くなっています。

■現在の暮らし方（MA）

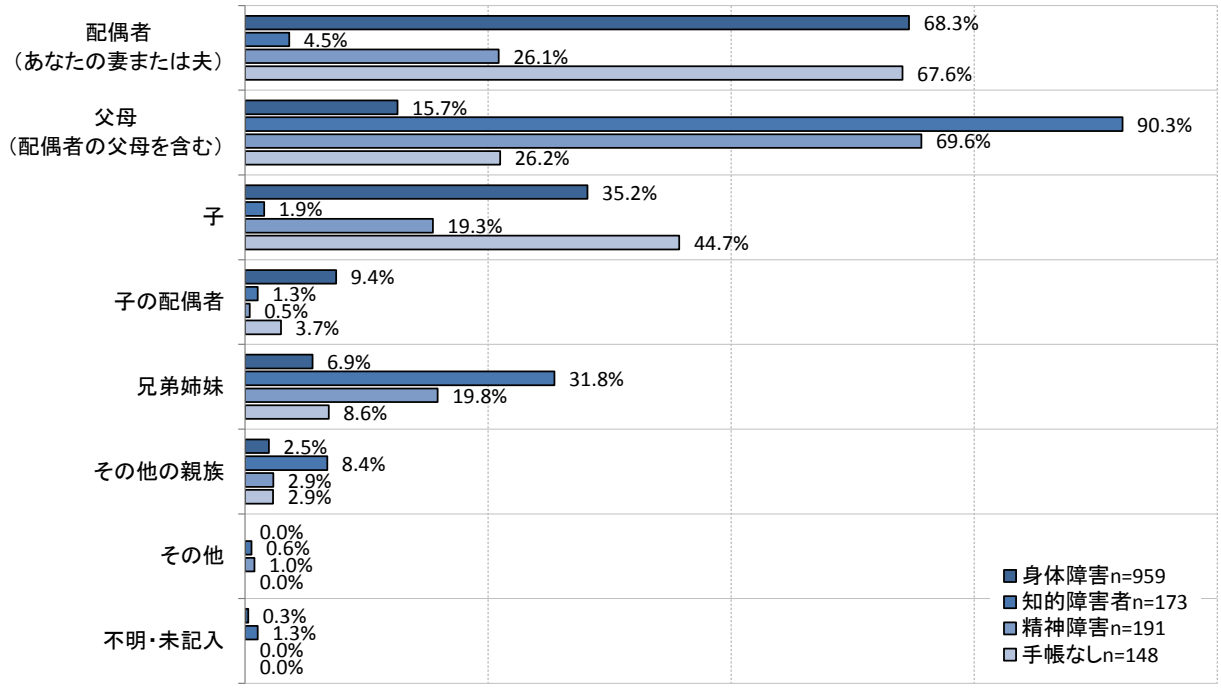

○今後の暮らしについては，いずれも「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。身体障害，精神障害，手帳なしは「ひとりで暮らしたい」が２番目に多くなっていますが，知的障害は「仲間と共同生活したい」が２番目に多くなっています。

■今後の希望する暮らし方（SA）

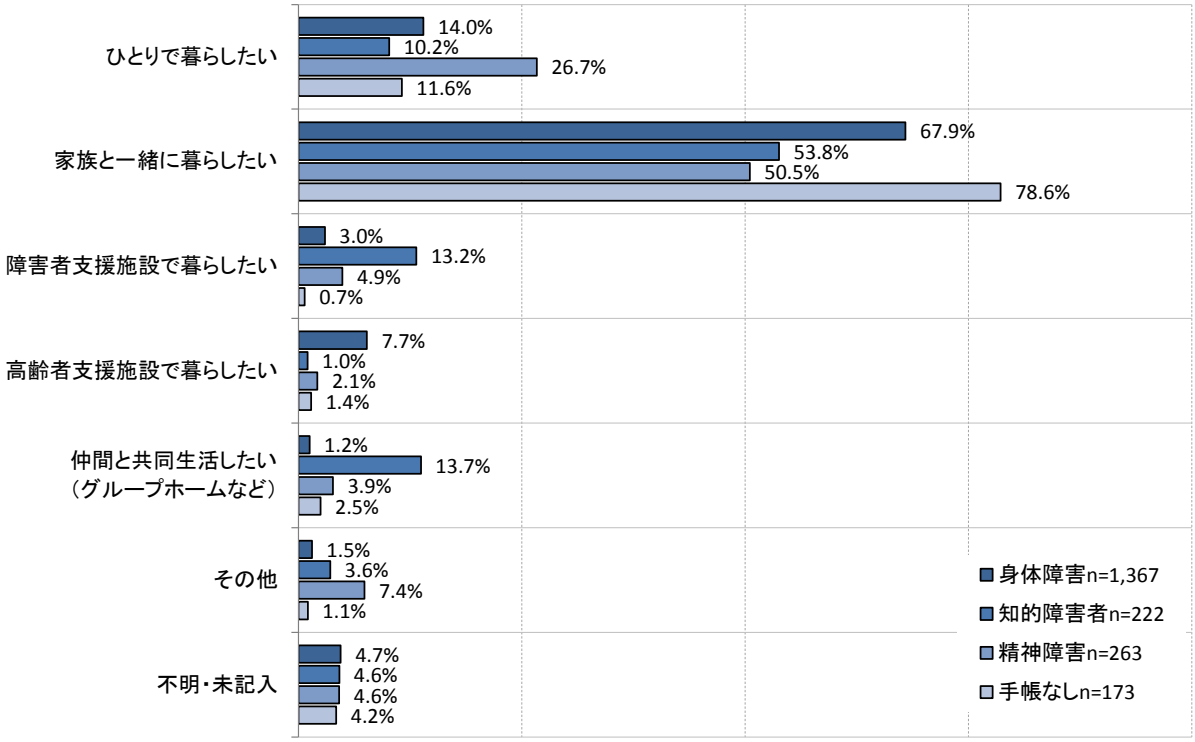

○収入は障害の種類に関係なく，いずれも「年金・特別障害者手当など」が最も多く，次いで「同居家族の給与・援助」と「勤め先の給与・賃金」が多くなっています。

■現在の収入源（MA）

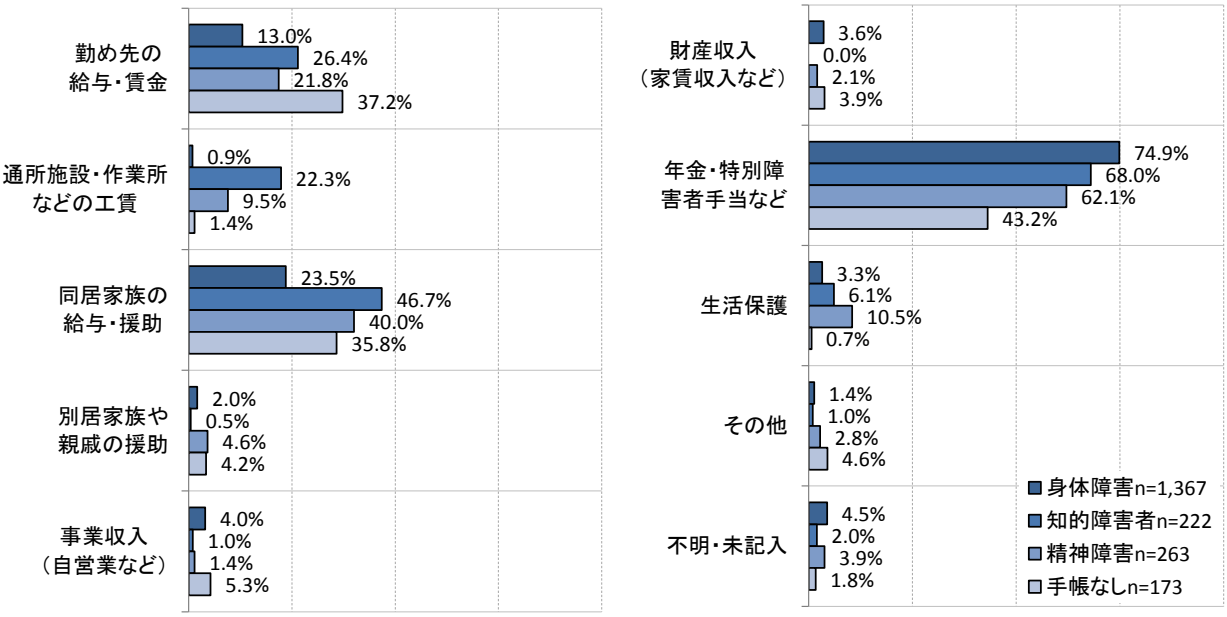

○外出の目的は，全体的に，「買い物に行く」，「病院に行く」，「仕事に行く」が多くなっています。

■外出の目的（MA）

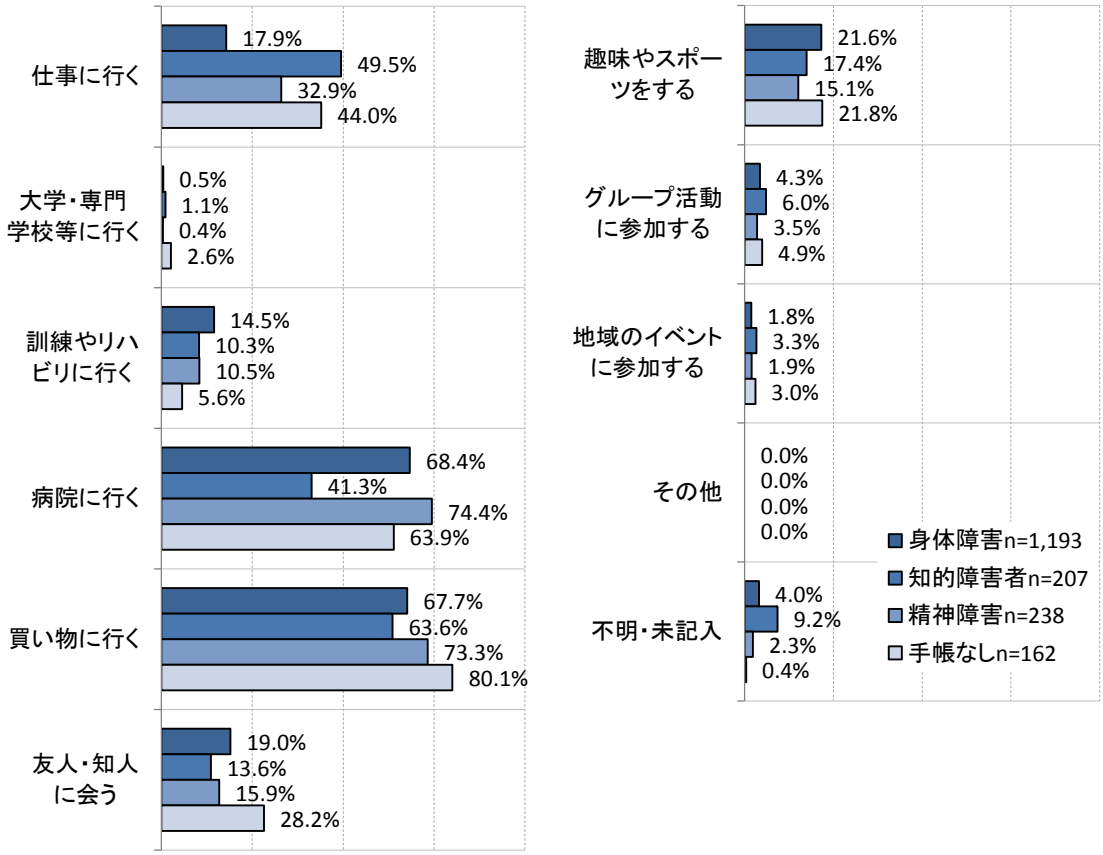

○外出時に困難と思われる点として，身体障害は「道路に段差が多い」が比較的多く，知的障害は「人とのコミュニケーションが難しい」が多くなっています。また，精神障害は「人目が気になる」が最も多くなっています。

■外出時の困難点(MA)

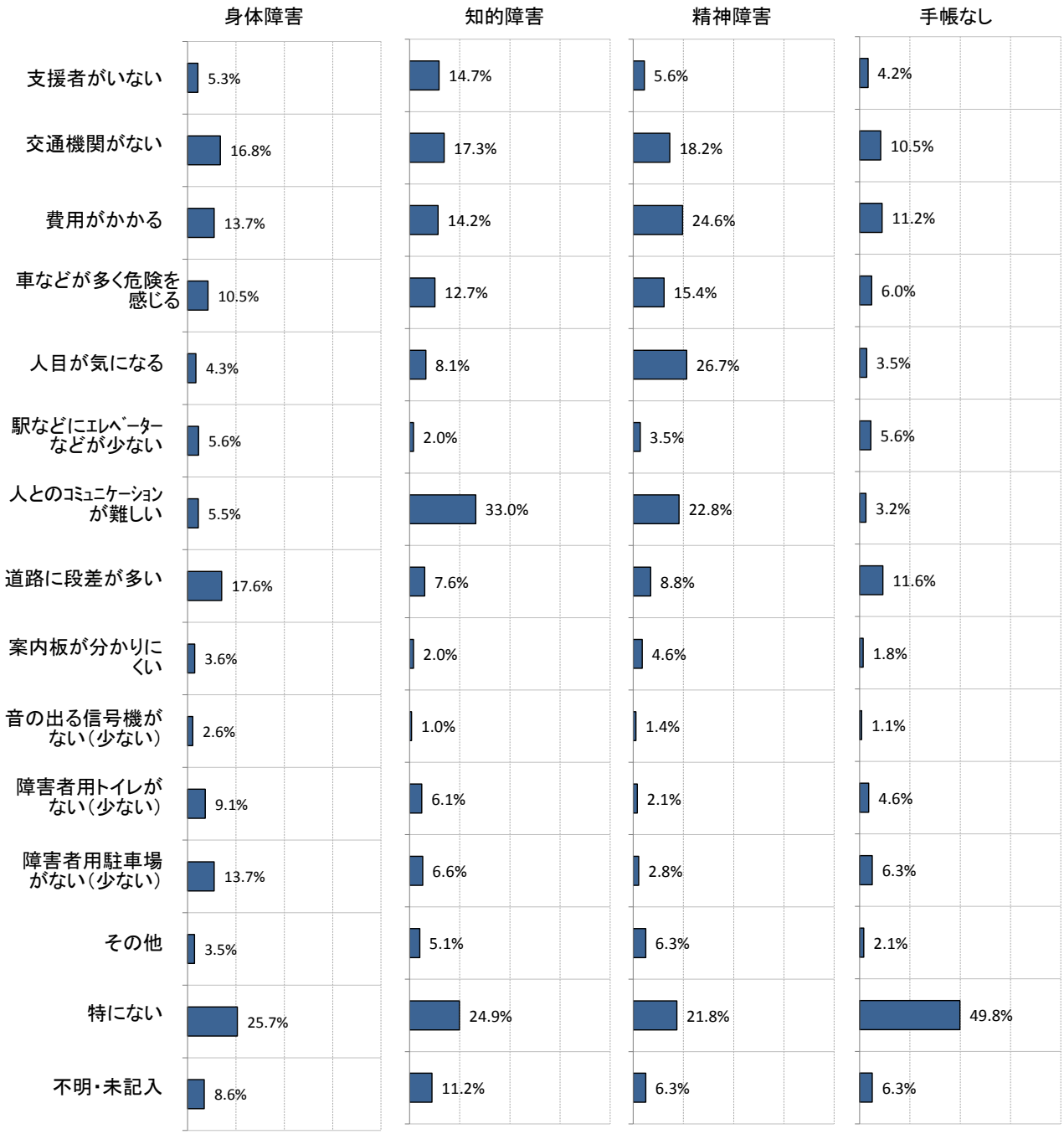

【障害のある子ども】

○現在の暮らし方について，全体的に，「父親」，「母親」，「兄弟姉妹」が多くなっています。今後の希望する暮らし方については，「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

■現在の暮らし方（MA）

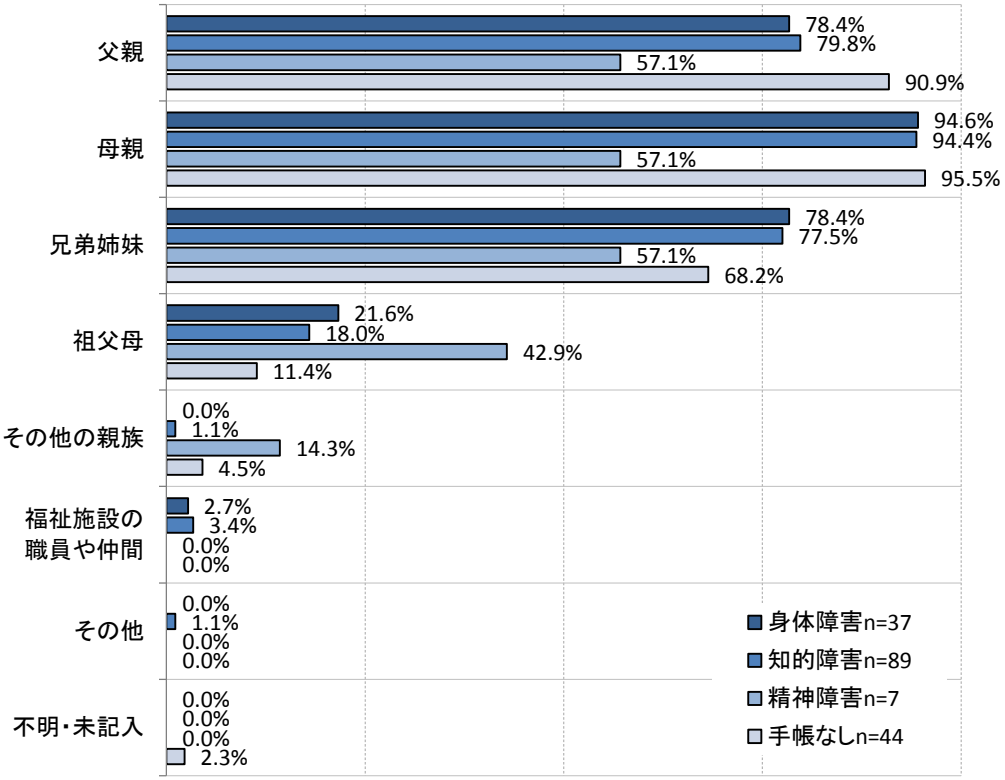

■今後の希望する暮らし方（SA）

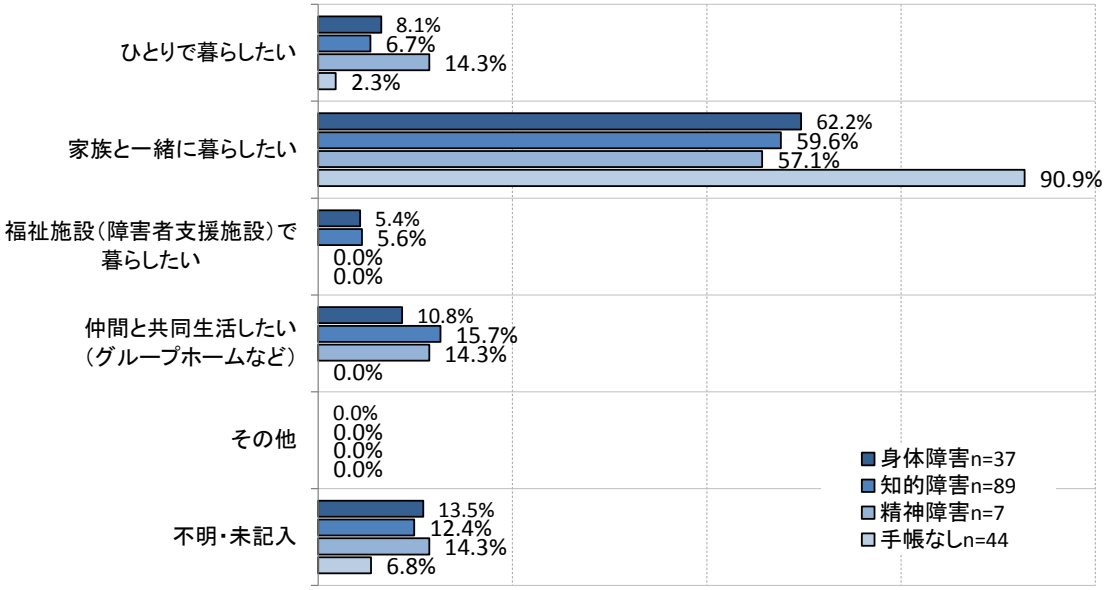

○地域で生活するために必要なこととして，身体障害は「相談窓口など支援体制の充実」，知的障害は「地域の理解」，精神障害は「経済的支援」，手帳なしは「学校内・園内でのサポート」が最も多くなっています。

■地域で生活するために必要なこと（MA）

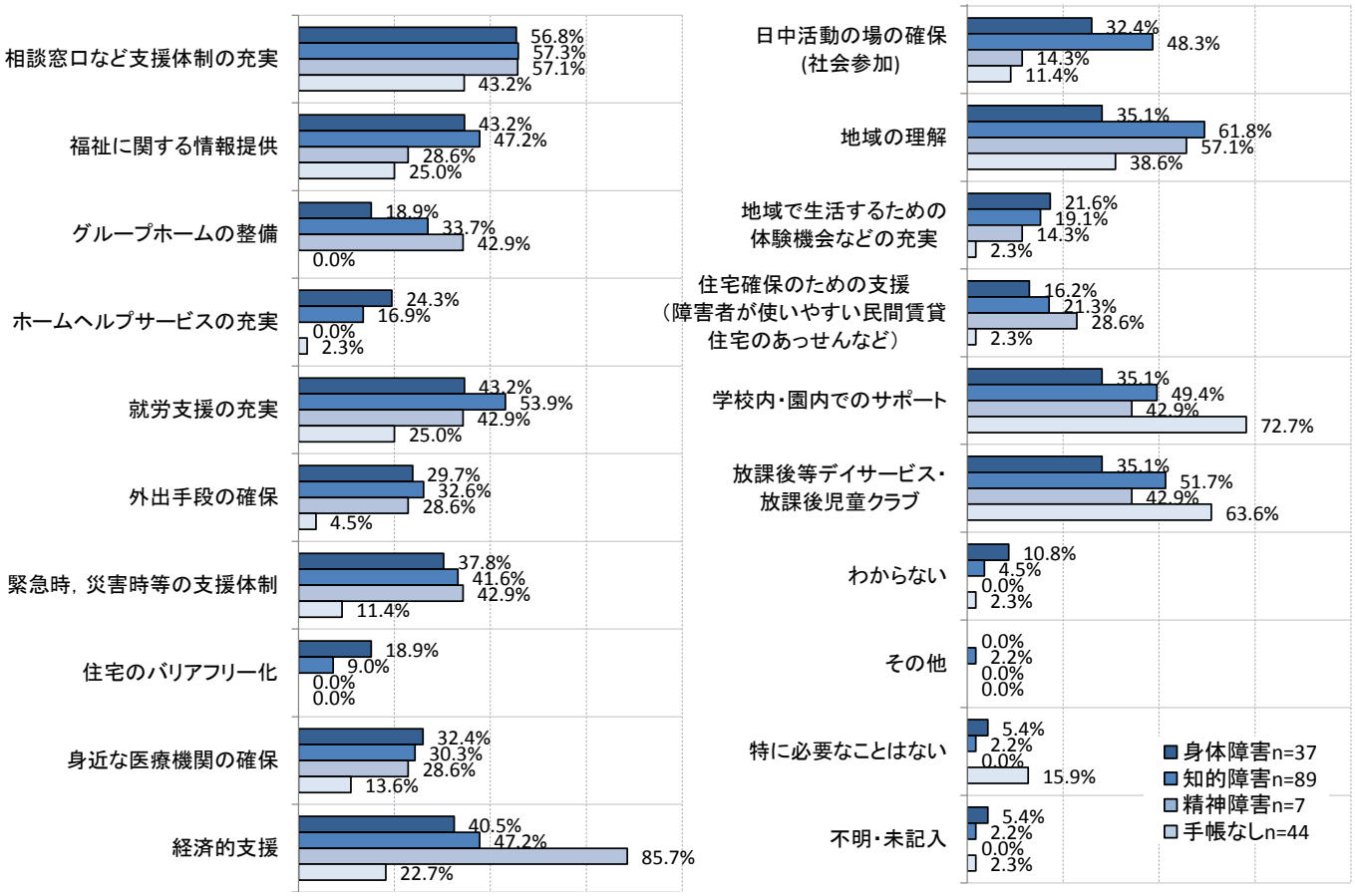

○外出の目的は，いずれも「学校や保育園・幼稚園等に行く」が最も多くなっています。2番目に多いのは，身体障害で「病院に行く」，知的障害，精神障害，手帳なしで「買い物に行く」となっています。

■外出の目的（MA）

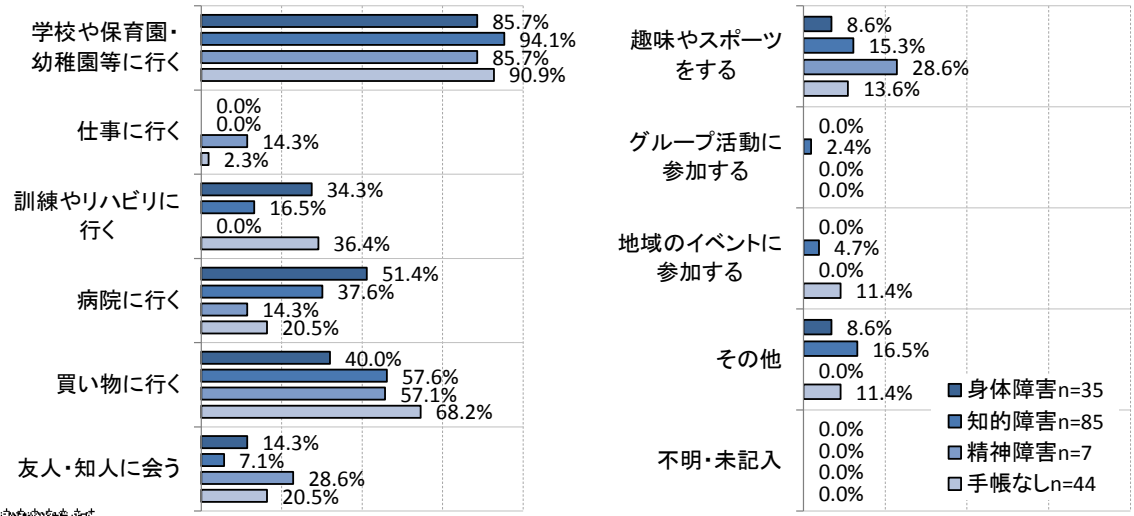

②相談・情報入手について

【障害のある人】

○日常生活で困ったり，不安に思っていることについて，本人の回答では「お金のこと」「就職や仕事のこと」が介護者の回答より特に高くなっています。

■日常生活で困ったり，不安に思っていること（MA）

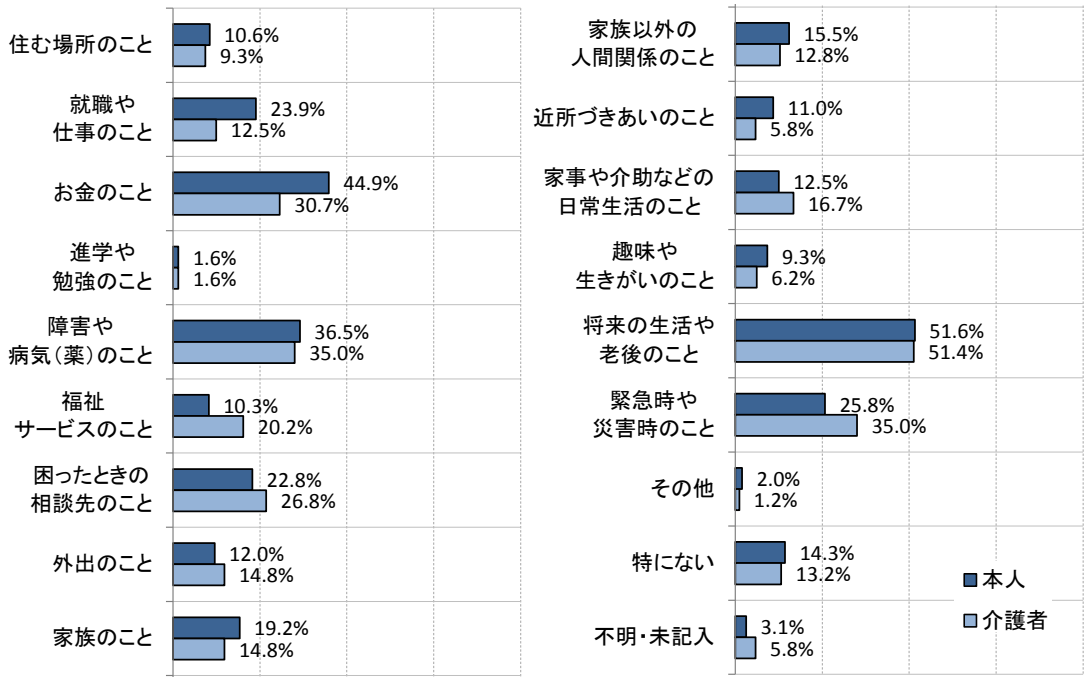

○福祉関係情報の入手について，本人と介護者の回答結果では，本人は，「新聞・テレビ・ラジオなど」「インターネット・スマートフォン」「市の広報など」の割合が介護者より高く，介護者は「サービス事業者」「学校や施設など」「障害者相談員」「障害者団体」の割合が本人の回答より高くなっています。

■福祉関係情報の入手手段（MA）

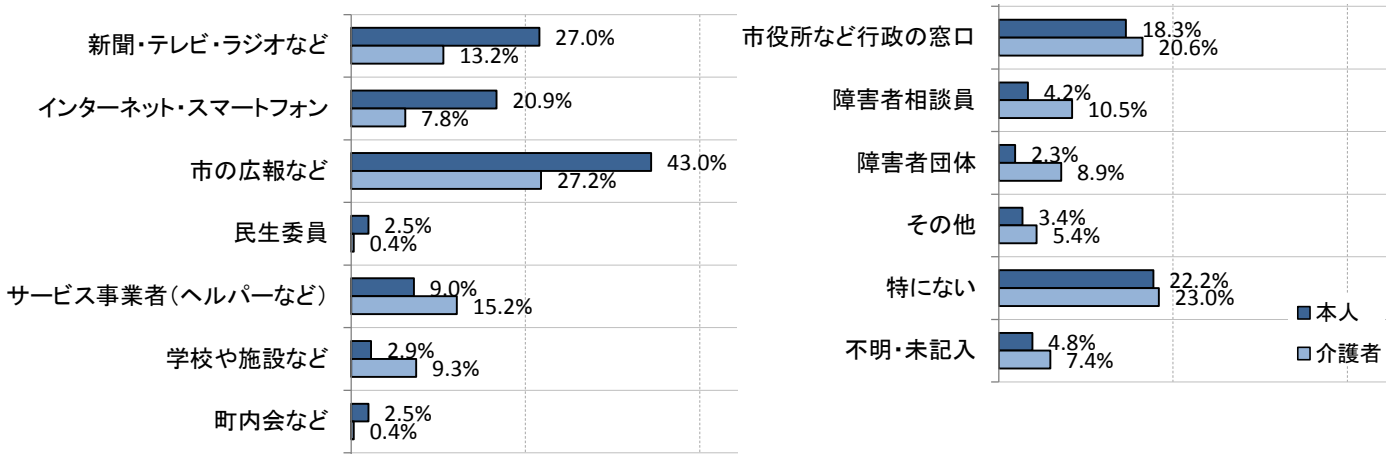

【障害のある子ども】

○身体障害と知的障害は「将来の生活や老後のこと」，精神障害は「お金のこと」，手帳なしは「進学や勉強のこと」が最も多くなっています。

■日常生活で困ったり，不安に思っていること（MA）

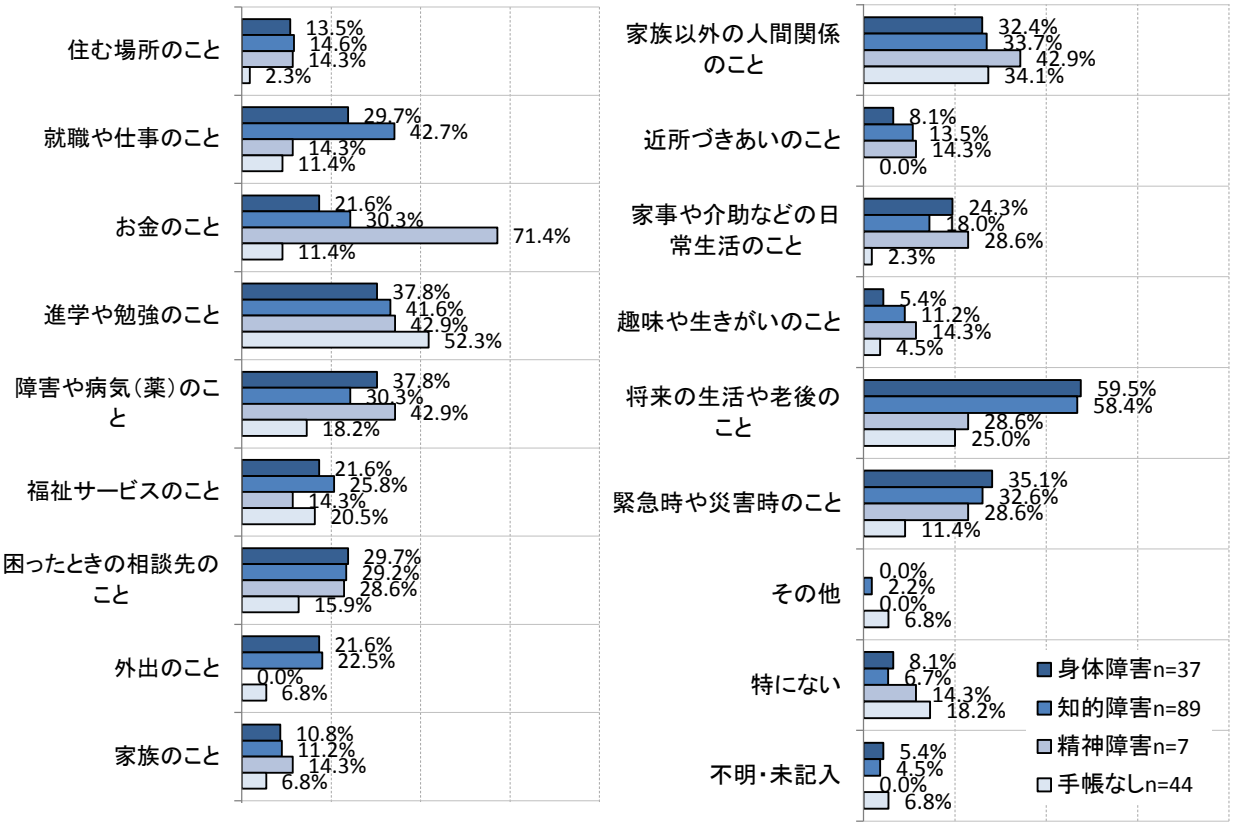

○介護者の相談先として，いずれも「家族・親戚」が最も多く，「医療機関」と「学校・職場」も全体的に多くなっています。

■主な介助・支援者の相談相手（MA）

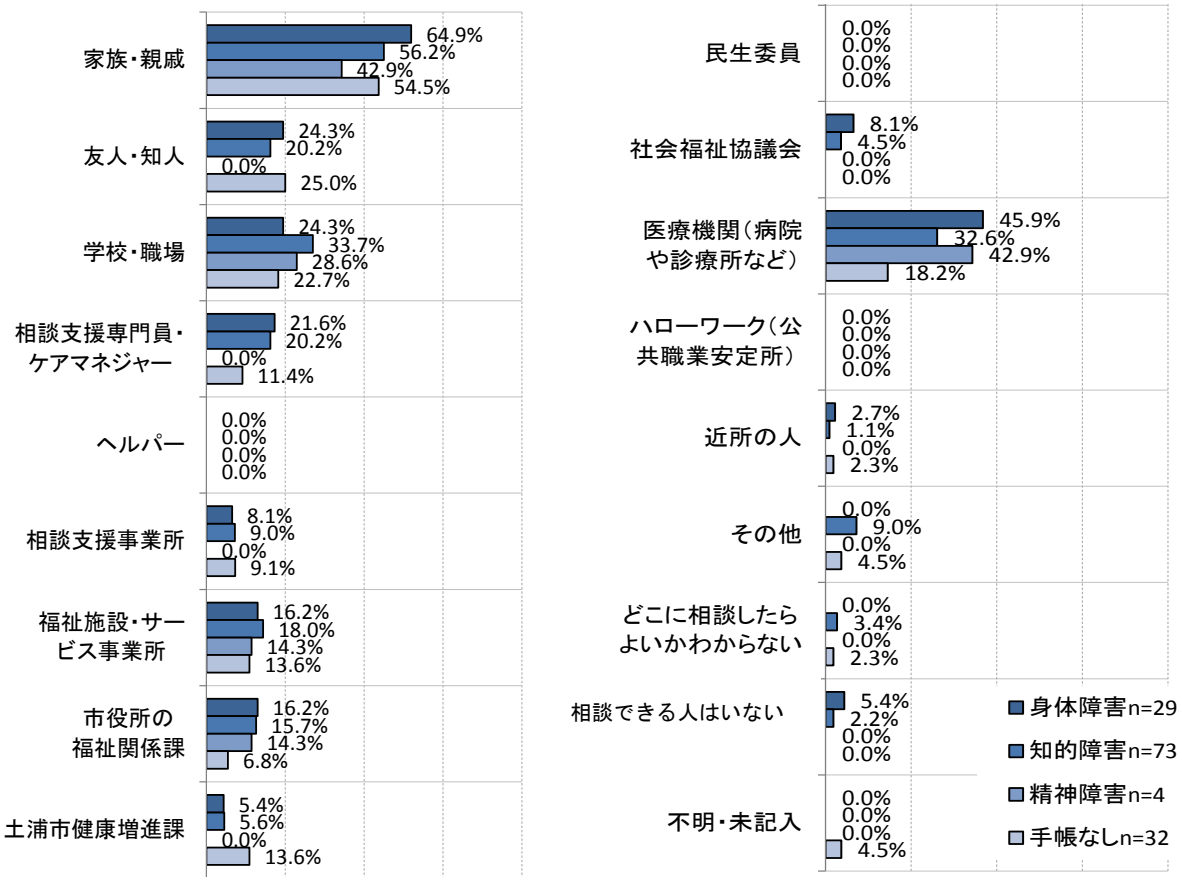

③就労と就学について

【障害のある人】

○現在の就労状況ついては，「働いている」は全体で 26.1%となっており，知的障害では 51.3%となっています。「働いていない」は全体で 56.0%となっており，身体障害では 63.6%となっています。

■就労状況（SA）

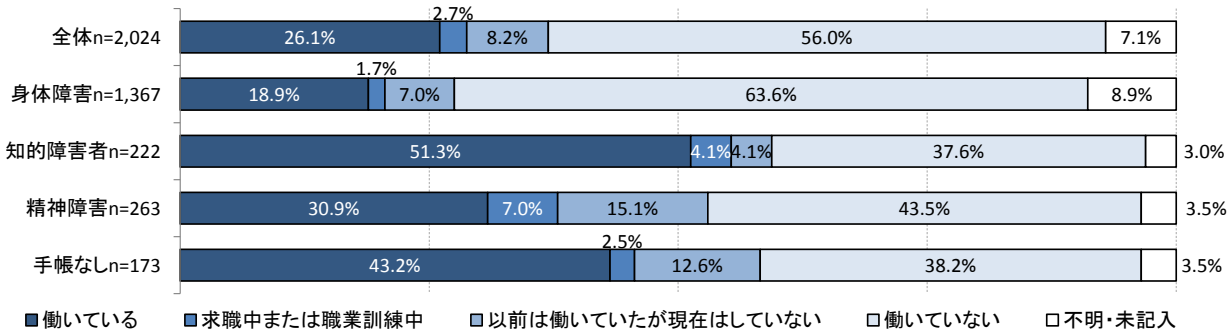

○仕事に就くきっかけは，身体障害と精神障害では，「ハローワークの紹介」と「自分で探した」が高くなっています。知的障害では，「学校での進路指導・実習」と「就労移行支援など福祉的就労」が高くなっています。また，手帳なしでは，「自分で探した」が最も高くなっています。

■仕事に就くきっかけ（SA）

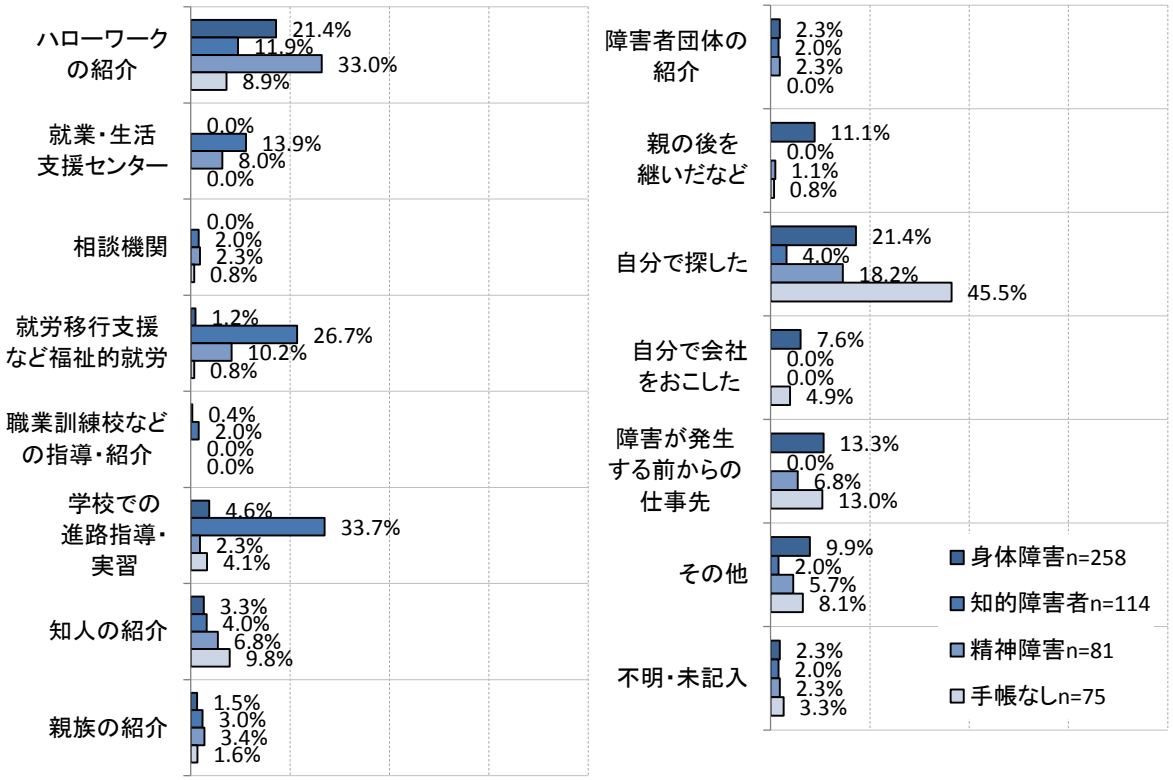

○今後の就労希望については，「働きたいと思う」は全体で 17.6%で，精神障害は 37.4%と他と比べて高くなっています。「働きたいと思わない」は全体で 67.2%で，身体障害で 71.7%と他と比べて高くなっています。

■今後の就労希望（SA）

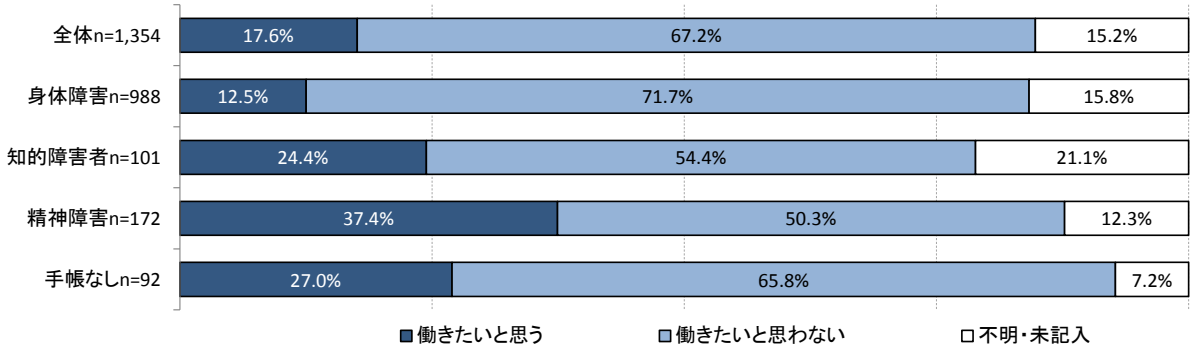

【障害のある子ども】

○身体障害，知的障害，精神障害は「今後の進学先・進路」が最も多くなっています（精神障害は「費用などの経済的な負担」と「子供の将来の生活」含む）。また，手帳なしは，「周囲の友達との関係」が最も多くなっています。

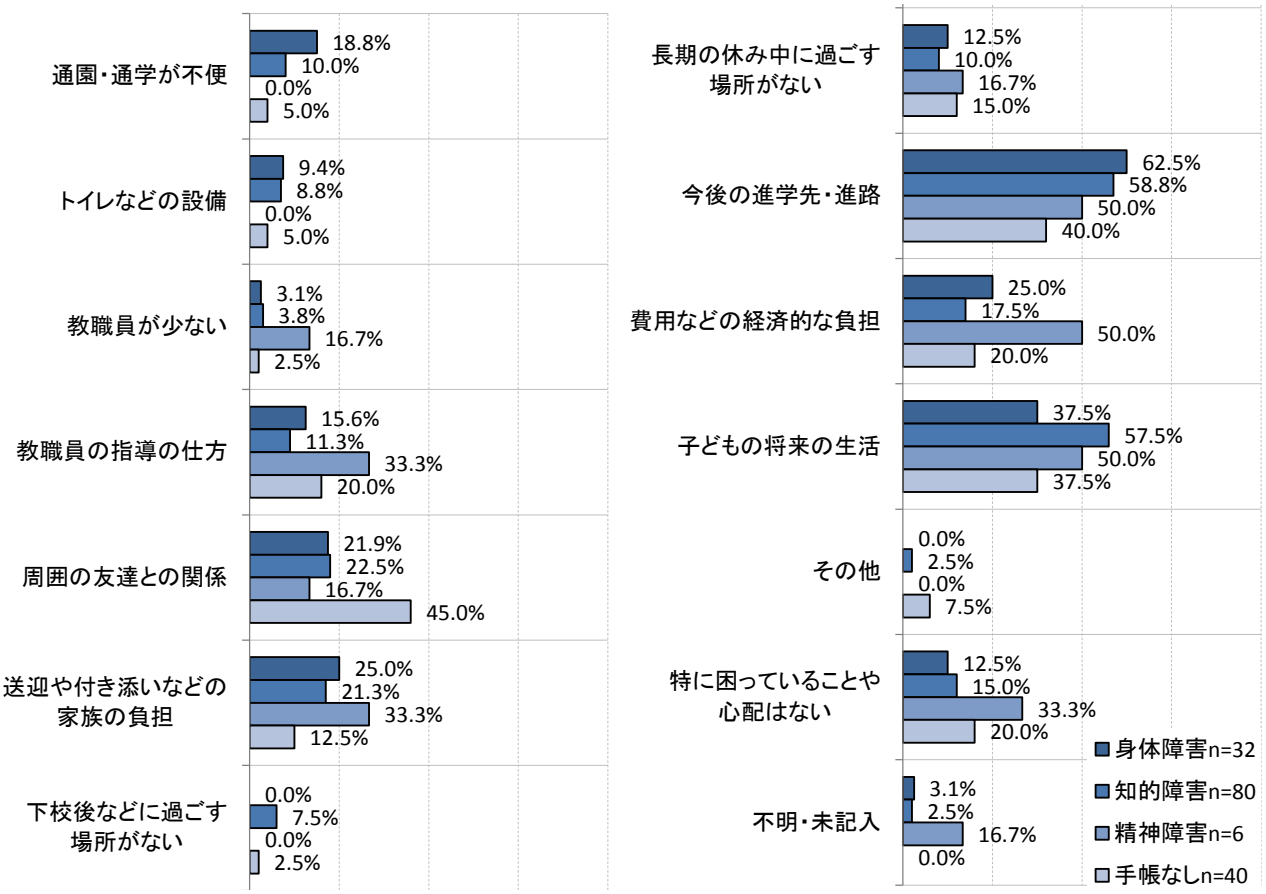

④サービス提供主体の現状

○正社員は「1～5 人」，「6～10 人」が 6 件となっています。「パート（常勤）」と「パート（非常勤）」は，「1～5 人」がそれぞれ 6 件と 12 件で，最も多くなっています。

■雇用形態（SA）

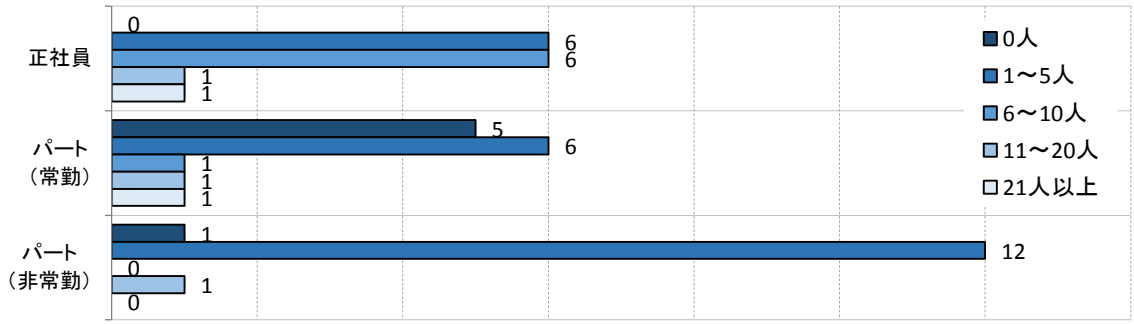

○サービス提供における工夫として，「法人グループ内で情報を共有している」が 6 件と最も多く，次いで，「イベントに参加し，事業所をＰＲしている」と「同種のサービス事業所で情報を共有している」が 5 件となっています。

■サービス提供における工夫（MA）

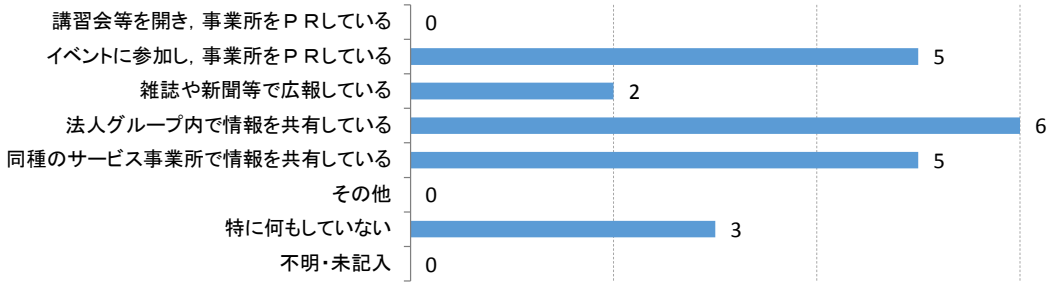

○事業を展開する上での課題や，サービス提供における課題について，「職員の確保が難しい」が 10 件と最も多く，次いで，「利用者の確保が難しい」と「運営・運転資金の確保が難しい」が 5 件となっています。

■事業を展開する上での課題や，サービス提供における課題（MA）

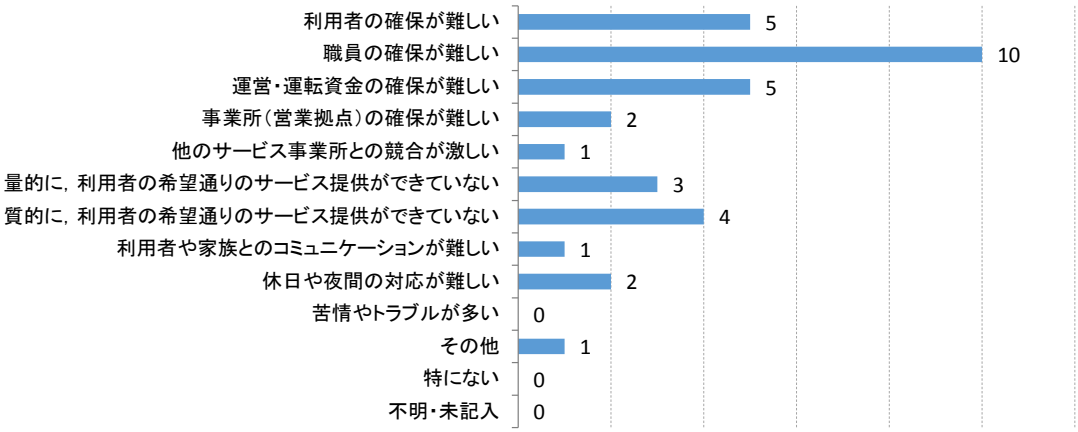

○現在力を入れて取り組んでいることと，今後の予定について，「地域の行事などへの参加や協力」「学校や保育園・幼稚園などとの交流の活性化」は多少減少し，「地域の福祉ボランティアとの協力の強化」「公共施設の利用の促進」は増加しています。

■現在力を入れて取り組んでいることと今後の予定（MA）

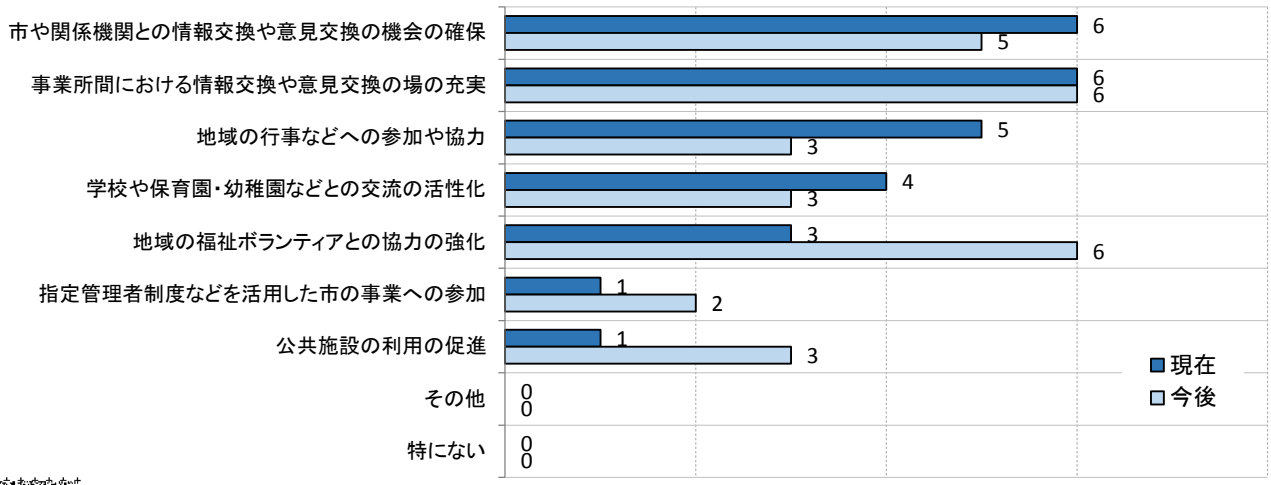

2　策定関係資料

（1）障害者施策の主な動き

①　国の動き

昭和 57 年　3 月	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成　5 年　3 月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成　6 年　9 月	「ハートビル法（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)」施行
平成　7 年　5 月	「精神保健法」が「精神保健福祉法*（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)」へ改正
平成　7 年 12 月	「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～」策定
平成 11 年　6 月	「精神保健福祉法」等の一部改正
平成 12 年　4 月	「介護保険法」施行
平成 12 年　5 月	「交通バリアフリー法（高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)」制定
平成 14 年 12 月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度） 「重点施策実施５か年計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成 15 年　4 月	「支援費制度」施行
平成 16 年　6 月	「改正障害者基本法」施行（障害を理由とする差別の禁止）
平成 17 年　4 月	「発達障害者支援法」施行
平成 18 年　4 月	「障害者自立支援法」施行
平成 18 年 12 月	「バリアフリー新法*（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」施行
平成 19 年　4 月	「学校教育法」改正（特別支援学校制度）
平成 19 年 12 月	「重点施策実施５か年計画」策定（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 21 年　4 月	「改正障害者雇用促進法」施行（意欲・能力に応じた雇用機会の拡大）
平成 23 年　8 月	「改正障害者基本法」施行（障害者の定義の拡大と合理的配慮の導入）
平成 24 年　4 月	「改正児童福祉法」施行（障害児支援の強化）
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年　4 月	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成 25 年　6 月	「障害者雇用促進法」改正（法定雇用率の算定基礎の見直し等）【平成 28 年４月施行】
平成 26 年　1 月	「障害者権利条約」批准
平成 25 年　9 月	「障害者基本計画」策定（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成 28 年　4 月	「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」施行 「改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律)」施行【一部平成 30 年４月施行】 「成年後見制度利用促進法」施行
平成 28 年　5 月	「障害者総合支援法，児童福祉法」改正【平成 30 年４月施行】
平成 28 年　8 月	「改正発達障害者支援法」施行

② 茨城県の動き

平成 6年 3月	「障害者福祉に関する長期行動計画」策定 （計画期間：平成５年度～平成 14 年度）
平成 9年 3月	「重点施策実施計画」策定（計画期間：平成８年度～平成 14 年度）
平成 15 年 3月	「いばらき障害者いきいきプラン」策定 （計画期間：平成 15 年度～平成 23 年度）
平成 19 年 3月	「茨城県障害福祉計画（第１期)」策定 （計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度） 「発達障害者地域支援マニュアル」作成
平成 20 年 3月	「茨城県障害者福祉的就労支援計画－障害者工賃倍増５か年計画－」策定 （計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）
平成 21 年 3月	「茨城県障害福祉計画（第２期)」策定 （計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）
平成 24 年 3月	「新いばらき障害者プラン」策定　（計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度）
平成 24 年 6月	「茨城県工賃向上計画」策定　（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）
平成 27 年 4月	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」施行

③ 土浦市の動き

平成 12 年 3月	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」策定 （計画期間：平成 12 年度～平成 31 年度）
平成 12 年 3月	「つちうら障害者プラン計画」策定 （計画期間：平成 12 年度～平成 21 年度） （前期計画：平成 12 年度～平成 16 年度）
平成 17 年 3月	「つちうら障害者プラン後期計画」改定 （計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）
平成 19 年 3月	「第１期土浦市障害福祉計画」策定（計画期間：平成 18 年度～平成 21 年度）
平成 20 年 3月	「第７次土浦市総合計画」　（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度） （前期計画：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 20 年 3月	「土浦市地域福祉計画」策定（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 21 年 3月	「土浦市障害者向け防災マニュアル」作成
平成 21 年 3月	「第２期土浦市障害福祉計画」策定（計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）
平成 21 年 3月	「土浦市バリアフリー基本構想」策定
平成 22 年 3月	「土浦市バリアフリー特定事業計画」策定
平成 24 年 3月	「第３期土浦市障害福祉計画」策定（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）
平成 25 年 2月	「第７次土浦市総合計画後期基本計画」 （計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成 25 年 3月	「土浦市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」策定
平成 25 年 3月	「第２次土浦市地域福祉計画」策定（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成 25 年 3月	「土浦市障害者・高齢者向け防災マニュアル」作成
平成 27 年 3月	「土浦市障害者計画（後期計画）・第４期障害福祉計画」策定 （計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度）

平成 30 年　3 月	「第８次土浦市総合計画」　（計画期間：平成 30 年度～平成 39 年度） （前期計画：平成 30 年度～平成 34 年度）
平成 30 年　3 月	「第３次土浦市地域福祉計画」策定（計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度）
平成 30 年　3 月	「第５期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」策定 （計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）

（2）土浦市障害者計画策定委員会

土浦市障害者計画策定委員会設置要綱

平成10年6月8日
告示第59号
改正　平成11年7月1日告示第67号
平成15年9月16日告示第134号
平成17年3月31日告示第66号
平成18年5月25日告示第189号
平成19年3月30日告示第59号
平成25年3月25日告示第47号
平成29年3月6日告示第25号
（一部未施行）

注　平成25年3月から改正経過を注記した。

（設置及び所掌事務）

第1条　本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進に資するため，障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に定める市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下この条において「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定により定めるものとされ，一部改正法附則第10条の規定により一部改正法の施行前に作成することができるとされた市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」と総称する。）について調査審議し，計画の立案を行うため，土浦市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（平25告示47・平29告示25・一部改正）

（組織）

第2条　委員会は，委員25人以内をもって組織する。

（委員）

第3条　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　市議会の議員

(3)　関係機関及び団体の役職員

(4)　副市長

(5)　市民

(6)　前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める者

2　委員の任期は，計画の立案が終了したときまでとする。

3　第1項第2号から第4号までに規定する者のうちから委嘱され，又は任命された委員は，委嘱又は任命当時の職を退いたときは，その資格を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は，委員の互選によってこれを定める。

3　委員長は，会務を総理し，委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第5条　会議は，必要に応じ，委員長が招集する。

2　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

3　委員会は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条　委員会の庶務は，保健福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

付　則

この告示は，公表の日から施行する。

付　則(平成11年7月1日告示第67号)

この告示は，公表の日から施行する。

付　則(平成15年9月16日告示第134号)

この告示は，公表の日から施行する。

付　則(平成17年3月31日告示第66号)

この告示は，平成17年4月1日から施行する。

付　則(平成18年5月25日告示第189号)

この告示は，公表の日から施行する。

付　則(平成19年3月30日告示第59号)

この告示は，平成19年4月1日から施行する。

付　則(平成25年3月25日告示第47号)

この告示は，平成25年4月1日から施行する。

付　則(平成29年3月6日告示第25号)

この告示中第1条の規定は平成29年4月1日から，第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

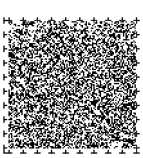

土浦市障害者計画策定委員会委員名簿

任期：平成 29 年 4 月 25 日～平成 30 年 3 月 31 日

委員氏名	所属・役職等	備考
山本　哲也	つくば国際大学産業社会学部准教授	委員長
上方　仁	土浦市地域自立支援協議会会長	副委員長
塚原　直人	土浦市医師会会員	
塚原　圭二	土浦市議会文教厚生委員	
村山　一人	土浦市障害者（児）福祉団体連合会	
里内　龍史	土浦市障害者（児）福祉団体連合会	
渡辺　征	土浦市障害者（児）福祉団体連合会	
吉沢　馨	土浦市障害者（児）福祉団体連合会	
廣瀬　好子	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
加固　美佐子	土浦市ボランティアサークル連絡協議会理事	
揚石　広行	社会福祉法人青洲会さくら苑施設長	
海﨑　眞知子	社会福祉法人明清会ほびき園総括サービス管理責任者	
住田　福祉	社会福祉法人尚恵学園理事長	
井坂　公一	社会福祉法人俊真会施設長	
石川　弥生	ＮＰＯ法人サポートハウスにれの木代表理事	
遠藤　いくみ	合同会社明日夢通所支援事業所大夢代表社員	
尾高　伊津子	土浦公共職業安定所統括職業指導官	
吉田　雅寿	茨城県立土浦特別支援学校進路指導主事	
下条　陽子	茨城県土浦保健所地域保健調整官兼保健指導課長	
住谷　紀男	茨城県土浦児童相談所指導課長	
瀬尾　洋一	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会常務理事	
髙橋　成典	一般公募	

（3）計画策定過程

日程	実施事項	主な内容
平成 29 年 5 月 25 日	第 1 回策定委員会	○委員長及び副委員長の選任について ○障害福祉計画・障害児福祉計画について ○策定のスケジュールについて ○現計画の実施状況について
7 月 6 日	第 2 回策定委員会	○アンケート調査対象者について ○アンケート調査の内容について ○ヒアリング調査の内容について
7 月 24 日 ～8 月 15 日	アンケート調査の実施	○障害者調査 ○障害児調査 ○福祉事業者調査
7 月下旬 ～12 月上旬	ヒアリング調査の実施	○障害者団体
10 月 25 日	第 3 回策定委員会	○アンケート調査の結果（速報）について ○ヒアリング調査の結果（概要）について
12 月 21 日	第 4 回策定委員会	○計画素案の検討について ○パブリック・コメントの実施について
平成 30 年 1 月 5 日 ～1 月 25 日	パブリック・コメントの実施	○素案を市主要施設に設置，市ホームページに掲載
2 月 15 日	第 5 回策定委員会	○パブリック・コメントの実施結果について ○第 5 期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画（案）の修正内容の確認 ○第 5 期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画（案）の承認

3　用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか，あるいはその度合いのことをいう。

一般就労

通常の雇用形態のことで，労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

【か行】

虐待

自分の保護下にある者に対し，長期間にわたって暴力をふるったり，日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく，心理的虐待，性的虐待，経済的虐待（金銭を使わせない，あるいは勝手に使う），ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い，人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

協働

市民及び市がその役割分担に基づき，相互補完的に対等な立場で協力して行動することをいう。

基本指針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき，障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成される。障害福祉計画・障害児福祉計画は，この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため，一人ひとりの生活ニーズに応じて，地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて，一体的・総合的に提供するための手法。

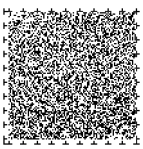

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り，ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では，障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い，虐待その他の人権侵害から，侵害された権利の回復を図り，本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり，障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が，障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり，障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービス利用者の生活上の課題，その支援方針，利用するサービス等を記載する計画で，障害福祉サービスを利用する際必ず作成する。作成は，市が指定する指定特定相談支援事業者が行うほか，利用者本人・家族・支援者等が作成することもできる。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など），制度（利用しにくい制度など），慣行（習慣や文化など），観念（障害のある人に対する偏見，誤解，差別など）などのすべて。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され，地域住民や社会福祉関係者の参加により，地域の福祉推進の中核としての役割を担い，さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人土浦市社会福祉協議会」のことをいう。

障害支援区分

障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので，区分ごとに利用できるサービスが異なる。障害者自立支援法では障害程度区分が用いられていたが，障害者総合支援法では，知的障害や精神障害などの特性に配慮した支援の必要性に目が向けられるようになった。

障害児支援利用計画

障害のある子どもの生活上の課題，その支援方針，利用するサービス等について記載する計画で，児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は，市が指定する指定障害児相談支援事業者が行うほか，家族・支援者等が作成することもできる。

児童福祉法

「すべての国民は，児童が心身ともに健やかに生まれ，かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき，児童（満 18 歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や，各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや，その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また，国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止法

家庭，施設，勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務付け，自治体などが保護することを定めている。

障害者雇用促進法

障害のある人の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者を雇用することなどを義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って，障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し，行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け，障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう，障害の種類に関わらず必要なサービスを利用できるようにしたこと，重度訪問介護の対象者拡大，ケアホームのグループホームへの一元化，地域移行支援，地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

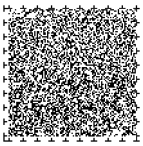

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため，国や地方公共団体，独立行政法人などの公的機関が，物品やサービスを調達する際，障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で，医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次の通り。

・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり，通院による精神医療を継続的に要する人
・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており，その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18 歳以上）
・育成医療：身体障害があり，その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18 歳未満）

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援，住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など，障害のある人の全般的な相談支援を行う。実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了を資格要件とする。

精神保健福祉法

精神障害者の医療・保護，社会復帰の促進，自立への援助，発生の予防などを行い，福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

成年後見

障害などにより判断能力が十分でない人の財産等の管理，また，日常生活において主体性がよりよく実現されるよう，法律行為を代行又は支援することをいう。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と，本人の判断能力があるうちに後見人を選び，委任契約を結んでおく任意後見がある。

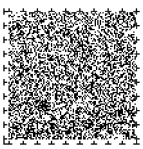

【た行】

退院カンファレンス

病院での入院加療を終え，自宅にて療養を希望される場合に，病院の主治医と在宅療養を担当する医師との間で患者の病態や状況について情報を共有すること。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」・「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより，地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し，関係機関等の連携の緊密化を図るとともに，地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため，市町村に設置する協議会。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう，住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される，地域の包括的な支援・サービス提供体制。

特別支援学級

小学校，中学校，高等学校および中等教育学校に，教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

【な行】

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく，一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり，ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考えのこと。

難病

治療が困難で，慢性的経過をたどり，本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。平成 25 年４月より障害者総合支援法の対象となり，障害支援区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は 335 疾病（平成 29 年４月より）。

【は行】

法人後見

社会福祉法人や社団法人，NPO などの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり，家族等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に，判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで，従業員 50 人以上の事業主に適用される。一般の民間企業は 2.0%，特殊法人や国及び地方公共団体は 2.3%などとなっている。

発達障害

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で，症状が比較的低年齢において発現するもの。

発達障害者支援法

発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。発達障害者支援センターの設置についても規定している。

パブリック・コメント

市の基本的な計画等を策定する際に，事前にその案を公表し，市民等の意見を求め，寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに，市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で，建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり，より広く，社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法

高齢者・障害のある人・妊婦などの移動や公共施設の利用の際の利便性・安全性を向上させるため，公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。職安（しょくあん）ともいう。

批准（ひじゅん）

既に全権代表によって署名がなされた条約に拘束されることを国家が最終的に決定する手続きのことで，通常は議会の同意を得て元首等が裁可あるいは認証，公布などを行うことにより成立し，締約相手国と批准書を交換したり，国際機関に批准書を寄託することによって国際的に正式確認される。

ＰＤＣＡ（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），見直し（Action）の 4 段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で，一般の労働者とは異なり，施設（就労移行支援事業所，就労継続支援Ａ・Ｂ型事業所）の利用者という立場となるが，工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

【ま行】

モニタリング

利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう，サービス等利用計画が適切であるかどうかについて，障害福祉サービス等の利用状況を定期的に検証することをいう。

【や行】

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで，話している内容を要約し，文字として伝えること。「要約し，通訳する」ことで，速記とは内容が異なる。筆談のほかパソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力を付け，自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。

レスパイトケア

乳幼児や障害児・者，高齢者などを在宅でケアしている家族を癒すため，一時的にケアを代替し，リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがある。

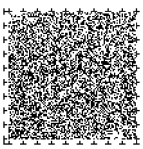

発　行：平成30年3月
発行者：茨城県土浦市
編　集：土浦市保健福祉部障害福祉課

〒300-8686　土浦市大和町９番１号
電　話　029-826-1111（内線2339）
ＦＡＸ　029-826-7118（共用）
Ｅメール　shougai@city.tsuchiura.lg.jp

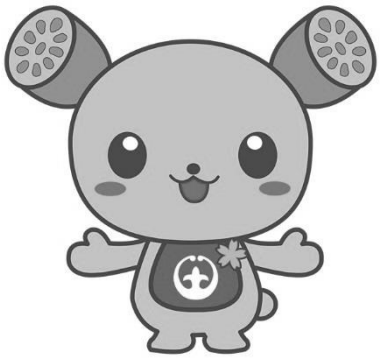

土浦市イメージキャラクター　つちまる